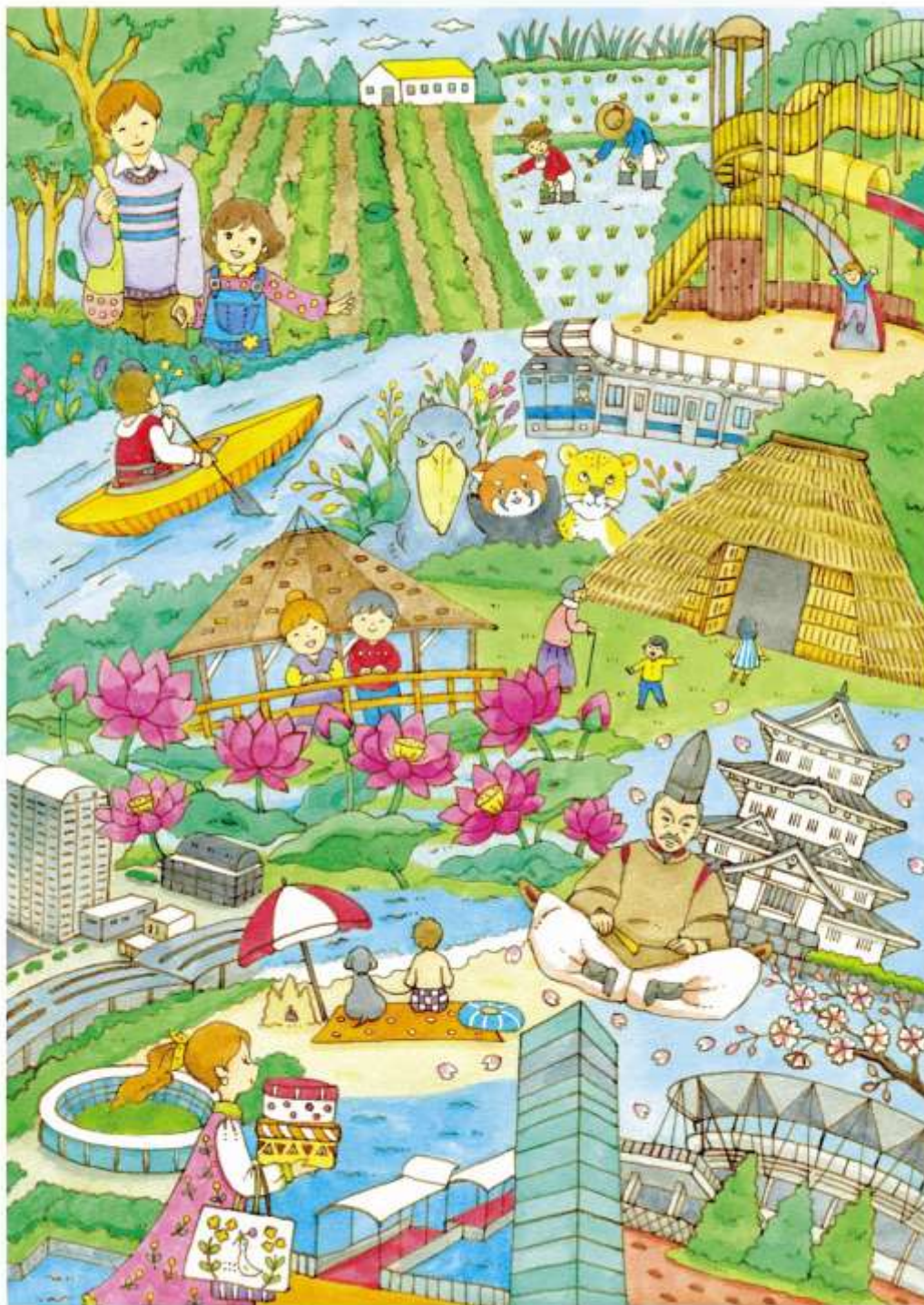


千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023(素案)



せん
千の緑と水辺が人のくらしを包むまち

～縄文より続く 住みやすいまち オオガハスの咲く 訪れたいまちを次代に～

令和5年〇月

千葉市

【千葉市長のメッセージの挿入予定位置】

目次

第1章 はじめに.....	3
1 千葉市の地勢、緑と水辺の特徴.....	3
2 緑と水辺の都市宣言.....	4
3 緑と水辺のまちづくりのあゆみ.....	5
4 人口の見通しと今後の地域社会の状況.....	18
5 計画改定の主旨.....	19
6 本計画の概要.....	19
7 本計画の位置づけと関連する計画.....	20
第2章 緑と水辺の現状と課題.....	21
1 緑の現状.....	21
2 水辺の現状.....	23
3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状.....	25
4 緑と水辺の各フィールドでの主な施策の展開状況.....	29
5 緑と水辺のまちづくりに関わる国の動向.....	49
6 千葉市の緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況.....	53
7 市民意識.....	55
8 本計画で設定する緑と水辺のまちづくりの課題.....	56
第3章 本計画における基本的な考え方.....	57
1 本計画のテーマ/サブテーマ.....	57
2 目指す緑と水辺の姿.....	58
3 本計画で重要視すること.....	67
第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性.....	70
1 計画のつくりに対応した施策展開.....	70
2 施策体系.....	71
3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性.....	73
4 計画の目標.....	103
第5章 計画の推進と進行管理.....	104
1 計画の推進.....	104
2 進行管理.....	104
資料編.....	107
1 前計画の振り返り.....	107
2 市民意識調査の結果.....	109
3 広域計画との関係.....	125
4 ちば・まち・ビジョン(抜粋).....	127
参考資料.....	138
1 計画改定の流れ.....	138
2 用語集.....	145
3 あとがき(表紙のイラスト).....	150

※ 本文中の*印は、「用語集」に説明を掲載した語句の初出箇所を示しています。

第1章 はじめに

1 千葉市の地勢、緑と水辺の特徴

千葉市は、東京湾の湾奥部に面し、千葉県ほぼ中央部、東京から約40km、成田国際空港や東京湾アクアラインの接岸地である木更津市、そして九十九里浜から約30kmの距離に位置します。また、千葉市を起点、終点とする県内幹線道路や鉄道も多く、幹線鉄道と交通体系の結節点として、県内の交通の要衝となっています。

市域面積は、約272km²であり、首都圏にあって広い面積を有しています。市域の北部には花見川が、中心部には都川がそれぞれ東京湾に注ぎ、内陸部には鹿島川が印旛沼に注いでいます。千葉市の地形は、これらの河川で刻まれた谷底低地*と下総台地*、東京湾沿いに広がる約34km²の埋立地に大別されます。

全体的に平坦な地形であるため、都市の成長とともに市街化が進んできましたが、内陸部には、緑豊かな自然環境が残されており、延長約42kmに及ぶ海岸線や、13の河川を擁するなど大都市でありながら、緑と水辺に恵まれていることが特徴となっています。

また、千葉市の令和2年(2020年)の年間平均気温は17.0度、年間降水量は1,792mmとなっており、温暖な気候に恵まれています。



図 千葉市の位置

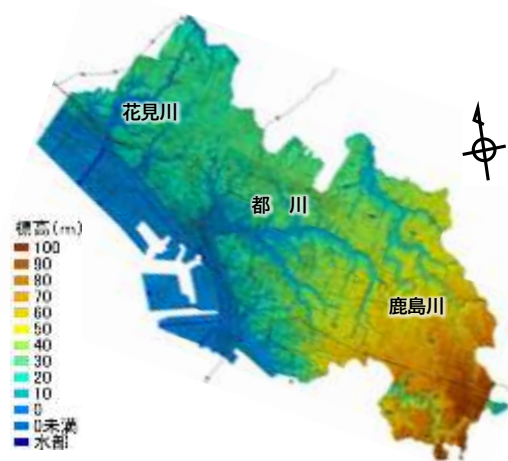


図 千葉市の河川と標高
(国土地理院のデジタル標高地形図を加工して作成)

2 緑と水辺の都市宣言

都市宣言は、その都市が目指す、まちづくりの目標を分かりやすく表現することにより、市民や団体の力を結集させ、それによって都市の個性やイメージを形成できるため、様々な都市において、都市宣言が行われています。

千葉市においては、昭和 59 年(1984 年)10 月 20 日に「緑と水辺の都市宣言」を行っています。その頃は、急激な都市化の進展と、それに伴って緑と水辺の環境が大きく減少し、環境問題が顕在化していました。緑と水辺に恵まれた潤いのある生活環境の中に住みたいとの市民共通の願いが芽生えてきたことが、緑と水辺の都市宣言に結びついています。緑と水辺の都市宣言は、千葉市における緑と水辺のまちづくりの機運を高めるとともに、市民の総力をあげて、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを進めていく上で、大きな役割を果たしています。

緑と水辺の都市宣言

私たちは、生命をはぐくみ文化を支える緑と水辺に恵まれた美しい環境のなかに住みたいと願う。

千葉市は、東京湾の水辺と下総台地に広がる豊かな緑に囲まれ、縄文の昔から、恵まれた自然環境のなかで、健やかで活力に満ちた生活が営まれてきた。

私たちは、この千葉市に住むことを誇りとし、都市づくりの総てにわたって、自然との調和を求めつつ、この緑と水辺を千葉市の個性にまで高め、これを次代に引き継ぎたいと思う。

このため、市民の総力をあげて、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりをすすめることを誓い、ここに、私たちの郷土千葉市を「緑と水辺の都市」とすることを宣言する。

3 緑と水辺のまちづくりのあゆみ

これからの緑と水辺のまちづくりを考える前提として、千葉市の成り立ちや緑と水辺に関する施策展開など、原始・古代から近現代に至るまでのあゆみを振り返ります。

(1) 原始・古代

【旧石器時代から縄文時代】

約3万5000年前の旧石器時代、関東平野は日本最大級の遺跡の集中地帯でした。このなかでも、千葉市域を含む下総台地は、全国総数の1割に及ぶ遺跡数を誇る最大の密集地となっていました。

約5000年前の縄文時代中期には、関東甲信越や東北地方の各地で地域の食材を生かして通年定住型のムラが現れました。自然と共生した生活の痕跡は、市内随所に残っており、縄文時代遺跡数は、面積比率では全国1位となります。市内の代表的な遺跡は、8の字形をした日本最大級の加曽利貝塚です。直径140mでドーナツの形をした縄文時代中期の北貝塚と、長径190mで馬のひづめの形をした縄文時代後期の南貝塚からなり、国の特別史跡に指定されています。

【弥生時代から古墳時代】

弥生時代中期には、房総半島に稲作が伝わり、環濠集落などの大きなムラが現れました。環濠集落は、九州から関東・北陸にかけて600箇所以上発見された弥生時代を特徴づけるムラの形であり、千葉県が分布の東端にあたります。千葉市域における代表的なムラとしては、星久喜遺跡が挙げられます。

古墳時代には、日本列島各地に大規模な古墳がつくられ、ヤマト王権を中心とした首長連合が形成され、大王家や中央豪族が進出するなかで、房総半島では、有力豪族が各地に古墳群を形成しました。千葉市域には、前方後円墳の大覚寺山古墳をはじめ、大小様々な古墳がつくられました。

【奈良時代から平安時代】

律令制下においては、千葉市域は、下総国千葉郡と上総国山辺郡にまたがっており、上総・下総国境地帯には瓦や土器、鉄製品などの生産遺跡が集中していました。千葉寺などの寺院も建立されました。

平安時代になると中央の権力を背景にした国司と在地で成長した武士との対立が生まれました。武士団は、国司を補佐し、国内の治安を維持する役割を果たす一方で、在地領主として、税物を厳しく取り立てる国司と対立しました。やがて、国家に対する反乱とみなされるような武力発動として、平将門の乱や平忠常の乱が生じ、上総・下総・安房の三国は荒廃しました。その後、子孫達が上総・下総両国で勢力を伸ばし、荒廃からの復興を担いました。



図 縄文時代の遺跡となる貝塚の分布図



加曾利貝塚(イラスト)



星久喜遺跡



大覚寺山古墳

2,000 年以上前の古代ハスの発掘・開花

オオガハスは、昭和 26 年(1951 年)に現花見川区朝日ヶ丘町の東京大学検見川厚生農場(現東京大学検見川総合運動場)において、植物学者の大賀一郎博士を中心としたグループにより発見された古代ハスです。年代測定の結果、少なくとも 2000 年以上前(弥生時代に相当)のものと分かっています。現在、オオガハスは国内外およそ 200 か所に分根されていますが、オオガハスの発祥の地は千葉市です。古代の眠りから目覚めた花を千葉市に見に来ませんか。



大賀一郎博士とオオガハス

(2) 中世

【鎌倉時代】

大治元年(1126年)6月1日、平忠常の子の平忠将のひ孫に当たる千葉常重が上総国大椎(現在の緑区大椎町)から現在の中央区亥鼻付近に本拠を移し、千葉のまちの礎が築かれたとされています(千葉市では、毎年6月1日を「千葉開府の日」と定めています)。千葉氏がこの地を本拠としたのは、水陸交通の要衝であったことが理由と考えられています。

平氏政権に対して反旗を翻した源頼朝は、石橋山の戦いに敗れて房総半島南部の安房に逃れ、再起を期しますが、軍勢を率いて参上したのが、千葉常重の子の千葉常胤たち千葉一族でした。源平合戦や奥州合戦などにも参加し、鎌倉幕府の創設に大きく貢献しました。この功績により千葉常胤は鎌倉時代を通じて下総守護の地位を与えられ、全国各地に所領を得ました。鎌倉幕府の歴史書「吾妻鏡」のなかでも伝統的な武士の代表として書かれています。

千葉常胤の所領については、「千葉六党」と呼ばれる、嫡子の千葉胤正をはじめとする6人の男子に分配され、千葉氏の一族は、東北地方から九州までの各地に広がりました。

【南北朝時代から戦国時代】

2度にわたる蒙古襲来に関連して、肥前小城郡(佐賀県)などに所領を有していた千葉氏は、幕府の命で九州の防備に当たりました。これをきっかけに千葉氏は、肥前千葉氏と下総千葉氏の2流に分かれ、南北朝時代になると内紛を迎えました。

足利尊氏が京都に開設した室町幕府のもと、関東は京都の室町幕府とは別に、鎌倉府が統治を担いました。足利尊氏の子の足利基氏と、その子孫が鎌倉公方を世襲し、関東管領の上杉氏が補佐する体制でした。千葉氏はそのなかでも、実力や格式を認められ、侍所を務めて、鎌倉の警備や秩序維持にあたっていました。

享徳3年(1454年)、室町幕府と対立した公方の足利成氏が、関東管領の上杉氏と不仲となり、享徳の乱に発展しました。千葉氏のなかでも本宗家の千葉胤直が上杉方、馬加まぐわり(花見川区幕張)を本拠とする庶家の馬加康胤が足利成氏方に分かれて戦い、千葉の館は落ち、本宗家が滅びました。康胤が新たな当主に擁立され、その後、千葉氏は本佐倉城(酒々井町、佐倉市)に本拠を移しました。それに代わって、庶家の原氏が小弓城(中央区生実町)に拠って、市域を治めました。原氏は、上総に進出してきた真里谷武田氏と度々衝突しました。

永正年間(1504年～1521年)の古河公方家の内部抗争により、公方足利高基と争う弟の足利義明を真里谷武田氏が小弓城へと招き、足利義明は小弓公方として、勢力を振るいましたが、天文7年(1538年)、相模の戦国大名の北条氏綱が、国府台合戦で小弓公方を滅ぼし、力を伸ばしました。その後、千葉氏・原氏も北条氏の傘下に入り、土気城(緑区土気町)を本拠とした地域領主(国衆)の酒井氏も北条氏に帰属することとなりました。

天正18年(1590年)、豊臣秀吉の小田原攻めによって北条氏が滅亡すると、千葉氏・原氏・酒井氏も所領を失い、その家臣の多くは帰農することとなりました。



図 鎌倉時代の千葉のまち



亥鼻城跡



郷土博物館（近世の城郭がモデル）



図 千葉氏の足跡

(3) 近世

【江戸時代】

北条氏滅亡後の関東には徳川家康が移封されました。江戸時代の千葉市域は、中央部に佐倉藩領、南部に生実藩領が置かれ、その他の地域には、幕領や旗本知行所などが入り組んでいました。

江戸幕府は、江戸城周辺に将軍が鷹狩りを行う鷹場を設けました。千葉県内では東金に鷹狩りの拠点となる東金御殿が建設され、船橋から東金御殿までをほぼ一直線で結ぶ東金御成街道がつくられました。同街道は、千葉市域を横断するものであり、中間地点には御茶屋御殿という将軍の休憩所が設けられました。海沿いには、江戸から船橋を経て房総を結ぶ、房総往還が通じていました。また、登戸村、寒川村や、浜野村の沿岸村では、陸送されてきた様々な荷物を受け取り、五大力船と呼ばれる廻船で、江戸に輸送しました。千葉市の沿岸は、房総半島の内陸部と江戸を陸路と海路でつなぐ結節点となっていました。

湊として栄えた検見川村や登戸村などでは、アサリやハマグリといった貝類を中心にイカ漁など様々な漁業が行われました。一方で、内陸部の村々は、小さな川に沿った低地や台地上に存在しました。台地上は、関東ローム層からなる地質の良くない土地であったため、原野や林野として利用されるか、畑地となりました。原野や林野は、薪や炭などの林産物の生産場所となり、畑地では江戸向けの蔬菜類が栽培され、特に薩摩芋は地域一帯で栽培が広がりました(薩摩芋の関東でのルーツに関しては、享保20年(1735年)の馬加村(現在の花見川区幕張町)などで実施された青木昆陽による試作とされ、現在の幕張町には昆陽を「芋神様」として祀る昆陽神社が建立されています)。また、村の外には周辺の村々が入会秣場として利用したほか、下総国の原野は、馬の放牧場である牧として利用されました。千葉市に隣接して、北西部には小金牧、北東部には佐倉牧という幕府の直轄牧がありました。

下総台地上には、小河川などの浸食によって、なだらかな谷である谷津が形成され、谷あいには水田がつくられ、谷津と台地の境界付近に集落が立地しました。水田を維持するには小河川の水だけでは足りず、河川上流部に堰を設けて取水する用水路を造成することもありました。水不足に悩む寒川、千葉寺両村は都川の水を田地に引くため、丹後堰用水を築きました。都川に堰を造って取水し、亥鼻台、葛城台の崖下沿いに用水路を掘って流し、千葉寺村五田保(現在の中央区稲荷町)の地先から江戸湾に落とすものであり、用水路周辺の村々の田地を潤すものとなりました。

また、印旛沼は、利根川が増水した折の遊水地の役割を有していましたが、増水すると周辺の村々に大きな被害をもたらしたため、沼の水を江戸湾に流す印旛沼掘割を造る工事が行われました。天保期の工事は、老中水野忠邦が主導し、5人の大名に御手伝普請を命じて、大規模に行われましたが、難工事で完成はしませんでした。その後、水路は昭和44年(1969年)にようやく完成し、現在では、新川・花見川と呼ばれています。

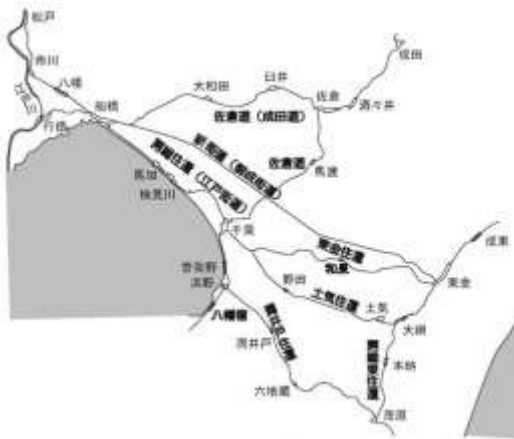


図 近世の交通



御成街道と御茶屋御殿跡



図 江戸と千葉の流通



図 葛飾北斎「富嶽三十六景 登戸浦」



図 房総の牧の地図



図 普請を命じられた五藩

(4) 近代

【明治時代】

明治6年(1873年)、印旛県と木更津県の統合により千葉県が誕生し、県庁が千葉町に置かれました。県庁所在地となった千葉町は、政治行政・商業・金融・医療・教育などの機能が集中する近代都市へと急速に発展し、江戸時代とはその様相が一変しました。明治7年(1874年)には、千葉市初の公園となる、千葉公園(現羽衣公園)が開設されました。

街の中心部で市街化が進んだこの頃、稲毛の辺りは、遠浅の海岸であり、明治21年(1888年)には県内初の海水浴場が開かれ、別荘地としても注目されました。医師の濱野昇により稲毛海気療養所(後の海気館)が設立され、海水浴は諸疾病に対する治療法と提唱され、千葉市の海辺は保養地となっていました。稲毛海岸が、海水浴が楽しめるリゾート地として知られる一方で、潮の満ち引きによって現れる固く締まった広大な砂地が、飛行機の滑走路として使用できる適地でもあり、我が国初の民間飛行場にもなりました。

明治41年(1908年)、陸軍の交通兵旅団指令部と鉄道連隊第2大隊の椿森移転以降、千葉市域には陸軍歩兵学校や気球連隊など多くの陸軍施設が置かれました。また、内陸部は広大な陸軍の演習場となりました。特に、中央区(椿森・弁天)、稲毛区(作草部・天台・穴川・小仲台・園生)には軍用施設が多く、総面積は462haに及びました。

【大正時代から昭和初期】

大正10年(1921年)1月1日に市制を施行し、千葉市が誕生しました。当時の人口は、3万3887人、世帯数は6,918世帯でした。翌年の職業別世帯構成では、工業・農業・水産業という生産者世帯は20%に過ぎず、80%が商業を中心とした非生産的な消費世帯であり、千葉市は大正末でも消費都市としての性格を有していました。この頃、中心市街地においては、大正8年(1919年)の旧都市計画法の制定後、都市計画が定められ、計画的なまちづくりが始まりました。主要な公園は、千葉公園(現羽衣公園)、亥鼻山公園、荒木山公園(現千葉公園)と数えるほどであり、市制10周年の記念論文では公園建設を訴える一文が寄せられていました。

太平洋戦争下の昭和20年(1945年)の空襲により、中心市街地の大半が焦土と化しました。復興都市計画が定められ、戦後の復興が始まりました。公園整備もこれを契機に進められましたが、当時の人々にとっては、衣食住の確保が先決であり、豊かな環境づくりという考えが持てるほど、余裕のある時期ではありませんでした。戦後の混乱と財政難によって復興事業は進まず、昭和24年(1949年)に復興計画は打ち切られました。翌年には、復興計画の延長として、新5か年都市計画を策定し、重点事業として、臨海部への川崎製鉄所の誘致、千葉港の建設により消費都市から生産都市へと転換を図りました。公園緑地に関しては、市街地一帯の公園整備と初の総合公園となる千葉公園の整備を位置付けました。



千葉町役場（明治：左の2階建ての建物）



遠浅の海岸での船遊び



最初の市庁舎（大正）
（写真提供：国土交通省利根川下流河川事務所）



千葉公園（現羽衣公園）での市制施行祝賀式



図 罹災状況図
（千葉県文書館所蔵：許可番号R4-行2）



図 戦災復興計画図

(5) 現代

【昭和中期から昭和後期】

昭和 30 年代からの我が国の経済の高度成長は、東京を中心に首都圏への人口と産業の集中をもたらしました。工場進出による人口増大や首都圏のベッドタウンとして、公有水面の埋立や、臨海部や内陸部において、海浜ニュータウンなどの大規模団地の造成が進みました。市域面積の 8 分の 1 に相当する土地を生み出した臨海部の埋立や昭和の大合併に代表される周辺町村との合併を経て、現在の千葉市域が形成されました。

この間、千葉市の人口は急増し、昭和 39 年(1964 年)には 30 万人、昭和 46 年(1971 年)には 50 万人を突破しましたが、その反面、社会資本の整備が人口の急増に追いつかず、公害の発生やこれに伴う生活環境の悪化などへの対応が市政の重要課題となりました。公園緑地に関する施策についても、公園緑地の量を確保するための施策として、公園の整備や緑地の保全に関するものを矢継ぎ早に展開していきました。

昭和 40 年(1965 年)の千葉市総合開発計画では、「緑と健康の町」を、後継計画となる昭和 48 年(1973 年)の千葉市長期総合計画では、「緑と太陽の健康都市」を目標に掲げ、いずれの計画においても、公園の整備を積極的に進めることとしました。泉自然公園、昭和の森、加曽利貝塚公園、千葉県スポーツセンター、稲毛海浜公園といった特色のある大規模公園とともに身近な公園の整備を次々に計画しました。稲毛海浜公園においては、我が国初の人工海浜いなげの浜の造成もはじまりました。

また、緑の保全に関しては、昭和 41 年(1966 年)に制定された首都圏近郊緑地保全法を受けて、東千葉近郊緑地保全区域*及び、近郊緑地特別保全地区*が指定されました。昭和 46 年(1971 年)に制定した千葉市環境基本条例を受けて、緑化の推進及び樹木の保全に関する条例を制定し、保存樹木や保存樹林の指定を進めました。これと併せて、緑の保全・創出に関する要綱なども定め、学校などの公共施設緑化、市民の森の指定をはじめました。

昭和 56 年(1981 年)の千葉市新総合基本計画においては、「緑と水辺を活かす快適な環境都市」が位置付けられ、緑と水辺に親しめる環境づくりの一環として、公園の整備に重点を置きました。大規模公園として、千葉北部総合公園(現動物公園)、千葉中央総合公園(現青葉の森公園)、臨港公園(現千葉ポートパーク)、幕張海浜公園、花島公園、都川レイクサイドパーク(現都川水の里公園)などの大型プロジェクトを次々に計画・実施しました。

昭和 59 年(1984 年)には、緑と水辺のまちづくりの機運の高まりを受けて、「緑と水辺の都市宣言」を行いました。また、同年には、自然環境の保全や緑化に対する市民意識の高まりを受けて、緑と水辺の基金も創設しました。



年月日	合併町村など	面積
大正 10 年(1921 年) 1 月 1 日	市制施行時	15.22 km ²
昭和 12(1937 年) 2 月 11 日	検見川町、都賀村、 都村、蘇我町	66.88 km ²
昭和 19(1944 年) 2 月 11 日	千城村	86.33 km ²
昭和 29(1954 年) 7 月 1 日	積橋村	107.24 km ²
昭和 29(1954 年) 7 月 6 日	幕張町	117.24 km ²
昭和 30(1955 年) 2 月 11 日	生浜町、誉田村、 椎名村	158.81 km ²
昭和 38(1963 年) 4 月 10 日	泉町	210.84 km ²
昭和 44(1969 年) 7 月 15 日	土気町	249.68 km ²
令和元(2019 年) 7 月 1 日	現在	271.78 km ²

図 千葉市域の変遷

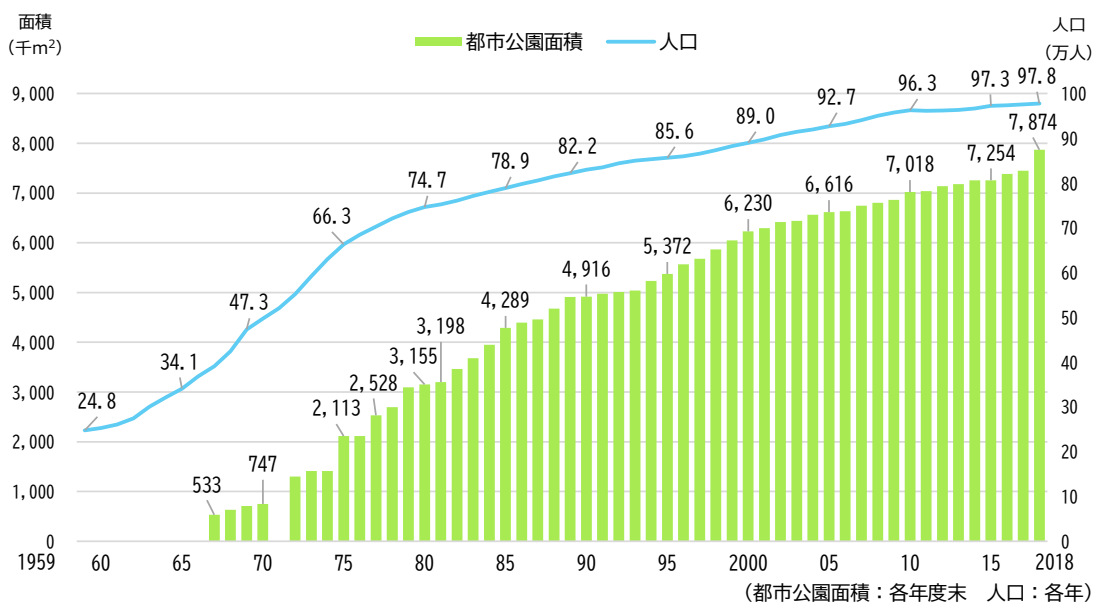


花見川団地



海浜ニュータウン

図 人口増加に対応した住宅団地の造成



人口と都市公園面積の動向

都市公園面積：昭和 34 年(1959 年)から昭和 41 年(1966 年)、昭和 46 年(1971 年)はデータなし

【平成】

我が国の経済が安定成長期に移行した後も、千葉市の人口は着実に増加を続けました。平成元年(1989年)には幕張メッセがオープンし、首都圏における中核的な都市としてより高次的な都市機能を担うため、平成3年(1991年)以降、第四次首都圏基本計画などにおいて、千葉市は業務核都市*に位置付けられ、千葉都心、幕張新都心の整備を進めるとともに、千葉都市モノレールなどの基幹的な公共交通の充実などに取組みました。

平成4年(1992年)4月1日には、全国12番目の政令指定都市となり、6つの行政区を設置するなど、市民に身近な行政の実現と特色ある区づくりを進めました。平成5年(1993年)4月29日には、政令指定都市移行を記念して、植物学者の大賀一郎博士が開花させた古代ハスのオオガハスを市の花として決めました。また、平成13年(2001年)以降は、蘇我副都心の長期的な育成・整備も進めています。

この頃の公園緑地に関する施策については、人口減少・少子高齢化といった今後の社会経済状況が大きく変化することを見据えて、これまでの施策の延長線上としての大規模公園の整備(蘇我スポーツ公園など)や緑地の保全(特別緑地保全地区の指定など)といった取組だけでなく、既存のストック(資産)を活かしつつ、質の向上を目指したものと徐々に政策転換を図ってきました。これらは、老朽化が進む稲毛海浜公園や、昭和の森などの大規模公園におけるリニューアル事業であり、他都市に先駆けて官民連携で事業を実施しました。

【令和】

元号が変わり令和となっても、千葉市の人口は、緩やかに増加を続けており、令和3年(2021年)には、市制施行100周年を迎え、市制施行時の30倍となる約98万人が居住するなど、都市として成長を続けています。政令指定都市としての都市基盤整備を進めてきたことにより、公共施設の充実度は高まってきており、それと同時に、貴重な財産である豊かな緑と水辺も残され、充実した都市機能と豊かな自然を併せ持つバランスの取れた大都市となってきました。

公園緑地に関する施策については、人口減少・少子高齢化を見据えて、公園緑地の質の向上を目指した政策を引き続き展開しています。大規模公園における官民連携でのリニューアル事業に取り組むとともに、花見川を中心とした川辺における親水事業として、カヤック体験など、河川のアメニティ*活用にも取り組んできています。

今日の千葉市は、約98万人の市民がくらす基礎的自治体であり、千葉県都であり、そして、首都圏の主要な拠点都市という多様な性格を持つ大都市として、成熟を深めていこうとしています。



千葉都心の鳥瞰写真



幕張新都心の鳥瞰写真

写真挿入

令和4年度末に広報広聴課より

蘇我副都心の鳥瞰写真

(6) 緑と水辺のまちづくりの計画と施策

【これまでの振り返りと計画と施策】

これまでの緑と水辺のまちづくりのあゆみからみて、緑と水辺のまちづくりに関する施策については、主に明治時代以降の近代化に伴って展開してきました。施策展開の方向性は、それぞれの時代に応じて、千葉市の都市計画、基本計画や、緑と水辺のまちづくりに関する部門計画(マスタープラン)に位置付けてきました。

昭和 50 年代以降では、国の通達などを通して、緑と水辺の保全・創出、活用を体系的・計画的に講じていく上で、マスタープランが重要視されたこともあり、緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の方向性は、主にマスタープランに位置付けてきました。昭和 55 年(1980 年)の「千葉市緑のマスタープラン(原案)」にはじまり、後継計画として、昭和 62 年(1987 年)の「千葉市緑と水辺のネットワーク 21 世紀計画」、平成 9 年(1997 年)の「千葉市緑と水辺の基本計画」及び、平成 24 年(2012 年)の「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」とこれまでに 4 つの計画を策定してきました。

歴代の計画に共通することとして、市全域からみた緑と水辺の骨格を定めました(下図参照)。緑と水辺に関する様々な施策を、この骨格を意識して展開していくことで、千葉市の緑と水辺が更に特徴づけられていくと考えてきました。

緑と水辺のまちづくりあゆみを改めて振り返るなかでも、公園を中心とした時代に応じた施策展開や、緑と水辺の骨格の形成は、千葉市の緑と水辺のまちづくりを特徴づけるものとして浮かび上がってきます。

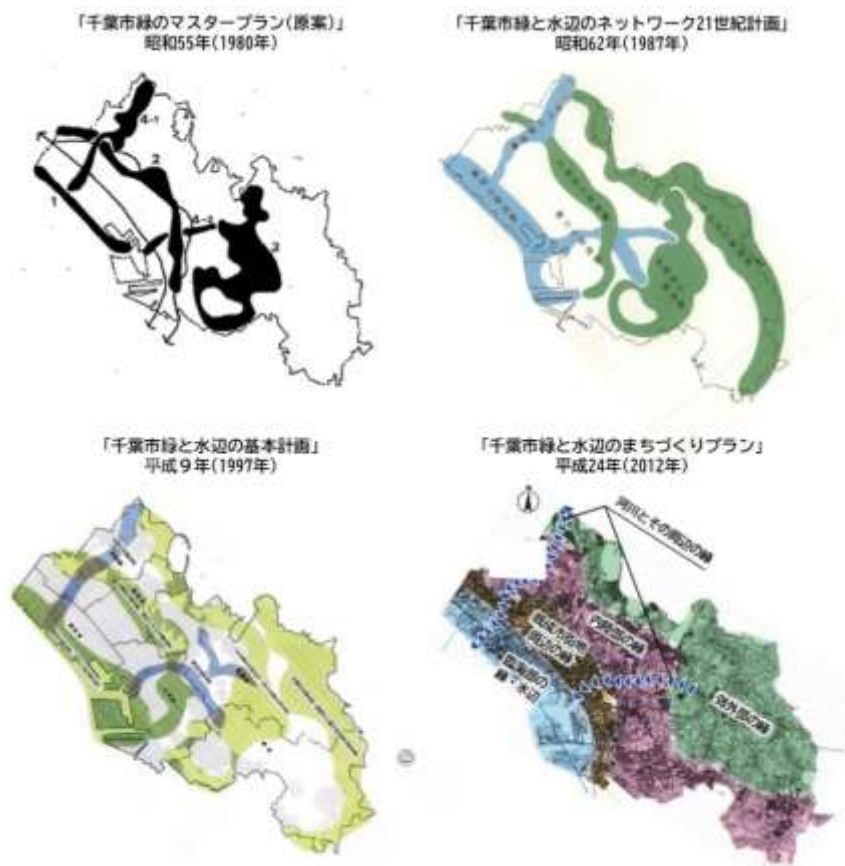


図 歴代の計画における緑と水辺の骨格(ネットワーク)

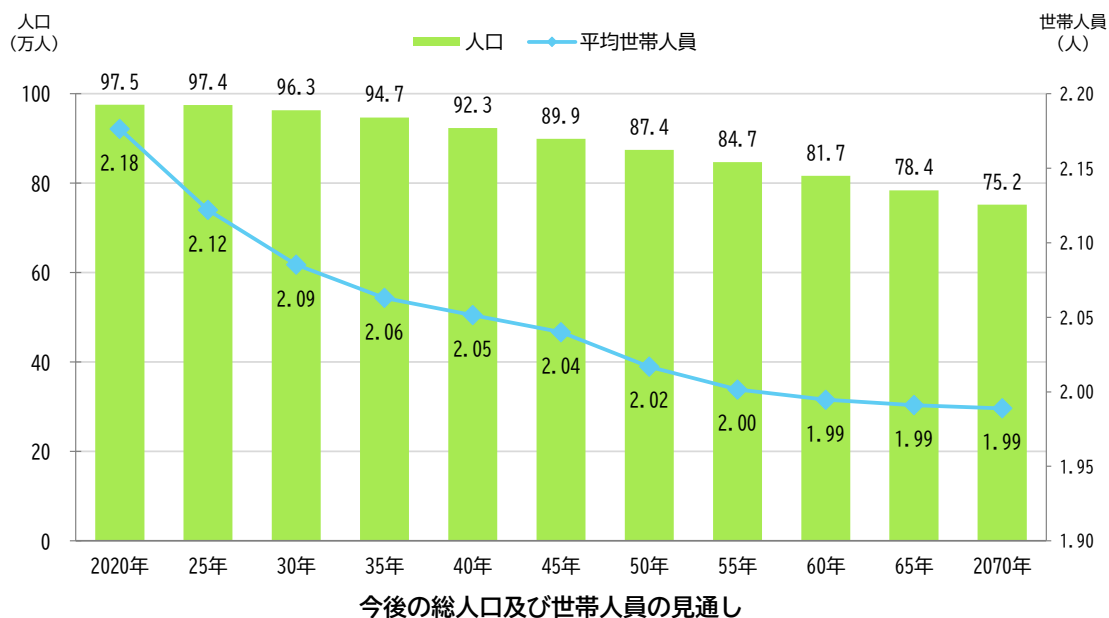
4 人口の見通しと今後の地域社会の状況

国勢調査において、我が国の総人口が減少に転じた頃から、千葉市のまちづくり全般に関して、拡張を基調としたものから、既存のストック(資産)を活かした持続可能なまちづくりへと徐々にシフトしてきました。

千葉市の総人口に関しては、2020年代前半をピークに減少に転ずる見通しとなっており、また、1世帯あたりの平均世帯人員に関しても、減少が続く見通しとなっています。

こうした人口や平均世帯人員の見通しを踏まえ、近い将来の地域社会の状況を見渡してみると、空き家・空閑地の増加による地域の魅力低下・治安悪化とともに、町内自治会などの地縁組織の担い手不足や、共助機能の低下といった地域活動の縮小、住民同士の交流機会の喪失によって地域の賑わいや愛着が失われていくことなどが懸念されます。また、人口規模縮小に伴う需要の減少は、公共施設・インフラの維持更新、統廃合、公共交通サービスの衰退、民間サービスの撤退など、地域社会の様々な分野に影響を与え、都市の利便性・快適性の低下につながっていくことも想定されます。

地域社会の状況として様々な懸念が予見されるなかで、今後の緑と水辺のまちづくりに関しては、これまで以上にストック(資産)を活かして、地域社会の課題解決に資するような施策の方向性を意識していく時期にあります。



5 計画改定の主旨

千葉市の緑と水辺のまちづくりに関しては、平成24年(2012年)4月に策定した「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」(以下、「前計画」といいます)に基づき、様々な取組を進めていますが、前計画が令和4年度末(2022年度末)に目標年次を迎えるため、今後の緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の方向性を位置づけた「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023」(以下、「本計画」といいます)を策定します。

6 本計画の概要

(1) 計画の名称

「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023」

(2) 計画の期間

令和5年度(2023年度)～令和14年度(2032年度)までの概ね10年間

(3) 計画の対象

千葉市全域の緑と水辺

(4) 計画で示すもの

本計画では、豊かな緑と水辺を次代に引き継ぐため、市民、団体、事業者、大学など多様な主体と行政が連携・協力して取組む、千葉市の緑と水辺のまちづくりの基本方針(緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の方向性)を示します。

7 本計画の位置づけと関連する計画

本計画は、法体系上においては、都市緑地法第4条に基づく、いわゆる緑の基本計画として、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する法定計画の位置付けを有しています。

また、千葉市の庁内においては、緑と水辺のまちづくりに関する部門計画となります。庁内における計画相互の位置付けとして、本計画は、千葉市基本計画に即し、都市アイデンティティ戦略プラン及び、都市計画法に基づく都市計画マスタープラン（千葉市では、都市計画区域マスタープラン*、都市計画マスタープラン*、立地適正化計画*の3プランを統合して「ちば・まち・ビジョン」といいます）などと適合するものとなります。また、景観法に基づく景観計画、水環境保全計画（生物多様性地域戦略を兼ねる）や、農業基本計画などと連携するものとなります。

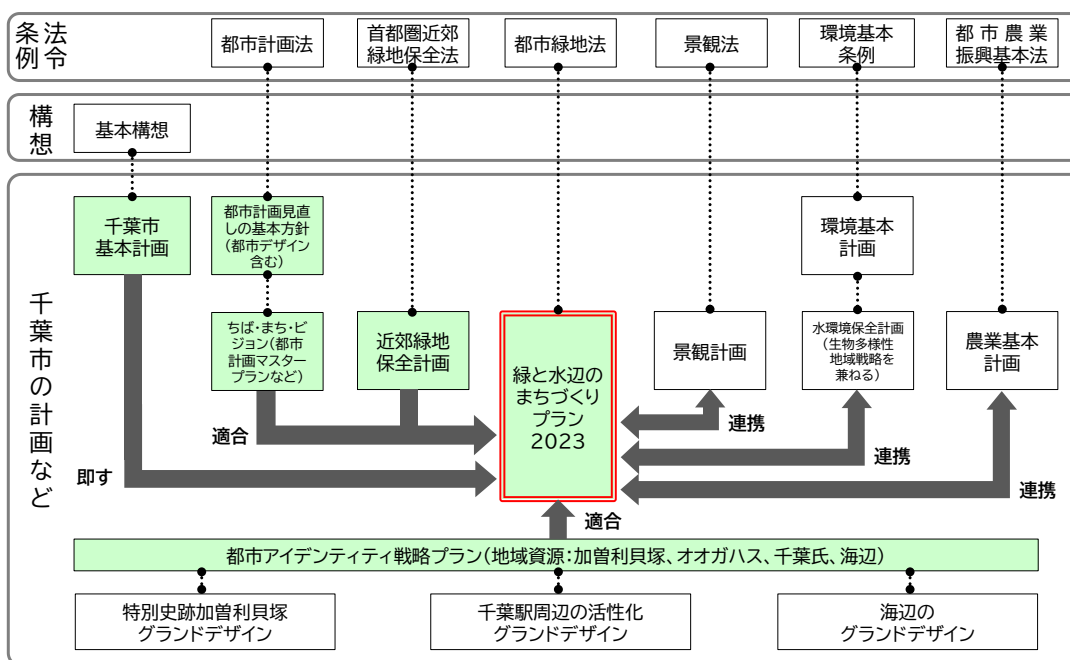


図 本計画の位置づけ

千葉市の都市アイデンティティ

千葉市では、本市固有の歴史やルーツに根ざした地域資源として、「加曾利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」「海辺」の4つを都市アイデンティティとして選出し、令和4年(2022年)に策定した都市アイデンティティ戦略プラン(改定版)のもと、「住み続けたい」「住んでみたい」「訪れてみたい」そして「選ばれる」都市となるように各種取組を進めています。緑と水辺は、いずれの地域資源とも関わりの深いものです。



都市アイデンティティ戦略プラン

第2章 緑と水辺の現状と課題

1 緑の現状

(1) 緑の分布 令和2年(2020年)

千葉市全域での緑被*面積は13,217.9ha、緑被率は48.6%となります。緑被分布は、河川などの自然環境由来のもの、都市政策由来*のものに大別できます。緑被地の大部分は、市東部の市街化調整区域と主要河川の上流部にまとまって分布しており、都市計画の区域区分境(市街化区域と市街化調整区域の境)にも点在しています。

※ 都市計画で、市東部を市街化調整区域と定めるとともに、区域区分境に穴抜き調整区域を設けたこと、海辺に大規模公園を決定したことなどを指しています。

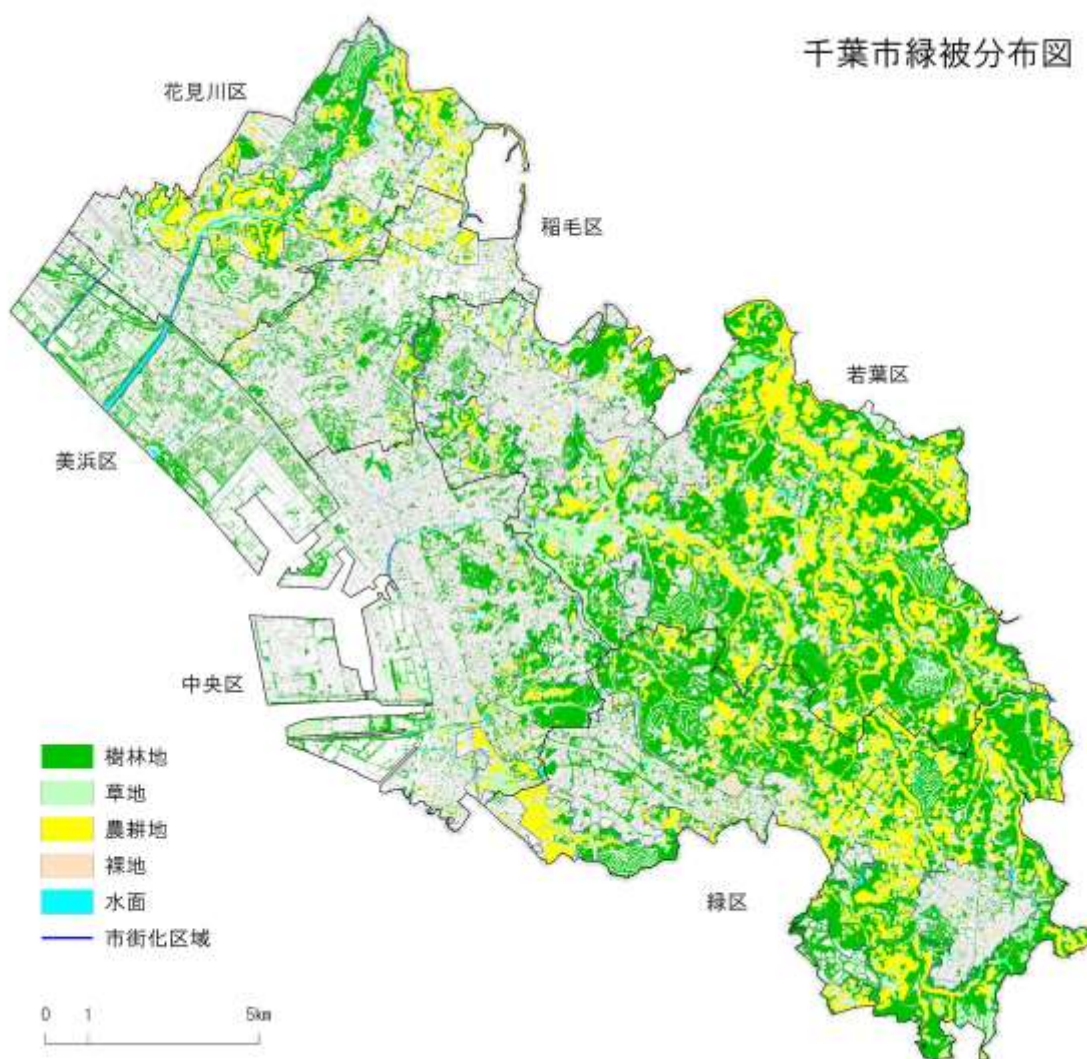


図 緑被分布図

(2) 緑の変遷 昭和19年(1944年)～令和2年(2020年)

千葉市における緑被地の変遷状況は、下図のとおりであり、戦後の都市の成長に伴う市街化により緑被地は大幅に減少しましたが、近年では、一定の宅地開発などは依然として継続するものの、緑と水辺のまちづくりに関する取組や樹木の生長もあって、緑被率は大きく変化しませんでした。開発圧力が高い首都圏の政令指定都市のなかでも、約30年間にわたって、市域の約半分を緑被地として確保していることは、豊かな緑を有するという千葉市の特徴が表れています。

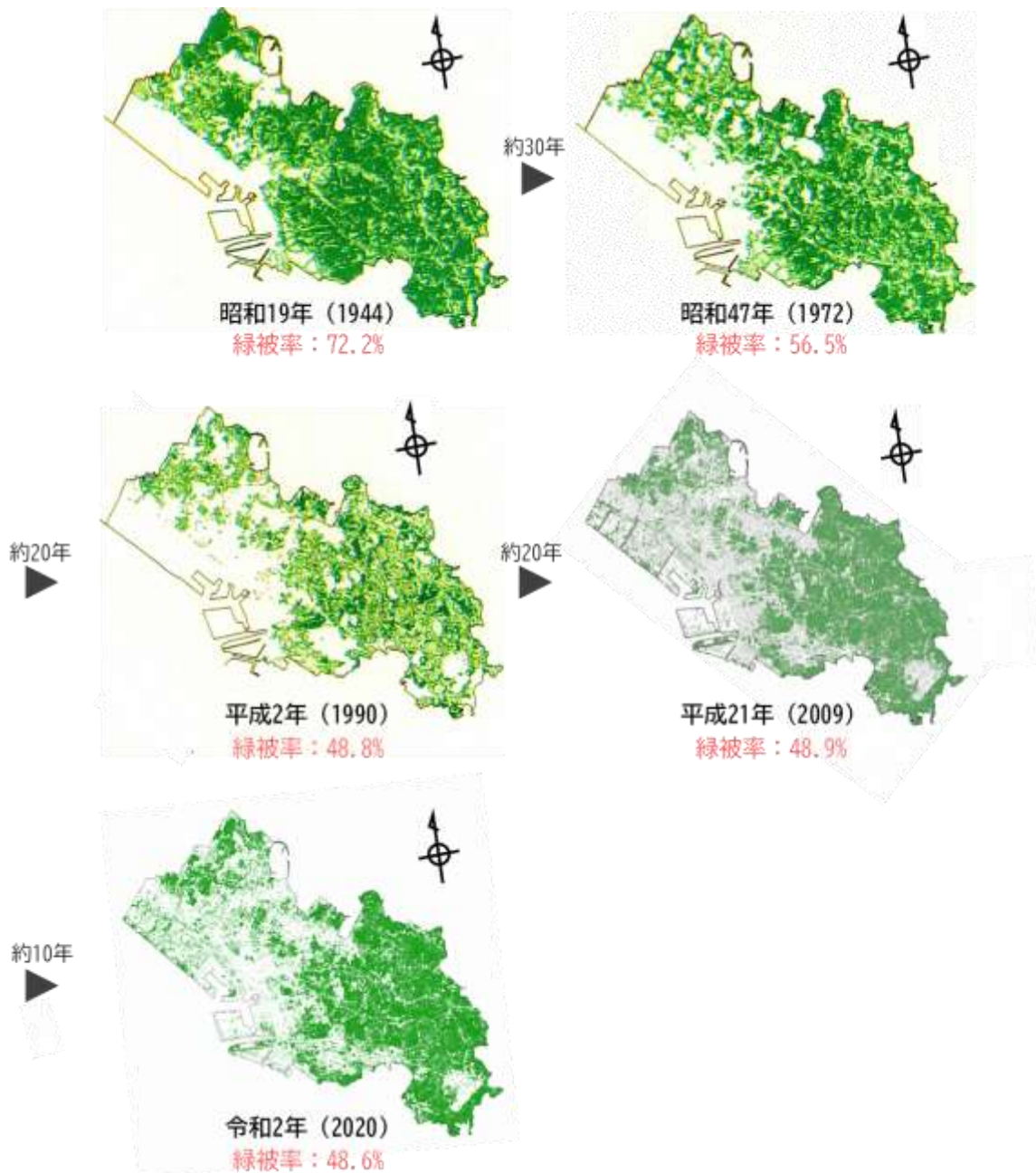


図 緑被地の変遷

※ 昭和19年(1944年)、昭和47年(1972年)の緑被率については、平成9年(1997年)の「緑と水辺の基本計画」に掲載されている緑被画像をコンピューターに取込み、緑で彩色された個所のピクセル数を集計し、算出したものです。

2 水辺の現状

(1) 海辺や川辺の現況

千葉市の海岸線は約 42km に上り、稲毛～幕張には総延長 4.3km の人工海浜が広がり、人工海浜としては日本一の長さを誇ります。また、千葉みなと～蘇我にかけては、港のふ頭景観が広がります。蘇我周辺については、事業用の専用岸壁*が多く、公共岸壁*は千葉中央港の一角に限られています。千葉市では、こうした人工海浜や港などを「海辺」として、都市アイデンティティの 4 つの地域資源の 1 つに位置付けています。

また、千葉市内には 13 の河川があります。台地からの湧水を水源とし、水田地帯から市街地へ、海や湖沼へと流下しています。代表的な河川として、市北部を流れる花見川では、上流部は野鳥の生息地となり、下流部は幕張新都心の市街地が広がります。市中央部の都川では、上流部は野草などの自然環境に恵まれ、中流部には特別史跡加曾利貝塚が位置し、下流部には千葉都心の中心市街地が広がります。また、市東部を流れる鹿島川では、昭和の森付近が水源となり、流域には水田や畑などの農村景観が広がります。優良農地が多く、農産物生産の中心地となっています。



(2) 海辺や川辺の推移

戦前、千葉市の海は、海水浴場や潮干狩りなどに適した遠浅の海でした。当時は、東京から1時間弱という利便性もあって、東京方面などからの日帰りの行楽地として賑わいを見せていました。特に稲毛海岸の美しい海と松林は、白砂青松とうたわれ、多くの文人墨客がこの地を訪れました。戦後、千葉港の開港とともに、昭和30年代頃から本格的にはじまった埋立事業により海岸風景は消失し、千葉中央地区(寒川、出洲、中央港)、千葉北部地区(稲毛・検見川、幕張)、千葉南部地区(蘇我、浜野)といった臨海部の埋立地が造成されました。その後、稲毛海浜公園や幕張海浜公園においては、かつての海岸風景を再現するため、人工海浜が造成されました。近年では、人工海浜や千葉みなとにおいて、各種施策を展開していることもあり、行楽利用だけでなく日常利用としても賑わいを見せています。

千葉市内の河川に関しては、川幅が狭く水量が少ないものの、農村部では古くから農業用水として利用しています。街なかでは、かつては貨物運搬用の水路として河川を利用していましたが、都市の拡大に伴う市街化により、物資の運搬方法も変化しました。また、治水面での安全性の確保を図るため、コンクリート護岸による河川改修が行われるなど、生活との密着度は徐々に薄れてきています。近年では、ビオトープ*やイベントなどの施策を通して、部分的ではありますが、川辺や河川に親しめるようになっていきます。



図 東京湾岸の海水浴場(出展:「観光千葉」(峰庫治))

寒川での海苔干し(昭和25年頃)



図 臨海部での埋立の区域図

3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状

(1) 生き物の生息状況

千葉市内には、市東部の谷津田、河川、ビオトープを中心に、多様な生き物が生息しています。令和元年度から開始した市民参加による生き物調査の結果、図のとおり、各行政区において、様々な生き物が確認されています。

なお、千葉市の保護上重要な野生生物、いわゆる千葉市レッドリスト*に登録されているものは、植物では維管束植物 290 種、維管束植物以外 46 種の計 336 種、動物では哺乳類 11 種、鳥類 82 種、両生・爬虫類 19 種、汽水・淡水魚類 16 種、昆虫類 177 種、その他無脊椎動物 174 種の計 479 種、合計 815 種です。このうち、X 消息不明・絶滅生物 174 種、A 最重要保護生物 216 種、B 重要保護生物及び C 要保護生物 425 種となっています。このほか、保護上重要な植物群落として 38 箇所が選定されています。



図 千葉市でこれまでに生息が確認された生き物

1 km メッシュ単位での 生き物の生息状況図の挿入

近く環境保全課より

30by30

※イラスト調整中

30by30(サーティ・バイ・サーティ)とは、令和12年(2030年)までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向けて、陸域と海域の30%以上を保全しようとする目標です。平成22年(2010年)に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において「愛知目標」が採択されました。これに継いで、令和4年(2022年)12月にはカナダ・モントリオールで開催される生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、「ポスト2020生物多様性枠組」の採択が予定され、30by30はそのなかの具体的な目標として検討されています。

我が国では、令和2年(2020年)12月末時点で、陸域20.5%、海域13.3%が既に保護地域として保全されています。環境省では、目標達成に向けて、こうした保護地域に加えて、それ以外の場所について、力を合わせて守っていかうとしています。国立公園などの保護地域の拡大や、企業が有する森林や里地里山などの保護地域以外の生物多様性保全に貢献する場所を環境省が認定して、保全していかうとしています。こうした取組は、OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)と呼ばれています。

(2) 熱環境の状況

ヒートアイランド現象とは、都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地被覆の減少、冷暖房などの人工排熱の増加により、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象であり、都市特有の環境問題となっています。

千葉市においても、ヒートアイランド現象は確認されており、令和元年(2019年)9月2日の10時16分時点におけるLANDSAT衛星の熱赤外面像に基づく、地表面の温度分布は以下のとおりです。最も地表面温度が高い場所は、中央区川崎町付近の42.1℃であり、30℃以上の地表面温度が比較的高い場所は、稲毛区では長沼町・園生町・稲毛東・稲毛台町・稲丘町、花見川区では花園・南花園、緑区ではあすみが丘・おゆみ野、美浜区では磯辺・新港といった地域が挙げられます。その一方で、海辺、川辺などを除いて、最も地表面温度が低い場所は、美浜区中瀬付近の18.8℃であり、地表面温度が比較的低い場所は、中央区では青葉町(青葉の森公園)・川戸町(保存樹林)、若葉区では桜木町(加曽利貝塚縄文遺跡公園)、緑区では大野台、美浜区では高浜(稲毛海浜公園)、中瀬、ひび野(幕張海浜公園)といった地域が挙げられます。温度分布の傾向として、まとまった緑が多く存在するところや、海や河川沿いの風の通り道となるところなどでは、地表面温度が比較的低くなっています。

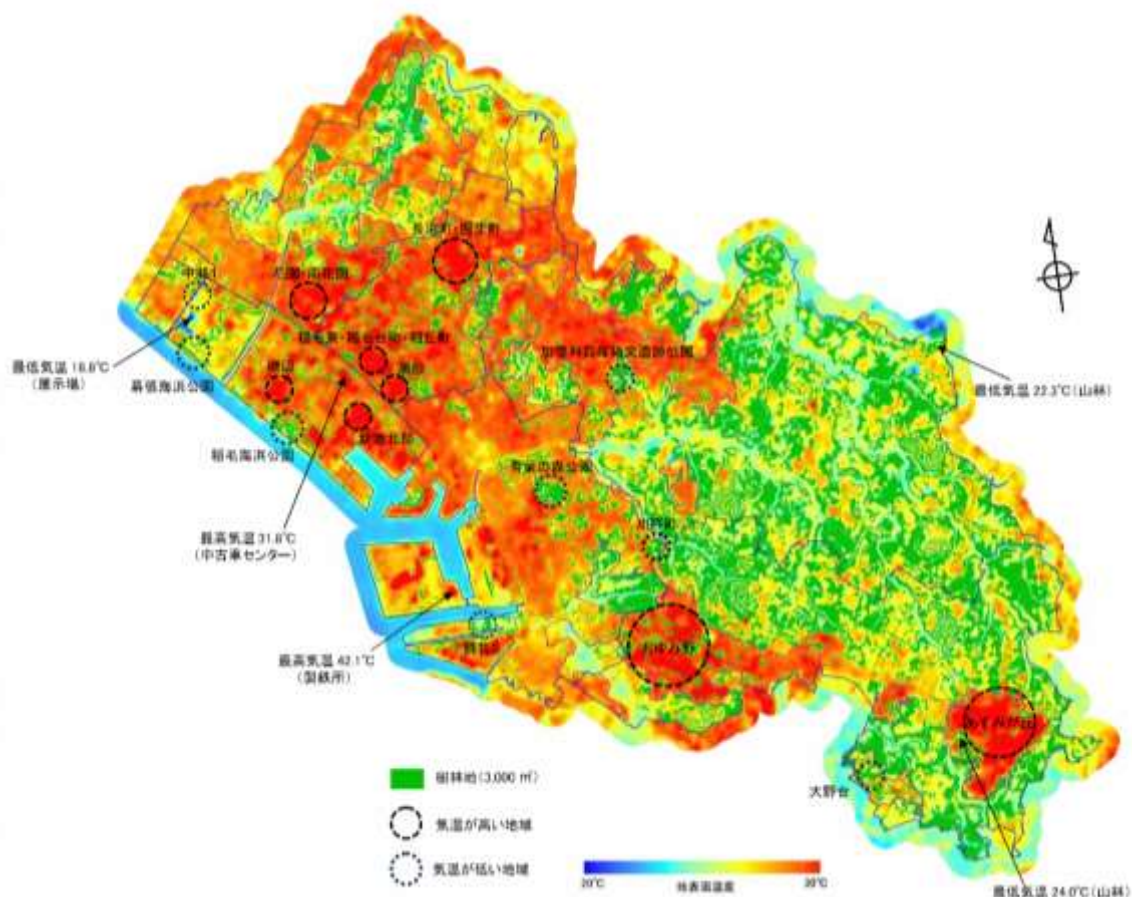


図 千葉市の地表面温度の分布

ゴルフ場における生物多様性保全

ゴルフ場は、スポーツやレクリエーションを楽しむ場である一方で、広大な面積を有する緑であり、また、コース上には、グリーン(芝生)、バンカー(砂地)、ウォーターハザード(池)など様々な環境があるため、生物多様性の保全にも一定の役割を果たすことが様々な研究で示唆されています。ゴルフ場に出かけた際には、プレーを楽しむ合間に、生き物を探してみませんか。



図 ゴルフ場の生き物

「1/f ゆらぎ」でリラックス

森林浴をしながら、鳥のさえずりを聴いたり、川辺を散歩して、川のせせらぎを聴いたり、日常生活の1コマのなかには、規則的な中に不規則なものが混ざるような「ゆらぎ」が多くあります。周波数を f として、ゆらぎの程度が $1/f$ であると、心地が良くなり、ヒーリング効果があるといわれています。コロナ禍での心身の健やかさを保つために、身近な緑と水辺まで足を運んでみませんか。



図 森林浴

自宅と農地と公園で小規模循環

家庭から出る生ごみについて、ディスポーザーで処理している家庭も増えてきていますが、多くの家庭では可燃ごみの日に排出していると思います。公園で生ごみを堆肥化できるようになれば、近くの農地で堆肥が使われて野菜が育ち、育った野菜は直売所で購入できるというローカルな物質循環が生まれます。身近な小規模循環の実装は、そう遠くない未来かもしれません。



図 小規模循環

4 緑と水辺の各フィールドでの主な施策の展開状況

緑と水辺のまちづくりのあゆみで整理してきたとおり、緑と水辺に関する施策については、主に明治時代以降の近代化に伴って展開してきました。本市が実施してきた様々な施策展開の状況に関しては、施策展開の場となる緑と水辺のフィールドと結びつけて整理すると分かり易くなります。

ここで、千葉市における主な緑と水辺のフィールドについては、臨海部、市街地部、内陸部に至る断面図から把握できる「海辺」、「川辺」、「公園」、「街路樹」、「宅地」、「花の空間」、「空閑地」、「農地」、「谷津田・森林」の9つのフィールドとして抽出できます。各フィールドに共通する事項を「共通事項」として、これ以降は、緑と水辺の各フィールドにおける主な施策の展開状況を整理していきます。



図 千葉市の断面図と、施策展開の場となる主な緑と水辺のフィールド

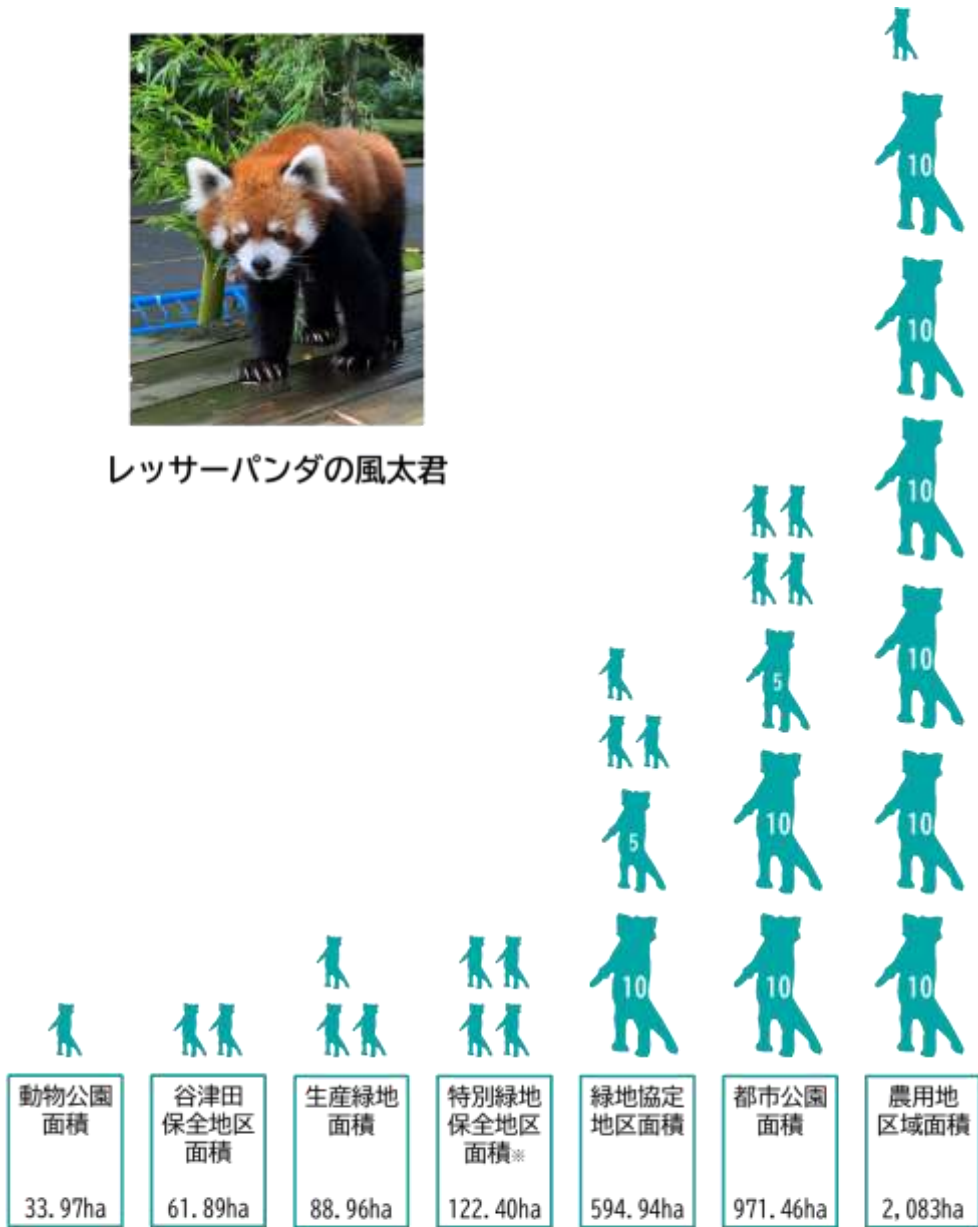
比べてみよう

緑と水辺に関する施策には様々なものがありますが、代表的な施策の実施面積について、千葉市を代表するレジャースポットの動物公園の大きさと比べてみました。

イラストでは、動物公園1か所分の大きさをレッサーパンダの風太(ふうた)君で表しています。実感が湧きますでしょうか？緑地協定も農地も民有の緑であり、緑と水辺のまちづくりにとって、民有の緑が果たす意義が大きいことが分かります。



レッサーパンダの風太君



※近郊緑地特別保全地区を含む



(1)海辺

【浜辺】

平成 28 年(2016 年)に策定した「海辺のグランドデザイン」に基づき、人工海浜を有するエリアにおいては、アーバンビーチの形成を目指して、官民連携で魅力向上の取組を行っています。

検見川の浜といなげの浜を有する稲毛海浜公園では、検見川地区(稲毛ヨットハーバー周辺)においては、事業者により、海の見えるレストラン事業やバンケット事業などが運営されています。同地区においては、検見川ビーチフェスタ実行委員会が組織され、人工海浜を活かしたイベントも開催されています。また、同公園のいなげの浜を含むその他のエリアにおいては、官民連携で海へ延びるウッドデッキの整備、グランピング施設などのリニューアル事業を行っており、事業者によって施設の運営もなされています。

幕張の浜を有する幕張海浜公園では、海側ブロックにおいては、事業者により高円宮記念 JFA 夢フィールドなどサッカー日本代表の練習施設が整備されるほか、温浴施設などが運営されています。また、幕張の浜は、千葉市民花火大会をはじめ、各種イベントの開催地となっています。同公園の陸側ブロックにおいては、日本庭園の見浜園や広大な芝生広場などがあり、事業者により、庭園や茶室において日本文化を活かした様々なイベントが開催されています。

【港】

千葉みなとは、国土交通省のみなとオアシス*に登録されており、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資するよう、事業者により、旅客船ターミナル機能を有する商業施設運営や、クルーズ船の運航事業などが実施されています。これと併せて、商業施設内に設けた大型水槽でのダイビング体験事業や、水槽で泳ぐ魚を見ながら食事を楽しめるレストランなども運営されています。商業施設周辺の港湾緑地*においては、千葉市みなと活性化協議会が組織され、さんばしまつりやクリスマスマーケットなどのイベントが開催されています。

また、来訪者への分かりやすさや地域の方々により一層の愛着を持ってもらうことを期待して、千葉港唯一の旅客船棧橋が隣接する親水空間の呼称を「さんばしひろば」と決めました。千葉市では、「さんばしひろば」において、各種イベント・撮影・キッチンカー出店などを計画している事業者向けに「さんばしひろば利用手引き」を公開し、活用の促進を図っています。



稲毛海浜公園 海の見えるレストラン



検見川ビーチフェスタの広報



幕張海浜公園 JFA 夢フィールド



幕張海浜公園 幕張ビーチ花火フェスタ



千葉みなと さんばしひろば



美浜大橋 橋の夕景



千葉みなと 千葉ポートタワー



ハーバーシティ蘇我

(2)川辺

【花見川】

花見川は、市北部を流れる一級河川です。八千代市の大和田排水機場において、水位と水量が調整されている人工河川であり、印旛放水路とも称されます。台風などの大雨で印旛沼への流入が多く、利根川への自然排水が困難なときに印旛放水路を経由して、東京湾に排水が行われます。治水目的の人工河川ですが、近年では、千葉市と事業者などで協力して親水施策として、カヤック体験を行っています。

川沿いの堤防は、河川管理用の通路でありつつ、散策路やサイクリングの機能も兼ねた花見川サイクリングコースとなっています。コース長は、花見川区横戸町から美浜区磯辺2丁目までの全長約12.8kmです。同コース周辺には、花島公園や天福寺観音堂の花島観音(県指定文化財)など、歴史や文化を伝える地域資源もあります。

【都川】

都川は、坂月川、支川都川、葭川といった支川もある二級河川です。都川の中流部では、豪雨時には多目的遊水地として機能し、平常時には緑と水辺のレクリエーション拠点となる都川水の里公園の整備を進めています。下流部の千葉都心では、水辺の遊歩道となる葭川プロムナードや、親水護岸を有する本町公園があります。支川の坂月川では、水辺の生き物とふれあうことができる坂月川ビオトープがあり、多自然川づくり*を進めています。また、特別史跡加曾利貝塚の魅力向上に関する事業も進めています。

また、都川流域における雨水の流出を抑制する取組として、学校のグラウンドに雨水を一時的に貯留する雨水貯留浸透施設を整備しました。

【鹿島川】

鹿島川は、市東部を流れる一級河川です。上流部では、上水道の水源として利用され、下流部では、農業用水として利用されています。

川沿いには、農地が広がり、優良農地として保全する必要がある農地を農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業振興地域内の農用地区域として指定するなど、農業関係施策を集中的に行っています。周辺には、農村環境を活かした観光型の施設として、富田さとにわ耕園、下田農業ふれあい館、中田やつ耕園などがあります。千葉市では、こうした施設を含む、若葉区・緑区にある地域資源をPRしていくため、自然豊かなグリーンツーリズムが楽しめる「チバノサト」と呼称して、利用の促進を図っています。

【河川の特徴】

千葉市内の河川は、大きな水源を持たない、いずれも小規模な河川です。川幅が狭く、河川に沿ってすぐに斜面林が迫るような河川断面となっています。親水護岸の整備個所については、葭川プロムナードの一面などに限られています。



花見川 カヤック体験の様子



花見川 花島橋からの景観



都川 下流部の景観



坂月川 坂月川ビオトープの景観



鹿島川 農地の風景



「チバノサト」グリーンツーリズム

草野水のみち、ろっぽう水のみち

草野水のみちは、東京湾に注ぐ水路(雨水幹線)です。遊歩道やベンチなどもあり、四季折々の花や、見応えのあるサクラ並木が楽しめる散策路もあります。

また、葭川の上流部の排水路についても、かつては生活排水が流入していましたが、下水道の普及に伴って水質は改善し、現在は散策路も整備されるなど、ろっぽう水のみちとして、地域の住民に親しまれています。



草野水のみち

(3)公園

【配置】

千葉市内の公園に関しては、大規模公園と身近な公園とに大別でき、大規模公園については、全市レベルからみて、緑と水辺の骨格を考慮して、その位置や規模を都市計画で定めています。身近な公園については、都市計画の市街化区域を中心に、生活圏（都市計画の住区）を単位に誘致圏などを考慮して配置しています。身近な公園については、地域によって公園配置に偏りも見られる状況です。

【整備】

都市公園の整備量については、令和3年度末(2021年度末)で、市全域で1,155箇所/9,714,619㎡に上ります。市民一人当たりの都市公園敷地面積は、約9.94㎡/人となります。市の都市公園条例においては、市全域での市民一人当たりの都市公園敷地面積の目標を10.0㎡/人と定めており、この目標にも到達しつつある状況です。なお、市民一人当たりの都市公園敷地面積は、首都圏の政令指定都市の中では最上位の値となっています。

近年の公園整備に関する状況として、大規模公園については、令和4年(2022年)3月に蘇我スポーツ公園の整備が完了し、都川水の里公園では、整備に向けた用地取得を行っています。その他数か所の大規模公園においては、官民連携でリニューアル事業を実施しています。身近な公園については、開発行為に伴う事業者による公園提供が多く、なかには300㎡未満の小規模な公園も含まれます。一方で、市による公園の整備は、土地区画整理事業によって確保した用地や、寄附を受けた用地で実施しており、整備のペースは、概ね年1か所です。

【施設】

公園の施設については、設置から30年以上経過したものが全体の半数以上を占め、つくりが古くなっています。近年では、大規模公園を中心に官民連携でリニューアルを進めています。身近な公園においては、公園の全面リニューアルは実施しておらず、老朽化した遊具やバックネットなど、一部の施設を優先して長寿命化対策(修繕や更新)を行っています。更新にあたっては、子ども達向けの施設だけでなく、高齢者向けに健康づくりができる施設の導入も図ってきています。

【運営】

大規模公園においては、指定管理者*や事業者などと協働して日常管理だけでなく、イベントなどの運営も行っています。一方で、身近な公園においては、町内自治会などを構成員とする公園清掃協力団体*や、パークマネジメント団体*などと協働で日常管理を行っています。活動の担い手は徐々に固定化し、高齢化も進んでいます。大規模公園や身近な公園のなかには、プレーパーク*の運営がなされているところもあります。



昭和の森 こいのぼり



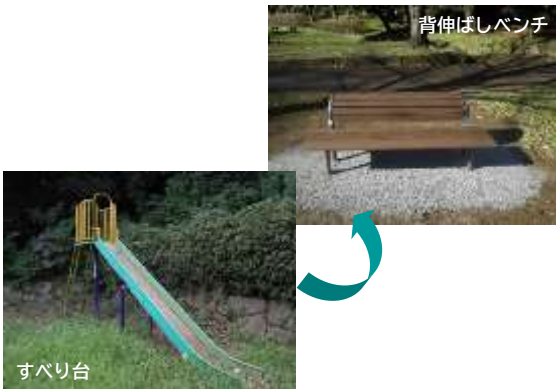
真砂5丁目第4公園 サクラ



蘇我スポーツ公園 公園上空からの写真
(出典：UR PRESS vol.59)



アリーナ写真
(写真提供：UR 都市機構)



古くなった公園施設の交換



パークマネジメントの様子(植栽管理・マルシェ)

手づくり公園

身近な公園の整備にあたっては、公園の計画立案からはじまり、花壇や舗装などの整備を地域と市の協働で行う、手づくり公園という取組があります。これまでに「手づくり公園まさご」と「かわど手づくり公園」の2公園を整備しました。地域に根ざした公園となるよう、完成した公園は、地域で管理しています。



手づくり公園まさご

(4)街路樹

【配置】

街路樹については、ニュータウン開発地や土地区画整理事業地の道路を中心に植栽されており、高木の植栽本数は令和3年度末(2021年度末)で45,639本に上ります。近年では、街路樹の整備を伴うような開発は減少してきています。

街路樹の整備基準については、千葉市が設置及び管理する道路に関しては、千葉市公共施設等緑化推進要綱に定め、歩道幅員3.0m以上の道路などでは、街路樹及び植樹帯の整備を行うものとし、一方で、歩道幅員3.0m未満の道路などでは、道路管理上、支障のない範囲内で可能な限り街路樹を植栽するものとしています。

街路樹(高木)のうち、植栽本数の多い上位10樹種については、落葉樹のイチョウ4,210本、常緑樹のマテバシイ3,973本、落葉樹で花木のハナミズキ3,049本、落葉樹のケヤキ2,850本、落葉樹で花木のサクラ2,721本、常緑樹のヤマモモ2,397本、落葉樹のナンキンハゼ2,262本、落葉樹のクスノキ2,262本、落葉樹のユリノキ2,120本、落葉樹のプラタナス1,851本となります。

【状況】

植栽後の年月の経過によって、街路樹の大径木化が進行しています。その結果、街を風格付ける街路樹となるものもある一方で、歩道幅員に見合わない程、大径木化した街路樹では、景観形成上の不釣り合いな状況や、木の根による舗装の持ち上げによって、ベビーカーなどが通行しにくい状況が生じている場合もあります。また、交差点付近の街路樹では、街路樹の葉が道路標識を覆い隠し、視認性の低下が生じている場合もあります。公園に隣接する歩道に植栽されている街路樹のなかには、街路樹と公園樹とが互いに干渉するような状況が生じている場合もあります。

【管理】

街路樹の管理については、千葉市の公園緑地事務所(専門業者への委託管理を含む)によるものが大部分を占めていますが、一部の路線においては、ちばし道路サポート制度*に基づく、ちばし道路サポーターも清掃活動を実施するなど、管理に携わっています。

主な管理の内容については、低木の刈込や、落ち葉対策として秋の骨格剪定*です。骨格剪定は、千葉市の公園緑地事務所にて実施しており、道路構造令に基づき、歩行者や車両への安全確保を基本に実施しています。しかし、財政制約もあり、美観を十分に意識した剪定までは実施できておらず、ぶつ切りとなる状況もあります。ボリュームのある樹形づくりといったきめ細やかな対応は、実施できていない状況です。



中央公園プロムナード



こじま公園通り



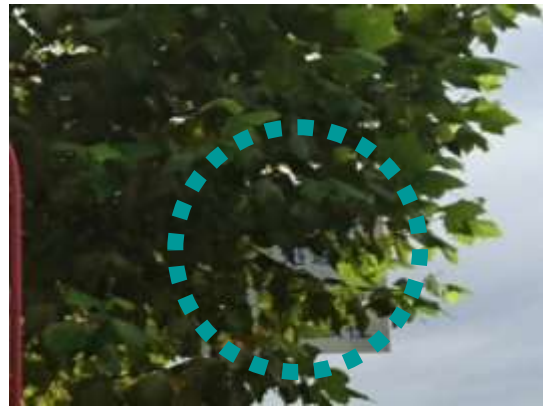
おゆみ野学園前



あすみが丘の街路樹



根上りによる道路施設の破損



街路樹の葉が案内板を隠している状況

パラソルギャラリー(道路占用許可の特例制度を活用)

パラソルギャラリーは、JR 千葉駅前の中央公園プロムナードに並べられた白いパラソルのもと、絵画作品など展示やパフォーマンスを行う催しのことです。毎年10月頃に開催され、絵画、写真、陶芸、ガラス細工をはじめ、ジャズ演奏などを大通りで楽しむことができ、街に賑わいが創出されています。



パラソルギャラリーの様子
(写真提供：パラソルギャラリー実行委員会)

(5) 宅地

【緑化意識】

地域ぐるみで緑化を進めていくために、都市緑化意識の高揚や都市緑化に関する知識の普及を図っています。緑と水辺の都市宣言をはじめ、都市緑化活動の拠点施設として、都市緑化植物園や花の美術館を整備しています。その他各種講習会や、絵画コンクールの実施など、様々な普及・啓発事業を行っています。

【民間施設】

市街地の大半は、民間の施設で構成されているため、住宅や事業所などを対象に、新築時などにおける緑化を進めています。

緑化の基準については、千葉市工場等緑化推進要綱や千葉市宅地開発指導要綱に定め、事業所系(店舗、事務所、工場など)や住居系(マンション、アパートなど)の別、敷地面積、開発面積、用途地域などの状況に応じて、緑化率、植栽密度や植栽規格を規定しています。このほか、建築基準法に基づく総合設計制度*を適用した建築計画に関する公開空地*の緑化基準などを定めています。

また、緑化意識の高い地域においては、緑化による住みよいまちづくりを行うため、都市緑地法に基づき、地域の住民などが緑化ルールを定める緑地協定を締結しています。協定締結地区数は、令和3年度末(2021年度末)で169地区/594.94haに上ります。昭和53年(1978年)には、これらの地区の住民などから構成される千葉市緑化推進協議会が結成され、樹木診断会をはじめ、機関誌「ふるさとのみどり」の広報活動など緑化推進の母体として現在も活動しています。

なお、千葉市の緑地協定地区数は、他の政令指定都市と比較しても多く、これは、昭和56年(1981年)から平成8年(1996年)にかけて、千葉市宅地開発指導要綱において、一定規模以上の開発の場合に協定締結を義務付けたことに起因しています。

【公共施設】

公共施設は、市民利用される機会も多く、民間施設における緑化を誘導する役割を果たすように、市庁舎や学校などの公共施設を対象に緑化を進めています。

緑化の基準については、千葉市公共施設等緑化推進要綱に定め、敷地面積500㎡以上の施設の場合、敷地の20%以上の緑化と、接道部緑化として70%以上、緑地幅0.6m以上と規定しています。

近年、学校などにおいては、人口の見通しなどを踏まえて、施設の縮減が進んでおり、それに伴って既存の緑が消失する場合があります。

【特殊緑化】

中心市街地においては、建築物の屋上や壁面の緑化として、いわゆる特殊緑化を進めています。平成24年度(2012年度)から屋上壁面緑化の助成制度を創設し、令和3年度末(2021年度末)で4件の実績がありますが、助成件数については、制度創設時に期待していた程は、増加していません。



都市緑化植物園 バラ園



園芸講座の様子



住宅地の緑化



緑地協定地区の様子



写真挿入

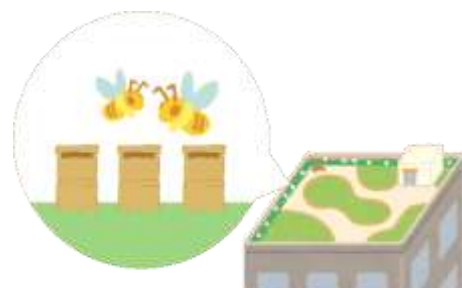
新庁舎 緑化イメージパース



千葉駅・千葉駅ビルの緑化
令和元年度(2019年度)都市文化賞受賞

屋上緑化で養蜂

千葉県下では、温暖な気候を活かして、古くから養蜂業が行われてきました。近年では、ビルや大学の屋上でミツバチの養蜂が行われているところもあります。ちょっとした空間でも、養蜂に取組め、ミツバチの生育を通して、ハチミツが味わえるだけでなく、生物多様性の保全への理解も深まります。



屋上での養蜂の様子

(6)花の空間

【オオガハス】

千葉市の花である「オオガハス」については、都市アイデンティティの4つの地域資源の1つに位置付け、好意度や理解度の向上を図っています。

平成24年(2012年)からは、大賀ハスの開花60周年を記念して、オオガハスの系統保存の取組を始めています。オオガハスの純粋な種を後世に引き継ぐため、従前より系統保存を行っている東京大学から株を譲り受け、専門家の指導のもと、千葉公園での確かな栽培・管理を行っています。また、オオガハスの維持管理やイベントに関わるハス守りさんの養成及び活動支援も行っています。

令和4年(2022年)には、開花70周年を記念して、記念フォーラムの開催や、千葉公園内の蓮華亭リニューアルを実施しました。例年、オオガハスの開花時期に合わせて、大賀ハスマつりや花園ハス祭り観蓮会を開催しています。近年では、ナイトタイムエコノミー*の一環として、夜間のオオガハス関連のイベントも開催しています。

【花の活動】

千葉市では、平成15年(2003年)に「花のあふれるまちづくり取り組み方針」を定め、四季折々の色々な花を楽しめる千葉市の特性を活かして、花のあふれるまちづくりを進めています。

地域での活動に関しては、千葉市の3都心(千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心)におけるシンボルロードの花壇管理をはじめ、花いっぱい市民活動助成として、道路、公園、公開性の高い民有地などで花苗助成を行っています。

市民交流・人材育成に関しては、花とひとのネットワークづくりとして、平成20年(2008年)に花びと会ちばを設立し、花のあふれるまちづくりの実現を目的とした講演会や講習会をはじめ、各種事業の展開を支援しています。このほか、緑や花の栽培や管理などの知識、緑と花を使ったまちづくりに関する緑と花の園芸講座も実施しています。

支援情報の提供に関しては、花のあふれるまちづくりに協力している市民団体やボランティアの情報交換の場として、花のあふれるまちづくり支援情報コーナーとなるフラワーデータバンクを運用しています。活動で生じる余剰の花苗や種子、資材などを譲渡・譲受する情報や、活動メンバーの募集情報を掲載しています。

【活動者】

オオガハスに関する取組や、花のあふれるまちづくり活動においては、市民、団体、事業者、花卉生産者など、多様な主体が携わっていますが、活動の担い手は徐々に固定化し、高齢化も進んでいます。



千葉市の花 オオガハス



千葉公園の蓮華亭とオオガハス



大賀ハスマつりでの象鼻杯の様子



千葉公園での YohaS イベントの様子



3都心フラワープロムナード 写真左から 千葉都心 幕張新都心 蘇我副都心

地域課題を解決する花壇づくり

花見川区の花園公園の一角には、レイズドベッドと呼ばれる花壇があります。通常、花壇の草花は持ち帰れませんが、これは例外で、草花を見て、触れて、香りを感じて、気になったら少し摘んでも良いものです。千葉大学大学院園芸学研究院の岩崎寛准教授の監修のもとNPO 法人により花壇の企画・運営がなされています。この地域では、公園隣接のごみ集積場での収集日以外のごみ出しが問題となっていました。花壇の整備によって、状況が改善されコミュニティもはぐくまれています。



レイズドベッド花壇

(7) 空閑地

【分布】

利用頻度が低い土地は空閑地とされ、市内一円に分布しています。今後、人口減少・少子高齢化が本格化するなか、都市のスポンジ化*が進行し、住宅地などにおいては、空閑地の散発的な発生が見込まれます。

【施策】

空閑地は、適切に管理されなければ、不法投棄の温床などとなる一方で、土地所有者からの理解が得られれば、地域の住民が地域活動を展開する場としての活用も可能となります。平成29年(2017年)の都市緑地法の改正では、空閑地を地域のオープンスペースとして市民利用を図る市民緑地認定制度*が創設されています。

(8) 農地

【分布】

農地は、市街化調整区域となる市北部の花見川上流部や市東部の鹿島川沿いにまとまって分布しています。市街化区域となる市西部では、市街地と農地が共存しています。

【施策】

市街化調整区域においては、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域を令和3年度末(2021年度末)で13,638ha指定しています。このうち、農業上の利用を図るべき土地の区域として、農用地区域を2,083ha指定しています。一方で、市街化区域においては、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地法に基づき生産緑地を令和3年度末(2021年度末)で411地区/約88.96ha指定しています。

また、都市部と農村部の交流による地域活性を目的にグリーンビレッジ構想を定めており、同構想に基づき、活動の核となる施設として、富田さとにわ耕園・下田農業ふれあい館・中田やつ耕園の3つの都市農業交流センターを整備しています。このほか、千葉市ふるさと農園や千葉ウシノヒロバをはじめ、農にふれあい、生産者と消費者が相互理解を深める場として、市民農園、指導者付きの体験農園、収穫体験を行える体験農園も整備しています。

これらのほか、農業の担い手の確保や育成を図り、農業の持続性を確保する取組、スマート農業技術、有害鳥獣対策、耕作放棄地対策、有機農業など生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる取組も行っています。

【運営】

千葉市内の農業従事者においては、高齢化が進み、農業の担い手不足も進んでいます。

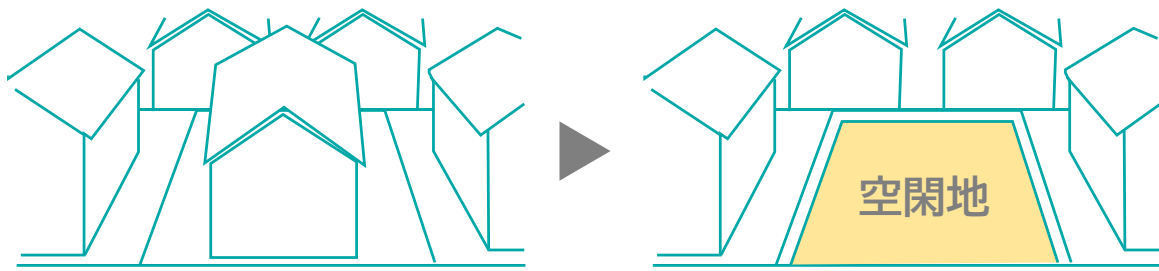


図 住宅地などにおける空き地の発生



富田さとにわ耕園 シバザクラ



中田やつ耕園 市民農園



下田農業ふれあい館 農産物直売所



千葉ウシノヒロバ



ふるさと農園



ふるさと農園のテラス

(9)谷津田・森林

【分布】

谷津田は、主に市東部の若葉区や緑区を中心に分布しています。また、森林は、市街化調整区域となる市北部の花見川上流部、市東部の鹿島川沿いや、都川上流部にまとまって分布しており、都市計画の区域区分の境や、市西部の市街化区域内にも点在しています。

【施策】

首都圏という大きな枠組みのなかでは、首都圏近郊緑地保全法により、若葉区の一部約 734ha が東千葉近郊緑地保全区域に指定され、このうち自然環境が特に優れた地区約 61.3ha を東千葉近郊緑地特別保全地区に指定し、森林環境の現状凍結的な保全を図っています。

市レベルの枠組みのなかでは、大枠として、都市計画として市東部を市街化調整区域に指定し、開発抑制による緑の保全を図っています。都市計画の区域区分の境や、市街化区域内での風致・景観などに優れた地区の保全のため、都市緑地法に基づき特別緑地保全地区を 13 地区、約 61.1ha 指定し、森林環境の現状凍結的な保全を図っています。保全した樹林地などについては、同法の市民緑地*を 17 地区、約 19.62ha 指定しています。また、市独自の市営市民緑地を 6 地区、約 6.76ha 指定し、樹林地の市民開放を図っています。このほか、緑化の推進及び樹木の保全に関する条例に基づき、市街化区域と周辺の樹林や樹木を中心に、所有者の同意を得て 10 年間の協定を締結し、保存樹林を 205.6ha、保存樹木を 515 本指定しています。保存樹林指定地などにおいては、市民の森設置事業実施要綱に基づき、市民の森を 9 箇所、約 25.09ha 指定し、樹林地の市民開放を図っています。これらのほか、森林法に基づき、森林の公益的な機能を活かすため、国道 14 号沿いの旧海岸線の斜面林を中心に保安林 7.85ha が指定されています。

また、多様な生態系*を有し、ふるさとの原風景となる谷津田については、谷津田の自然の保全に関する要綱などに基づき、谷津田保全地区を 14 地区、61.89ha 指定しています。このほか、市民に身近な自然である里山を保全するため、里山の保全に関する要綱に基づき、里山の有する公益的機能などが維持保全されているなど、一定の要件を満たす 4 地区、12.6ha を里山地区に指定しています。樹林地においては、上記のような保全施策を展開していますが、近年では、有害鳥獣による生活被害及び農作物被害が発生しています。千葉市、猟友会、JA など構成される千葉市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、有害鳥獣対策を行っています。

【運営】

谷津田や森林の管理・運営においては、土地所有者、団体、ボランティアなど、多様な主体が携わっていますが、活動の担い手は徐々に固定化し、高齢化も進んでいます。



東千葉近郊緑地保全区域



東千葉近郊緑地特別保全地区



縄文の森特別緑地保全地区



市民緑地 源四季の森



市民の森 石橋山市民の森



保存樹林



谷津田保全地区 大草谷津田いきものの里



里山地区 おおじの森

(10)共通事項

【連携】

今後の人口減少・少子高齢化のもと、緑と水辺のフィールドにおける各種施策については、財政的な制約を受け、施策の見直しや縮小といったことに踏み込まざるを得なくなり、戦略的な施策展開を進めていく時期にあります。

市内の関連計画となる、ちば・まち・ビジョン、景観計画をはじめ、千葉市外の広域的な連携にも目を向けて、まちづくりとして一体感のある施策展開をこれまで以上に意識していくことが必要です。

【関わる人々】

緑と水辺のフィールドに関わる既存の団体などについては、活動の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、無理のない活動内容や頻度を確認していく時期にあります。

また、新たなまちづくりの担い手として、行政と地域との間をつなぐ、中間支援組織*となりえる団体のほか、意欲のある個人や事業者らも幾つか確認できています。今後、人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、これまで以上に地域の力や知恵をまちづくりに活かしていくことが重要となります。

【量から質へ】

例えば、公園については、長年の取組によって一定のストック(資産)が形成されてきており、人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、施策としては、既存公園の質の向上をより意識していく時期にあります。質の向上に関しては、様々な側面がありますが、例えば、公園周囲の樹木が大径木化しているところでは、周囲との物理的・心理的な隔たりを改善することや、施設が古い公園では、誰もが使いやすい状況へと改善を図っていく時期にあります。また、生き物の生息・生育環境となるような重要な地域においては、生物多様性*の保全に配慮し、生き物と共生した空間づくりを検討していくことも重要です。

【情報・顕彰】

緑と水辺のフィールドにおけるまちづくりに関わる第一歩として、情報発信(知る、見る、触れる)は重要な取組となります。千葉市では、現在、市の広報やホームページを中心に情報発信を行っていますが、様々な世代にとって、親しみやすい情報発信の仕組みを取入れていくことが重要と考えています。

また、緑と水辺のまちづくりに意欲的に関わって良かったと思えるように、国や千葉市では地域の活動者を表彰しています。表彰は、活動者にとっては、モチベーションの維持・向上につながり、行政にとっては、活動者への感謝の思いを伝える重要な機会となります。千葉市では、こうした表彰にあたっては、活動期間の長さに関わらず、地域に根ざした活動であり、緑と水辺の魅力を高めるものであれば、積極的に表彰していくことも重要と考えています。

千葉市都市文化賞

千葉市都市文化賞は、千葉市らしい魅力ある景観と都市文化の向上に貢献している建築物、広告物や、まちづくり活動などを表彰する制度です。緑や水辺のまちづくり活動も表彰されています。

令和4年度(2022年度)都市文化賞

受賞後
写真挿入

タイトル

令和4年度(2022年度)都市文化賞

受賞後
写真挿入

タイトル

令和3年度(2021年度)都市文化賞



子どもたちの森公園(プレーパーク)

令和3年度(2021年度)都市文化賞



稲毛海浜公園 small planet CAMP & GRILL
(撮影：2022 WORLD PARK INC.)

令和2年度(2020年度)都市文化賞



園生の森

令和元年度(2019年度)都市文化賞



椿森コムナ
(出典：株式会社拓匠開発)

令和元年度(2019年度)都市文化賞



谷津田保全地区 堂谷津の里

平成29年度(2017年度)都市文化賞



稲毛八景-海の記憶をめぐる

5 緑と水辺のまちづくりに関わる国の動向

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年(2014年)8月施行)

人口減少・少子高齢化を背景に、持続可能な都市経営に向けて、行政と住民や民間事業者とが一体となったコンパクトなまちづくりを促進する法改正がなされました。コンパクト・プラス・ネットワークの考え方が提唱され、立地適正化計画制度が創設されました。

(2) 河川敷地占用許可準則の一部改正(平成28年(2016年)5月施行)

河川敷地の占用は、地方公共団体などが、公園や橋梁などを設置する場合に限られてきましたが、平成23年(2011年)の河川敷地占用許可準則の一部改正により、事業者などによるオープンカフェ、イベント開催のための照明・音響施設などの占用も認められるようになりました。平成28年(2016年)5月の同準則の一部改正では、オープンカフェなどの占用許可期間が3年以内から10年以内へと延長になり、賑わいのある水辺の創出を推進する制度改正がなされました。

(3) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年(2017年)6月施行)

都市における緑を民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用を進めるため、都市緑地法等の法律が一括改正されました。民間活力を最大限活かして、緑の整備・保全を効果的に進めていくため、都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市農地の保全・活用を目的とした制度が多数創設されました。

(4) グリーンインフラ推進戦略(令和元年(2019年)7月)

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方です。欧米では、グリーンインフラ推進に係る取組が進められており、我が国でも、国土交通省を中心に考え方の浸透とグリーンインフラの取組推進を目指しています。グリーンインフラの考え方は、平成27年(2015年)の国連総会で決議された持続可能な開発目標(SDGs)で示された複数の課題の同時解決にアプローチする手法としても有効とされています。

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム

グリーンインフラ官民連携プラットフォームとは、国土交通省総合政策局環境政策課が事務局となり、国、地方公共団体、民間企業、大学・研究機関など、多様な主体が幅広く参画し、グリーンインフラの社会実装を推進するために設立された会です。グリーンインフラを推進する上での課題(テーマ)を取り上げ、解決への道筋をつけていくために、産官学金言はもとより、市民を含めた多様な主体の知見を集める場や機会を提供するオープンな環境づくりを目指しています。千葉市も本プラットフォームの会員となっています。



図 都市緑地法等の一部を改正する法律の概要(出典：国土交通省)



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図 グリーンインフラの考え方(出典：国土交通省)

(5) 「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2(2020)年9月施行)

近年の頻発・激甚化する自然災害への対応とともに、生産年齢人口の減少や、社会経済の多様化に対応していくために、都市再生特別措置法などの改正が行われ、防災まちづくりの推進に関する創設と併せて、街なかにおいて多様な人々が集い、交流し、都市の魅力を向上させることを目的とした、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進する制度が創設されました。

(6) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年(2021年)7月施行)

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることなどに対応し、国や流域自治体、事業者や住民など、あらゆる関係者が協働して取組む流域治水*の実効性を高めるための法律が施行されました。地域の特性に応じて、氾濫をできるだけ防ぐ対策・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を進めることとされました。

(7) 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会(令和4年(2022年))

平成29年(2017年)の都市公園法改正から4年が経過し、社会経済状況の変化、や住民一人ひとりのニーズに応え、柔軟に管理運営される公園を目指すため、検討会が開催されています。管理運営の柔軟化に向けて取組む3つの重点項目として、新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とすること、しなやかに使いこなす仕組みをととのえること、管理運営の担い手を広げる・つなぐ・育てることが掲げられています。

「まちなかウォーカーブル推進事業」

千葉市では、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成による都市の再生を図っています。自動車中心から人中心のまちづくりに転換し、多様な価値観・多様なライフスタイルにおける道路・公園など公共空間の利活用の可能性を検討しています。千葉都心ウォーカーブル推進社会実験(CHIBA NOKI-NYOKI PROJECT)にはじまり、現在は、社会実験として、幕張豊砂プレイスメイキング実証実験や西千葉学園通り“みんなのみちばた”プロジェクトに取り組んでいます。



西千葉学園通り“みんなのみちばた”プロジェクト

6 千葉市の緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

平成 27 年(2015 年)の国連総会で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 のゴール・169 のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられました。我が国の全府省庁による施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン 2021」においては、「2050 年カーボンニュートラル」の実現が掲げられており、SDGs やカーボンニュートラル*を意識したまちづくりが必要となっています。

(2) 都市スポンジ化と都市のコンパクト化

我が国全体で人口減少・少子高齢化が進むなか、既成市街地においては、空き家や空地がこれまで以上に発生する都市スポンジ化への対応が必要となってきています。このため、人口減少・少子高齢化社会にあっても、将来にわたって持続可能なまちを実現するためには、公共交通や生活利便施設の周辺の人口密度を維持していくことにより、安心して暮らし続けられるコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を実現するまちづくりが必要となっています。

(3) 自然災害の激甚化

世界レベルでの気候危機に伴い、自然災害の激甚化が進んでいます。千葉県内でも令和元年(2019 年)9 月の関東地方を中心とした台風 15 号、同年 10 月の関東から東北にかけての大雨及び、台風 19 号で多数の人的・物的被害が生じました。自然災害に備えたまちづくりが必要となっています。

(4) 新型コロナウイルスを契機としたニューノーマル*なまちづくり

コロナ禍において、過密解消が求められる中で、緑と水辺は、生活圏の貴重な屋外空間として、その重要性が再認識されています。健康維持のための散策、休憩、運動をはじめ、生産性を高める働く場など、これまで以上に多世代が過ごせるような環境づくりに向けて、緑と水辺のストック(資産)を活かしたまちづくりが必要となっています。



図 本計画と関係する SDGs の9つのゴール



左図 立地適正化計画に定める区域の概念図(国土交通省資料に加筆) 右図 千葉市の居住促進区域



令和元年(2019年)9月 台風15号被害

New Normal Green Life

「新しい生活様式」を心がけて緑の空間へ

新型コロナウイルスの広がりが約1年、公園などのオープンスペースでリフレッシュし、「新しい生活様式」も徐々に定着し、緑には心身の健康を促す効果があります。お散歩に誘いの公園。とっていきの緑をつくって、新たな日常を楽しみましょう。

感染リスクを避けるため、大人数や長時間の飲食や、飲酒を伴う集まりは控え、会話のときはマスクをしましょう。

New Normal Green Life 4つのポイント

- 国土交通省では、感染防止策専門家からアドバイスをいただき、目標を達成する際に注意していただきたいこと4つのポイントにまとめています。
- 緑陰が濃いときは利用を控える
- 同席・場所を並び歩ずりあおう
- 人と人とのあいだを空けよう
- こまめに手洗いしよう

主催者：公益財団法人都市緑化機構
 協賛：国土交通省、千葉県、千葉県国土交通政策センター
 〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1
 TEL: 03-5561-2311
 URL: www.urban-green.or.jp

New Normal Green Life (出典：公益財団法人都市緑化機構)

7 市民意識

緑と水辺のまちづくりに関する市民意識を令和2年(2020年)から令和4年(2022年)にかけて実施したアンケート調査などから把握しました(詳細は資料編参照)。

【調査結果(概要)】

- (1) 千葉市まちづくりアンケート(令和3年度(2021年度))
 - ・千葉市内の緑が豊かと感じるとの回答は約77.8%
 - ・千葉市内の水辺が魅力的と感じるとの回答は約48.3%

- (2) 2021年度第2回WEBアンケート調査「緑とのかかわり」
 - ・市内の緑の量・質
量が十分との回答は約67.6%、質が十分との回答は約48.6%
(10年前の調査と比べていずれもポイントがアップしました)
 - ・次世代に引き継ぐために充実させたい緑
上位3つ 身近な公園>大きな公園>街路樹が整備された通り

- (3) 2021年度第3回WEBアンケート調査「水辺や花とのかかわり」
 - ・次世代に引き継ぐために充実させたい水辺
上位3つ 海辺>海辺の大きな公園>大きな池のある公園
 - ・海辺や海辺の公園で充実したらよいと思うこと
上位3つ ベンチなどリラックスして過ごせる環境>景観の保全>トイレやシャワー
 - ・川辺や川辺の公園で充実したらよいと思うこと
上位3つ ベンチなどリラックスして過ごせる環境>景観の保全>トイレや手洗い場

- (4) 2020年度こども・若者の力(ちから)ワークショップ
緑と水辺について、子ども達から挙げられた良好な環境の実現に関する提案
 - ・防災や地球温暖化防止
 - ・ヒートアイランド現象の緩和
 - ・生物多様性の保全 など

- (5) 緑と水辺のまちづくりに関するWEBフォーラム(令和4年度(2022年度))
市民意見から把握した主な観点
 - ・広域連携、利用のネットワーク
 - ・暫定性・暫定利用、デジタル技術活用や観光の視点
 - ・身近な公園の利用促進に向けた取組みの充実
 - ・民間(住宅メーカーなど)と連携した緑を育てる家づくり など

8 本計画で設定する緑と水辺のまちづくりの課題

千葉市基本計画において示す社会変化を捉えたまちづくりの課題、緑と水辺の現況、施策の展開状況、市民意識調査などを踏まえて、緑と水辺のまちづくりを取り巻く主な課題を次のとおり整理しました。

まちづくりの課題

災害リスクの増大

- 新型コロナウイルスなどの感染症の拡大リスクの増大。
- 地球温暖化が進行し、対策を講じない場合、風水害の増加や生態系変化による食料不足などが懸念。

人口の変化

- 空き家や空閑地の増加による地域の魅力低下・治安の悪化が懸念。
- 公共施設・インフラの維持更新や統廃合などが様々な影響を与え、都市の利便性・快適性の低下が懸念。
- 町内自治会などの地縁組織の担い手不足が生じ、地域活動の縮小などが懸念。また、健康寿命の延伸に伴う、元気な高齢者の増加も予想され、健康で活躍できる環境づくりが必要。

テクノロジーの進展

- 経済活動やライフスタイルなど、広範囲で変化が加速し、生産性の向上やインクルーシブ^{*}な社会の実現など、社会的課題への解決が期待される。

持続可能な開発目標に向けて

- 気候変動、自然災害、感染症、生物多様性の喪失などの様々な課題に直面し、持続可能な世界の実現のためには、環境・社会・経済の3側面を不可分のものとし、調和させ、様々なステークホルダー^{*}が連携・協力することが必要。

緑と水辺の課題

- 公園などでは、施設の老朽化に伴い更新が必要だが、人口減少下での財政圧迫が懸念。
- まちづくりの担い手不足や、担い手の高齢化が進み、既存団体の弱体化が懸念。

- 設置から30年を経過した公園が半数以上を占め、つくりが古い施設が多く、誰もが活用しやすい状況ではないこと。地域によって公園配置が偏っていること。
- 街路樹の大径化や木の根による通行・歩行環境に支障があること。

- 市街化調整区域における開発などにより、緑が消失してきており、土地所有者などの理解を得ながらの緑の保全や緑化の推進が課題。
- 緑と比較すると水辺への愛着が持たれていない。水辺のなかでも川辺への愛着が持たれていない。

第3章 本計画における基本的な考え方

1 本計画のテーマ／サブテーマ

千の緑と水辺が人のくらしを包むまち

～縄文より続く 住みやすいまち オオガハスの咲く 訪れたいまちを次代に～

今後 10 年間の緑と水辺のまちづくりを展望する本計画のテーマを「千の緑と水辺が人のくらしを包むまち」とします。これは、縄文の古来より多様な人を受け入れてきた千葉市らしい受容力、1,000 箇所を超える公園ストック(資産)の形成、東京湾の海辺と河川、内陸部のまとまった緑とが市街地の周縁を包み込むようにある地理的特徴、これらをベースとしながら、人々のくらしを包み込んできた緑と水辺のストック(資産)がもたらす様々な効用をまちづくりに十分に活かした、持続可能なまちを展望して設定しているものです。

また、10 年よりも更に長期的な緑と水辺のまちづくりのスタンスを示す本計画のサブテーマを「縄文より続く 住みやすいまち オオガハスの咲く 訪れたいまちを次代に」とします。これは前計画のサブテーマをベースとしつつ、緑と水辺の都市宣言にある豊かな緑と水辺の基盤となる「縄文」、首都圏にありながら、豊かな緑と水辺に恵まれているという「住みやすさ」、また、市内で発掘された古代ハス「オオガハス」、これらを次代へとつなぎ、「住みやすいまち」、「訪れたいまち」を目指すことを長期的に展望して設定しているものです。

なお、本計画のテーマ・サブテーマともに、千葉市基本計画、千葉市都市計画見直しの基本方針や、ちば・まち・ビジョンで掲げる目標など^{※1,2,3}とも親和しています。

- ※1 千葉市基本計画の「環境・自然」の分野目標
「気候変動に対応し、豊かな自然と共生する持続可能なまちを実現します」
- ※2 千葉市都市計画見直しの基本方針で掲げる都市デザインの理念
都市デザインの理念は、「ここにふさわしい都市の美しさと心地よさへの挑戦から はじまるひと中心の豊かな千葉の実現」です。この理念は、豊かな緑と水辺と、都市の利便さが共存する千葉市の 100 年先の未来を見据えながら、千葉市ならではの歩きたくなる(ウォークアブル)、くらしやすく(リバブル)、持続可能性(サステナブル)が感じられる、美しく心地よい都市を志向するものです。この理念に沿ってまちづくりを進めていくにあたり、まちが備えているべき要素を5つの目標として定め、その一つ目が「すごしたくなる緑と水辺がある」です。
- ※3 ちば・まち・ビジョンで掲げる都市づくり・まちづくりの目標
緑と水辺に関するものとして「そこにある緑と水辺の潤いを感じ、楽しめる千葉のまち」です。

2 目指す緑と水辺の姿

(1) 計画のつくり(3つの視点)

本計画では、以下に示す3つの視点において、緑と水辺に関わる人々の目指す姿や、目指す緑と水辺の姿を示していきます。「緑と水辺に関わる人々」の視点では、日常生活における緑と水辺との関わりにおいて、主にソフト面で目指す姿を示していきます。一方で、「近隣レベル」と「全市レベル」の視点では、スケールの違いに応じて、主にハード面で目指す緑と水辺の姿を示していきます。

緑と水辺に関わる人々	日常生活で緑と水辺に関わる人々(ソフト)
近隣レベル	生活圏で捉える近隣レベルの緑と水辺(ハード)
全市レベル	千葉市の基盤をなす全市レベルの緑と水辺(ハード)

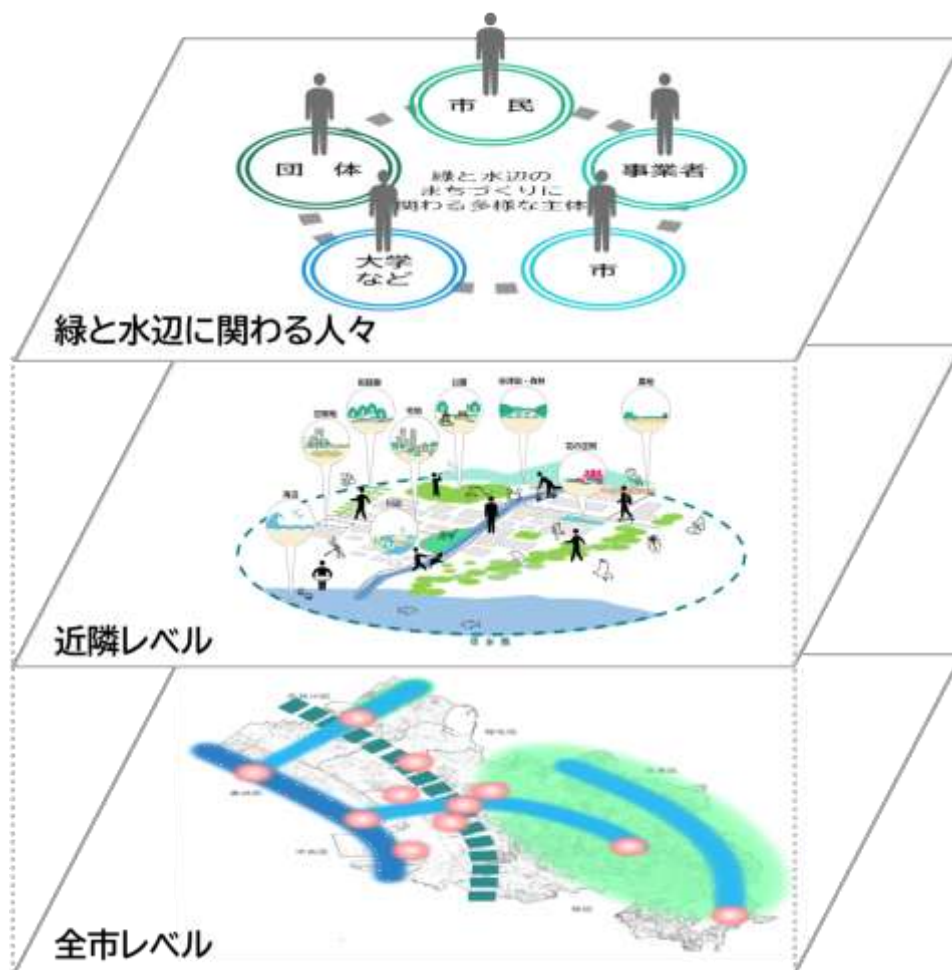


図 計画のつくり(3つの視点)

(2) 「緑と水辺に関わる人々」の目指す姿

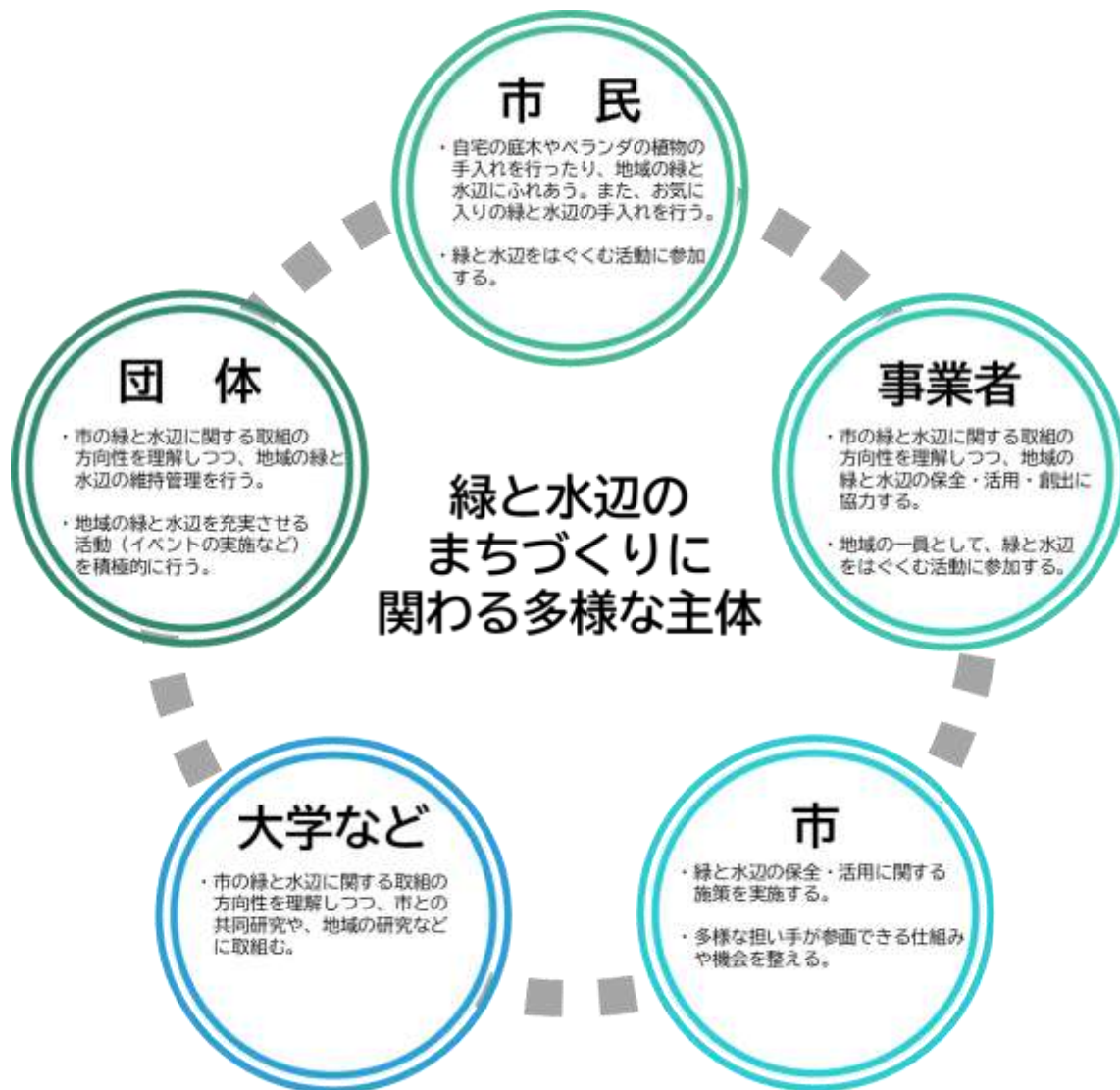
千葉市内の緑と水辺のフィールドにおいては、市民、団体、事業者、大学などの教育機関、千葉市などの行政といった様々な主体が、日常利用をはじめ、管理や運営、研究、制度づくりなどの様々な側面に関わっています。

こうした様々な関わりのなかでも、もっとも基本的な管理に関しては、長年にわたって数多くの市民や団体などと千葉市との協働で行ってきました。しかし、今後の人口減少・少子高齢化の本格化は、活動の縮小や担い手不足につながり、更には活動の原資となる財源も限られてくる場合もあります。これまでの活動の継続が困難となる状況も想定され、同様の状況は、千葉市といった行政にも生じえることです。今後の緑と水辺のまちづくりの現場においては、これまで以上に各主体の置かれた状況をお互いに理解していく姿勢が必要となります。

その一方で、緑と水辺のまちづくりの現場では、新たなまちづくりの担い手や、これまでよりも活動の幅を広げることのできる担い手の存在も期待できます。行政と地域との間をつなぎ、従来は公共が担っていた調整業務を担う中間支援組織となりえる意欲ある団体のほか、現場の活動に意欲的な個人や事業者らの参画は、まちづくりの現場に活力を与えるものとなり、こうした主体の発掘・育成は、重要な取組となります。新たなまちづくりの担い手と、緑と水辺のまちづくりに従来から関わってきた団体との知恵や力を組み合わせていくことが重要となります。

このような考え方のもと、緑と水辺に関わる人々の目指す姿としては、右のように市民、団体、事業者、大学をはじめとした教育機関、そして千葉市などが、それぞれの役割を無理のない範囲で担いつつ、互いに協力し、補完しあいながら、意欲的に緑と水辺のまちづくりに関わっていく姿を目指します。

《緑と水辺に関わる人々の目指す姿》



(3) 「近隣レベル」で目指す緑と水辺の姿

千葉市の市街地形成の特徴としては、政令指定都市のなかでもニュータウンや土地区画整理事業といった面的な市街地開発が多いことが挙げられます。そのような市街地においては、区画が整形であり、道路などのインフラが十分に整っているだけでなく、公園や街路樹といった緑と水辺の要素についても開発地内に計画的に配置されています。ここで、市民一人当たりの都市公園敷地面積を 20 ある政令指定都市のなかで比較すると、千葉市は上から 7 番目であり、首都圏に限れば最上位となっています。今日の公園のストック(資産)の形成や計画的な公園配置は、こうした市街地形成が一因になっていると考えられます。

このように形成されてきた市街地を近隣レベルで見渡すと、臨海部に形成された新市街地から農地や山林の広がる内陸部まで、地域によって様々な生活環境が存在します。日常の生活圏で捉えられる緑と水辺のフィールドに関しても、臨海部では海辺が、川沿いでは川辺が、市街地部では公園、街路樹や、花の空間、そして、内陸部では農地や、谷津田・森林などが身近な存在として挙げられます。

今後、人口減少・少子高齢化が本格化し、既成市街地などにおいて、都市のスポンジ化が進行すると、空閑地の散発的な発生が見込まれ、条件が整えば、地域における新たな活動の場となりうることも期待できます。

これらを踏まえた、近隣レベルにおける緑と水辺の主な構成要素と特徴については、公園や街路樹を中心として、地域によって要素は異なるものの、海辺、川辺、花の空間、空閑地、農地、谷津田・森林などが生活圏に存在していることです。このような状況のもと、近隣レベルで目指す緑と水辺の姿としては、右のように、生活圏内(概ね徒歩 15 分圏内)に分布する公園や街路樹などの様々な緑と水辺のフィールドに、日常的に人々に関わり、野鳥などの多様な生き物も生息・生育する姿を目指します。

従来、こうした近隣レベルで捉える緑と水辺の姿については、街なかのあらゆるところに緑と水辺を創出し、それらを街路樹などで連続させて、物理的なネットワークの充実を目指すものでしたが、本計画においては、既存のストック(資産)を重視する視点に立つため、既存の緑と水辺(ハード)を中心に、人々や多様な生き物(ソフト)が関わっていくことによるハイブリッドなネットワークの充実を目指しています。

《近隣レベルで目指す緑と水辺の姿》



(4) 「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿

【全市レベルで目指す緑と水辺の姿】

全市レベルで目指す緑と水辺の姿、いわゆる、千葉市の緑と水辺の骨格としては、歴代の計画や緑被地の分布を踏まえ、右のような姿を目指します。これは、花見川沿いの水辺軸と都川沿いの水辺軸という2つの放射軸とともに、東京湾沿いの水辺軸、区域区分の境に点在する内陸部の緑地軸、市東部の鹿島川沿いの水辺地帯からなる3つの環状軸から構成されます。

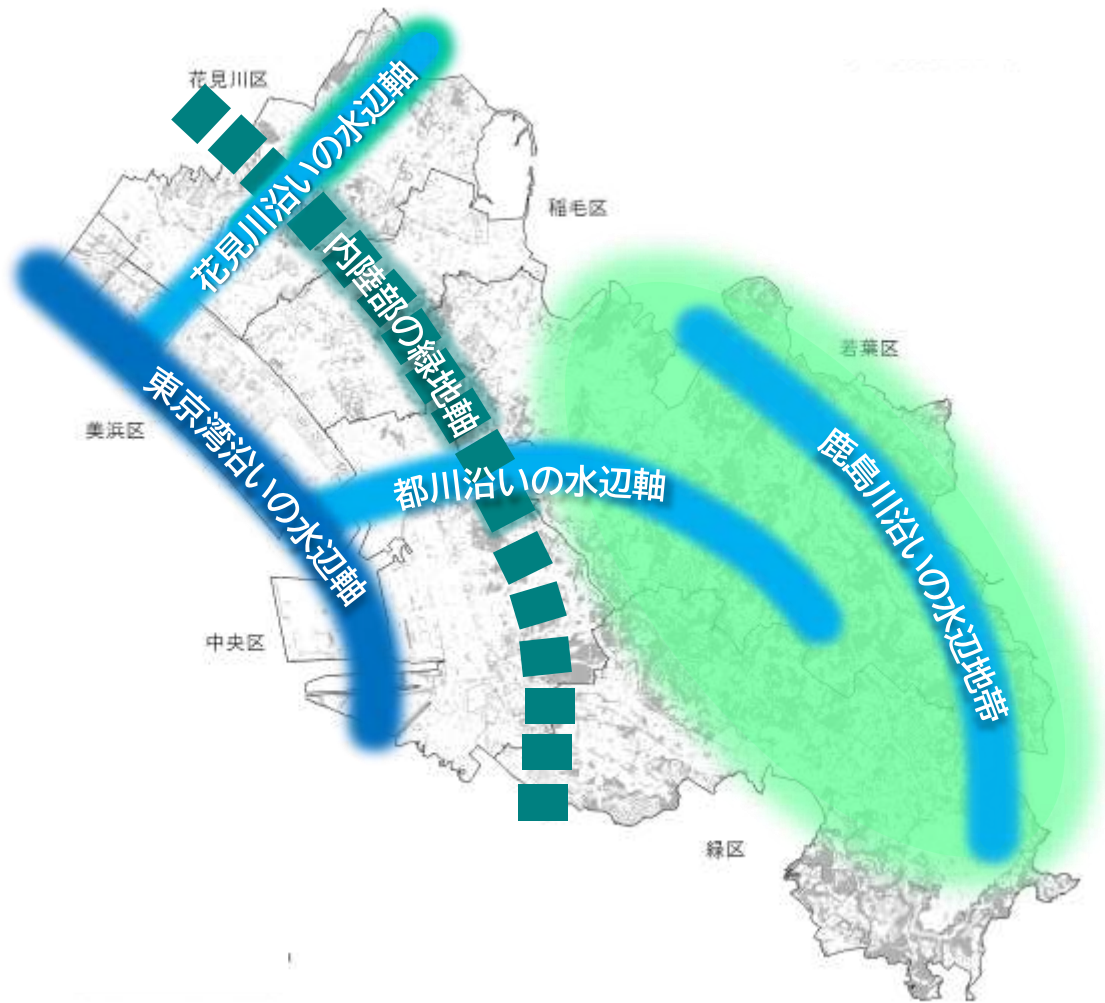
こうした2放射・3環状のパターンをなす千葉市の緑と水辺の骨格は、歴代の計画とそれに基づく長年の取組の成果となるものでもあり、これから時代が移り変わっていくなかでも、この骨格を維持し、次代へと継承していかなくてはならないものです。

なお、千葉市の緑と水辺の骨格は、首都圏レベルや県レベルの広域計画で示される緑と水辺の姿とも整合しています(詳細は資料編参照)。

千葉市の緑と水辺の骨格をなす各軸や地帯の特徴

2 放射	花見川沿いの水辺軸	既成市街地の北側部分に位置し、無秩序な市街化を抑制する花見川とその周辺の緑です。斜面林が残存し、都川と比較すると河川幅員が広く、市民が川とふれあいやすい環境を有している軸です。
	都川沿いの水辺軸	千葉都心から市東部に至る都川とその周辺の緑です。都川中流部と上流部には斜面林が残存し、下流部は水辺に近付ける場合があります。上流部は鹿島川沿いの水辺軸と同じく都市の肺となる軸です。
3 環状	東京湾沿いの水辺軸	東京湾のウォーターフロントにあたり、人工海浜の大規模公園や、海辺の千葉みなとは、千葉市の海辺の良さを最も享受できる場所であり、千葉市の海辺景観の顔となる軸です。
	内陸部の緑地軸	既成市街地東側の区域区分境に位置し、無秩序な市街化を抑制するグリーンベルトです。斜面林が残存し、貝塚をはじめとした遺跡群も多数分布し、千葉市の都市の形態形成や、縄文からの歴史性を有する軸です。
	鹿島川沿いの水辺地帯	千葉市東部で、都市計画における市街化調整区域であり、隣接市と一体となって、まとまった緑と水辺を有する区域です。鹿島川を中心に、谷津田、斜面林、農地が賦存し、千葉市の農産物生産の中心地であり、市街地に冷涼な空気を送りこむ都市の肺となるエリアです。

《全市レベルで目指す緑と水辺の姿》



【すごしたくなる緑と水辺の11拠点】

歴代の計画においては、緑と水辺の骨格上や骨格軸が交差する地点において、大規模公園を政策的に配置してきました。大規模公園の拠点数は11箇所に上り、それぞれが千葉市を代表する緑と水辺として、多くの方々に親しまれています。このような大規模公園の配置は、千葉市の緑と水辺のまちづくりを特徴づける長年の取組の成果といえます。

なお、千葉公園は、緑と水辺の骨格上には位置してはいませんが、緑と水辺のまちづくりのあゆみを踏まえて、11拠点の1つに含んでいます。

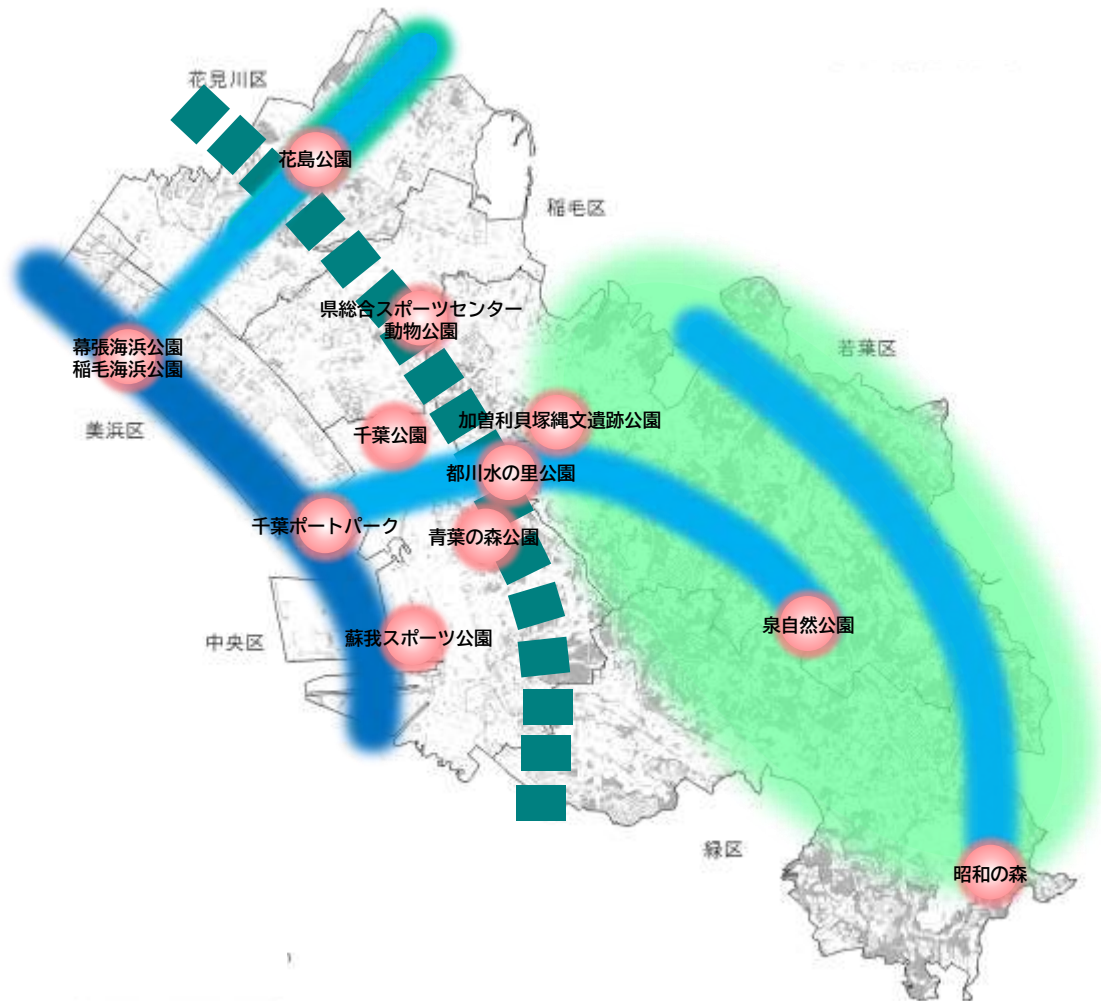


図 すごしたくなる緑と水辺の11拠点

すごしたくなる緑と水辺の11拠点



千葉公園



青葉の森公園



蘇我スポーツ公園



千葉ポートパーク



花島公園



泉自然公園



加曾利貝塚縄文遺跡公園



都川水の里公園



昭和の森



県総合スポーツセンター



動物公園



幕張海浜公園



稲毛海浜公園

3 本計画で重要視すること

(1) グリーンインフラの考え方に基づく取組の推進

千葉市では、千葉市基本計画で示す目指すべき都市構造において、「みどり(緑と水辺)」を基盤構造として位置付けています。今後、人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、緑と水辺のストック(資産)を重視しつつ、新たに創出される空間をも含めて、自然環境が有する多様な機能をまちづくりに活かしていく姿勢が重要となります。今後のまちづくりの進め方は、まさしくグリーンインフラの考え方と合致するため、本計画においてもグリーンインフラの考え方を重要視していきます。

千葉市のグリーンインフラの構成要素に関しては、大枠としては、海辺、川辺、公園、街路樹、宅地、花の空間、空閑地、農地、谷津田・森林といった9つの緑と水辺のフィールドであり、これらのグリーンインフラは、その存在により効果を発揮するものと(存在効果)、活用することにより効用が増進するもの(利用効果)があり、それらの度合いに応じて、大きく5つの効用(「環境」、「防災」、「景観」、「健康」、「コミュニティ」)が発揮されると整理しています。

グリーンインフラの空間は、その多くが土や植物などで構成されるため、時間の経過や管理の度合いに応じて、空間の様相が変化します。様相が変化するグリーンインフラを恒久的なグレーインフラ*と組み合わせ、その時点における最適解を模索しつつ、グリーンインフラとしての効用の増進や複数の効用の同時発揮を図っていくことが重要となります。例えば、雨水を徐々に土壤に浸透させることといった自然のプロセスを活かすような取組を緑を用いた方策だけでなく、雨水浸透施設の整備方策と組み合わせ実現していくことが重要と考えています。

(2) 川辺に関する施策の充実

千葉市の緑と水辺の9つのフィールドのなかでも、今後の10年間においては、川辺に関する施策を充実させていきます。緑と水辺のまちづくりのあゆみを振り返ると、長きにわたって、すごしたくなる緑と水辺の11拠点の形成に力点を置いてきました。近年10年間は、アーバンビーチの形成に向けて、海辺の魅力向上に取り組んできました。これまでの施策の潮流とともに、市民の水辺に対する満足度を踏まえて、今後は、臨海部と内陸部とをつなぐ、川辺に関する施策を充実していきます。

(3) 都市デザインの考え方に基づく個性と魅力あふれる都市空間の形成

「都市デザイン」とは、都市の生い立ちや地域資源などを踏まえ、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、その実現に資する公共及び民間事業を総合的かつ戦略的にプロデュースする一連の取組みのことです。

千葉市では、千葉市都市計画見直しの基本方針において、今後の都市づくりの前提として、「都市デザイン」の考え方を取り入れていくこととし、ちば・まち・ビジョンをはじめ、本計画においても、この基本的な考え方を共有していきます(詳細は資料編参照)。

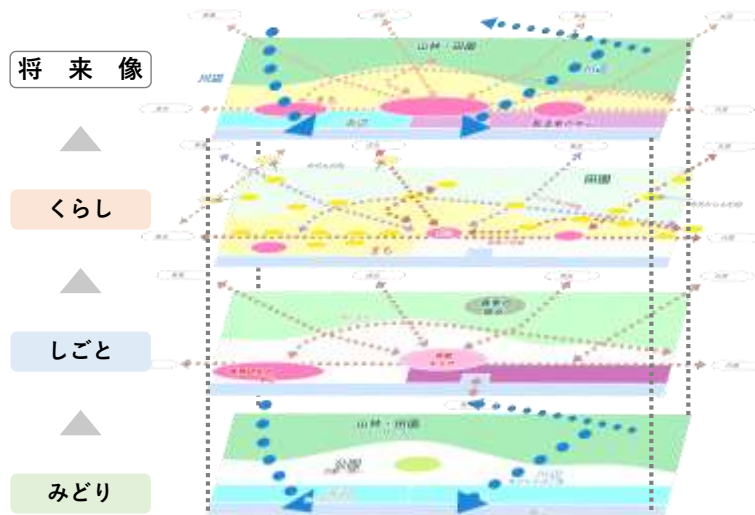


図 千葉市基本計画で示す都市構造の将来像

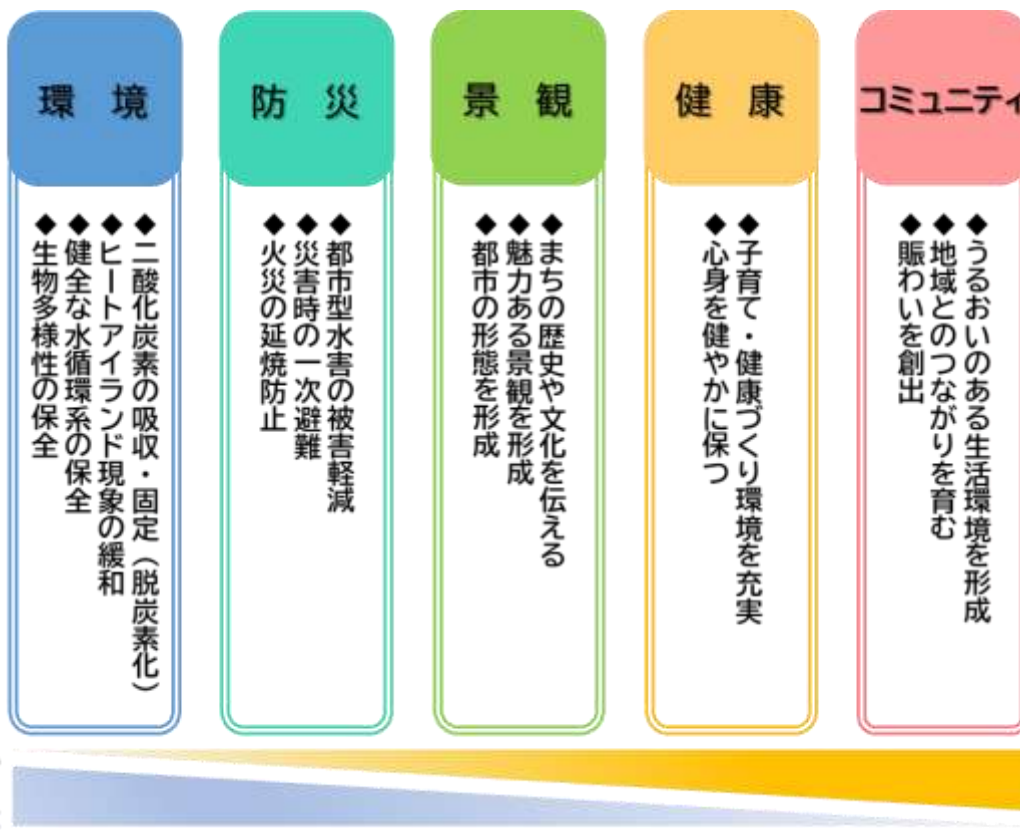


図 千葉市の緑と水辺が担うグリーンインフラの5つ効用

市民の皆様から募集した千葉市の緑と水辺のお気に入り写真を掲載します

<p>お気に入り写真の掲載 緑 1</p> <p>時期・場所・撮影者</p>	<p>お気に入り写真の掲載 緑 2</p> <p>時期・場所・撮影者</p>
<p>お気に入り写真の掲載 緑 3</p> <p>時期・場所・撮影者</p>	<p>お気に入り写真の掲載 緑 4</p> <p>時期・場所・撮影者</p>
<p>お気に入り写真の掲載 水辺 1</p> <p>時期・場所・撮影者</p>	<p>お気に入り写真の掲載 水辺 2</p> <p>時期・場所・撮影者</p>
<p>お気に入り写真の掲載 水辺 3</p> <p>時期・場所・撮影者</p>	<p>お気に入り写真の掲載 水辺 4</p> <p>時期・場所・撮影者</p>

第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性

1 計画のつくりに対応した施策展開

本計画における施策体系については、緑と水辺の各フィールドと、本計画のつくり（3つの視点）とを対応させた形で示していきます。施策体系に位置付ける各施策の方向性については、以下のように施策名称、想定される担い手、グリーンインフラの5つの効用、取組時期の目安（短期：3年が目安、中長期：4年以上先）、取組のイメージ（施策の実施段階では変更となる場合もあります）などを示していきます。

【施策体系】

各フィールドと施策の方向性

施策展開の視点による分類と施策名称

【各施策の方向性】

各フィールドでの施策の方向性と、施策名称と取組のイメージなどを示します。

3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性

施策1 海辺 施策の方向性 魅力ある海辺をほぐむ

取組の視点	施策	実施時期
緑と水辺に関わる人々に関する取組	1-1 海辺の賑わいづくりと魅力発信	短期 中長期
	1-2 「さんばしひろば」の活用促進	
	1-3 海辺の生き物とのふれあい	
全市レベルで展開する施策	1-4 海辺の魅力向上	

施策の方向性

取組の目安
実線：実施(継続含む)
破線：検討(実施できるものは実施)

計画の視点

施策名と新規、拡充、継続の別

取組イメージ
(施策の実施段階では変更となる場合もあります)

【緑と水辺に関わる人々に関する取組】 担い手 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

1-1 海辺の賑わいづくりと魅力発信

藤原の浜、榎見川の浜、いなげの浜や千葉みなどは、官民連携で人工海浜や港の魅力発信する活性化施策を整備しており、こうした施策をしながら、海辺における賑わいの創出を図るため、多様な主体が連携して、海辺の魅力を活かしたイベントを充実していきます。



取組イメージ

- ✓ 榎見川ビーチフェスタ実行委員会による榎見川ビーチフェスタなどのイベントの充実
- ✓ 千葉みなど内における遊覧事業の充実/伊豆大島便などの企画クルーズの充実
- ✓ 藤原ビーチ花火フェスタ、大規模音楽イベントなど、海辺を楽しめる機会の積極的な発信

施策の担い手

グリーンインフラの5つの効用

2 施策体系

	施策1 海 辺  魅力ある 海辺をはぐくむ	施策2 川 辺  親しみのある 川辺をはぐくむ	施策3 公 園  すごしたくなる 公園をはぐくむ	施策4 街路樹  美しい 街路樹をはぐくむ	施策5 宅 地  緑豊かな まちをはぐくむ
緑と水辺に関する 人々に関する施策	1-1 海辺の賑わいづくりと 魅力発信 	2-1 川辺のアクティビティ の充実 	3-1 多様な主体による公園 活用の推進 	4-1 多様な主体による街路 樹管理の推進 	5-1 地域ぐるみの緑花の愛 護活動の推進 
	1-2 「さんばひろば」の活 用促進 	2-2 川辺の生き物とのふれあ い 	3-2 多様な主体による公園 管理の推進 		5-2 緑化や緑の効能を学ぶ 機会の充実 
	1-3 海辺の生き物とのふれあ い 		3-3 植物性廃棄物(落ち葉、 剪定枝など)のリサイク ルの推進 	3-4 公園の活用促進に係る 仕組みづくり 	
近隣レベルで 展開する施策		2-3 花見川サイクリング コースの充実 	3-5 熱環境対策や脱炭素に 資する樹木の育成 	4-2 街路樹の適正化 	5-3 くらしの中心となる地 域での緑化の推進 
		2-4 川辺の公共空間再編 	3-6 地域の状況を踏まえた 身近な公園の充実 	4-3 まちを彩る街路樹づく り 	5-4 都市開発諸制度と連携 した質の高い緑の創出 
			3-7 地域バランスの改善に 資する公園の整備 	3-8 斜面地を有する公園の 安全性の向上 	
全市レベルで 展開する施策	1-4 海辺の魅力向上 	2-5 水環境の保全の推進 	3-10 公園の雨水浸透・流出 抑制機能の向上 	4-4 街路樹のある環境の雨 水浸透機能の向上 	
			3-11 すごしたくなる緑と水 辺の11拠点の充実 		

施策6 花の空間 	施策7 空閑地 	施策8 農地 	施策9 谷津田・森林 	施策10 共通事項 
<p>清らかな花の空間をはぐくむ</p> <p>6-1 花のあふれるまちづくりの推進 環 防 景 健 コ</p> <p>6-2 オオガハスの魅力発信の充実 環 防 景 健 コ</p>	<p>みんなが使える空閑地をはぐくむ</p> <p>7-1 空閑地の暫定利用に向けた仕組みづくり 環 防 景 健 コ</p>	<p>やすらぎのある農地をはぐくむ</p> <p>8-1 拠点施設の活用などによる農の魅力発信 環 防 景 健 コ</p> <p>8-2 農福連携の推進 環 防 景 健 コ</p> <p>8-3 耕作放棄地対策の推進 環 防 景 健 コ</p> <p>8-4 太陽光発電下での農業技術支援の研究 環 防 景 健 コ</p>	<p>いきいきとした谷津田・森林をはぐくむ</p> <p>9-1 民有林の管理の促進 環 防 景 健 コ</p> <p>9-2 谷津田や里山の保全の推進 環 防 景 健 コ</p> <p>9-3 市民が立入れる林地環境の拡大 環 防 景 健 コ</p>	<p>緑と水辺に関わる人や場所をはぐくむ</p> <p>10-1 シェアサイクルを活かした街の回遊性向上 環 防 景 健 コ</p> <p>10-2 情報発信の充実/デジタル化 環 防 景 健 コ</p> <p>10-3 「ちばレポ」によるまちづくりの充実 環 防 景 健 コ</p> <p>10-4 生物多様性の状況把握と生息地の管理 環 防 景 健 コ</p> <p>10-5 環境教育の積極的な展開 環 防 景 健 コ</p> <p>10-6 緑と水辺のまちづくりに関わる人づくり 環 防 景 健 コ</p>
<p>6-3 オオガハスを楽しめる環境の拡大 環 防 景 健 コ</p> <p>6-4 3都心における花のふれあい道づくりの充実 環 防 景 健 コ</p>	<p>7-2 チバニフ(仮称)としての空閑地の活用 環 防 景 健 コ</p>	<p>8-5 街なかの農地の保全・活用の推進 環 防 景 健 コ</p>	<p>9-4 市内の施設における脱炭素に資する木材利用の推進 環 防 景 健 コ</p> <p>9-5 樹木の生育基盤となる土壌環境(土中環境)の育成 環 防 景 健 コ</p>	<p>10-7 シームレスな空間形成の推進 環 防 景 健 コ</p>
		<p>8-6 優良農地の保全の推進 環 防 景 健 コ</p>	<p>9-6 緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの保全の推進 環 防 景 健 コ</p> <p>9-7 都市開発諸制度と連携した郊外のグリーンインフラ保全の研究 環 防 景 健 コ</p>	<p>10-8 まちづくりに関する庁内連携/広域連携 環 防 景 健 コ</p>

3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性

施策1 海辺

施策の方向性 魅力ある海辺をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	1-1 海辺の賑わいづくりと魅力発信	■	■
	1-2 「さんばしひろば」の活用促進	■	■
	1-3 海辺の生き物とのふれあい	■	■
全市レベルで展開する施策	1-4 海辺の魅力向上	■	■

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】 関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

1-1 海辺の賑わいづくりと魅力発信

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

幕張の浜、検見川の浜、いなげの浜や千葉みなどでは、官民連携で人工海浜や港の魅力を発信する活性化施設を整備しており、こうした施設を活かしながら、海辺における賑わいの創出を図るため、多様な主体が連携して、海辺の魅力を活かしたイベントを充実していきます。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検見川ビーチフェスタ実行委員会による検見川ビーチフェスタなどのイベントの充実 ✓ 千葉みなど内における遊覧事業の充実／伊豆大島便などの企画クルーズの充実 ✓ 幕張ビーチ花火フェスタ、大規模音楽イベントなど、海辺を楽しめる機会の積極的な発信
--------	---

【継続】

1-2 「さんばしひろば」の活用促進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

千葉みなどの「さんばしひろば」においては、イベント、撮影、キッチンカーの出店などによる、港湾緑地や公園といったオープンスペースの活用促進を図るために、広場でできることを分かり易くまとめた「さんばしひろば」利用手引きを公開しています。こうした港の活用を促す取組を引き続き進めます。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「さんばしひろば」利用手引きによる活用促進
--------	---

【拡充】

1-3 海辺の生き物とのふれあい

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

身近な自然環境の特徴を知りつつ、地域の生き物の生活史や多様な生き物とのつながりを学ぶことのできる取組みを引き続き進めます。

取組	✓ ふれあい自然観察会の実施
イメージ	✓ 千葉県自然観察指導員協議会と協力した四季の自然観察会の実施

【全市レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

1-4 海辺の魅力向上

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

海辺に立地する稲毛海浜公園では、官民連携で海に見えるレストランや、海へ延びるウッドデッキなどを整備してきており、同公園に隣接する幕張海浜公園を含めて、海辺のアメニティ環境の充実と賑わい創出に資するよう、すごしたくなる緑と水辺の11拠点としての魅力向上を図ります。

取組	✓ 稲毛海浜公園における官民連携でのリニューアル整備事業の推進
イメージ	✓ 幕張海浜公園における官民連携での魅力向上事業の検討

施策2 川辺

施策の方向性

親しみのある川辺をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	2-1 川辺のアクティビティの充実	● ● ● ●	● ● ● ●
	2-2 川辺の生き物とのふれあい	● ● ● ●	● ● ● ●
近隣レベルで展開する施策	2-3 花見川サイクリングコースの充実		● ● ● ●
	2-4 川辺の公共空間再編		● ● ● ●
全市レベルで展開する施策	2-5 水環境の保全の推進	● ● ● ●	

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】 関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

2-1 川辺のアクティビティの充実

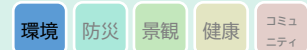


地域固有の資源である河川の良さを体験・実感できるよう、川辺の活用に先行的に取り組んでいる花見川を拠点として、川の水にふれあいながら、自然環境の良さを再認識できるようなアクティビティの充実を図ります。

取組イメージ	✓ 花見川を中心としたカヤック体験の充実(近隣市でのイベントとの同時開催など)
	✓ 社会実験の検討(花見川トライアスロン(仮称)(カヤック→サイクリング→ランニング)など)

【拡充】

2-2 川辺の生き物とのふれあい



身近な自然環境の特徴を知りつつ、地域の生き物の生活史や多様な生き物とのつながりを学ぶことのできる取組みや、小学生を対象とした、生き物調査や水質調査などに関する出張授業「いきもの探索隊」の活動を引き続き進めます。また、アーカイブ化した調査結果の有効活用を図ります。

取組イメージ	✓ ふれあい自然観察会の実施
	✓ いきもの探索隊の活動推進、アーカイブ化した調査結果の有効活用

【近隣レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【新規】

2-3 花見川サイクリングコースの充実

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

花見川サイクリングコースにおいて、サイクリングをはじめ、ランニング、散歩利用がより快適にできるよう、走行環境の改善を図ります。また、川面を眺めながらリラックスできるように、休憩スポットや誘導サインなど、アメニティ環境の充実も図ります。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none">✓ サイクリングコース左岸の舗装改善、誘導サインの充実(歴史文化の紹介、街なかへの誘導)✓ 休憩スポットの充実(サイクルラックの設置、トイレ・手洗い場の改修、木陰へのベンチの整備)✓ 長期間未整備のサイクリングコース右岸の見直しを含めたあり方の検討
--------	--

【新規】

2-4 川辺の公共空間再編

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

地域固有の資源である河川の良さを実感できるよう、川辺の公園などのリニューアルを行う際には、河川との一体的な利用が図られるように公共空間の再編を検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none">✓ 川面に近付ける親水護岸、デイキャンプ施設などの整備検討✓ リバーサイドカフェなどの居心地のよい環境形成の検討
--------	---

【全市レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

2-5 水環境の保全の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

水環境の保全にあたって、工場・事業場排水などの適正処理の指導及び生活排水対策などによる点源負荷*の抑制対策、並びに田畑、畜産排水、ゴルフ場から発生する面源負荷*削減対策を引き続き進めます。これと併せて、地下水保全にあたって、地下水の調査を引き続き進めます。

また、河川の改修・整備にあたっては、治水面での安全性を確保しながら、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、生き物の生息・生育・繁殖環境や、川辺の景観保全・創出に資する多自然川づくりを引き続き進めます。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none">✓ 工場・事業場排水などの適正処理の指導✓ 地下水測定計画に基づく地下水調査✓ 多自然川づくりの推進
--------	--

施策3 公園

施策の方向性 すごしたくなる公園をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	3-1 多様な主体による公園活用の推進	●●●●●●●●●●	
	3-2 多様な主体による公園管理の推進	●●●●●●●●●●	
	3-3 植物性廃棄物（落ち葉、剪定枝など）のリサイクルの推進	●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	3-4 公園の活用促進に係る仕組みづくり	●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
近隣レベルで展開する施策	3-5 熱環境対策や脱炭素*に資する樹木の育成	●●●●●●●●●●	
	3-6 地域の状況を踏まえた身近な公園の充実	●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	3-7 地域バランスの改善に資する公園の整備	●●●●●●●●●●	
	3-8 斜面地を有する公園の安全性の向上	●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	3-9 公園施設のスポンサー制度の活用		●●●●●●●●
全市レベルで展開する施策	3-10 公園の雨水浸透・流出抑制機能の向上	●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	3-11 すごしたくなる緑と水辺の 11 拠点の充実	●●●●●●●●●●	

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】 関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

3-1 多様な主体による公園活用の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

公園を使う楽しみが増えるように、市主催によるほか、町内自治会、パークマネジメント団体、指定管理者、プレーパークの開催団体、その他意欲的な団体などとの協働により、イベントの実施など柔軟な公園活用を進めます。また、専用園庭を有しない保育園などによる公園の活用を支援します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の防災意識向上に係るイベントの充実(落ち葉や落枝での煮炊き体験、防災トイレの講習など) ✓ 公園での健康づくりイベントやプログラムの充実(ウォーキング、健康体操、ヨガなど) ✓ 公園での子育てイベントやプログラムの充実(ベビーマッサージ、親子ヨガ、仮設遊具など) ✓ 常設型プレーパークの開催・地域プレーパークの開催支援
--------	---

【拡充】

3-2 多様な主体による公園管理の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

誰もが快適に、安全安心に公園を利用できるように、清掃など日常の公園管理にあたっては、市による直営のほか、清掃協力団体、パークマネジメント団体、指定管理者、その他意欲的な団体などとの協働で行います。とりわけ、パークマネジメント制度の積極活用を促すため、公園を柔軟に使っている活動事例の紹介などを検討します。このほか、個人のやってみたい思いを後押しする支援についても検討します。

また、中長期的には、一定のエリア内の大小様々な規模の複数公園について、包括的に管理し、地域のシンボルとなる公園で生み出した収益を周辺の小規模公園に還元し、公園利用者がこれまでよりも満足感を得られるような公園管理のしくみについて研究します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none">✓ 多様な主体と協力した公園の維持管理(公園清掃、草刈り、施設点検など)✓ 個人のやってみたい思いを後押しする清掃用ゴミ袋や清掃用具の貸出検討✓ パークマネジメントで公園を積極的に活用している事例紹介の検討✓ 複数公園を対象にした指定管理やパークマネジメント
--------	--

【継続】

3-3 植物性廃棄物(落ち葉、剪定枝など)のリサイクルの推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

公園の管理に伴って生じる落ち葉や剪定枝などについて、自然の循環プロセスの回復に資するよう、剪定枝などのチップ化、堆肥化した落ち葉を公園内外での花壇づくりに用いるなど、リサイクルを進めます。これと併せて、間伐材の有効利用を図ります。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none">✓ 剪定枝などのリサイクル工場への搬入✓ 落ち葉堆肥づくり✓ 間伐材を利用したベンチなどの製作
--------	---

【新規】

3-4 公園の活用促進に係る仕組みづくり

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

日常生活の様々な場面で、公園が活用されるように、利用者と事業者の双方の目線から、公園の活用を促す仕組みを検討します。

利用者目線では、公園の設備に関して、コロナ禍でのテレワークやオンライン学習を見込んだ通信環境の充実などを検討します。また、公園利用の促進に係るルールに関しては、健康づくりや地域交流につながる野菜づくりのルールを検討します。サービスに関しては、有料公園施設が中心となり、例えば、動物公園では、リピーターの増加につながるよう、来園者サービスの充実を引き続き図ります。

一方で、事業者目線では、千葉みなとの「さんばしひろば」利用手引きのように公園活用を促す手引きの作成を検討します。これと併せて、事業者の社会貢献活動に関しては、活動場所の案内、積極的な寄附の受入れ、ネーミングライツなど地域貢献の思いを活動や形にできるように支援していく取組みを進めます。

取組イメージ	✓ 無料公衆無線 LAN、QR コード付きの公園案内などの導入検討
	✓ エディブルパーク*のルールづくり(仮称)
	✓ 公園の活用促進を図る「公園活用の手引き」(仮称)の作成検討

【近隣レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【新規】

3-5 熱環境対策や脱炭素に資する樹木の育成

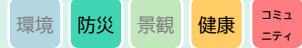
環境 防災 景観 健康 コミュニティ

公園内をはじめ、公園に隣接する人通りの多い歩道やバス停のベンチなどに緑陰を創る公園樹木について、公園利用者、歩行者や、バスの利用者などへの熱中症リスクの軽減や快適性の向上のため、樹木の育成や植樹を図ります。

取組イメージ	✓ 日陰をつくるボリュームのある樹木の育成
--------	-----------------------

【新規】

3-6 地域の状況を踏まえた身近な公園の充実



身近な公園については、地域の住民がもっと活用したくなる公園のつくりとなるよう、地域の人口構成や公園利用の状況などを勘案して、それぞれの公園に特色を持たせ、エリアの公園間での機能分担や、地域のシンボルとなる公園のリノベーションを図ります。

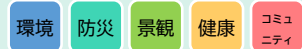
これと併せて、300㎡未満の狭小な公園については、利用ニーズを考慮しつつ、公園が近接して存在する場合などでは、再編を検討します。

また、老朽化が進む公園内の施設については、安全安心な施設となるよう、地域の人口構成や公園利用の状況などを勘案して、長寿命化計画に基づく施設更新や、バリアフリー環境の拡大に資する対策などを戦略的に進めます。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ モデルエリアにおける公園間での機能分担(子育て、防災、農とのふれあいなど)と公園のリノベーション(インクルーシブな環境づくりの検討) ✓ 公園トイレの快適化(和式便器の洋式化、手すりの設置など)、地域の状況を勘案した施設更新、バリアフリー化 ✓ 狭小な公園の機能特化(有事の荷捌き場化、災害時の一時の避難場所や、エディブルパーク化)や再編の検討
--------	--

【継続】

3-7 地域バランスの改善に資する公園の整備

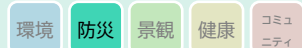


事業中の検見川・稲毛土地区画整理事業地や東幕張土地区画整理事業地をはじめ、事業が完了した土気東地区土地区画整理事業地で確保された公園用地やその他寄付用地において、ワークショップなどを通じて、地域の声を聴きつつ、地域のコミュニティの形成や様々な世代の憩いの場などとして、更には地域の良好な環境形成や安全性の向上に寄与する身近な公園の整備を進めます。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地区画整理事業地内に確保された公園用地の整備
--------	---

【新規】

3-8 斜面地を有する公園の安全性の向上



急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域などに指定されている法面のある公園や緑地においては、利用者や周辺住宅・交通などへの安全の確保のため、斜面の状況などについて調査し、対策を検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門事業者による法面調査 ✓ 植林や構造物などによる斜面崩壊対策
--------	---

【新規】

3-9 公園施設のスポンサー制度の活用



公園利用者が快適に過ごせる環境を充実させるため、事業者、団体や、個人からの寄付に応じて、公園に新しい施設を設置したり、既存施設を新しいものへと交換するスポンサー制度の創設について検討するとともに、寄付を受けた施設に寄付者の思いを表現する方法を併せて検討します。

取組	✓ スポンサーによる公園施設の新設・更新制度の創設検討
イメージ	✓ メッセージプレートの設置などによるスポンサーの思いの表現の検討

【全市レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

3-10 公園の雨水浸透・流出抑制機能の向上



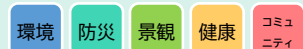
自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上を図るため、公園の整備・リノベーションにあたっては、レインガーデン*として、公園敷地内の雨水を浸透させ、一時貯留する勾配の形成や透水性舗装などの雨水浸透施設の整備に努めます。

また、都川中流部に位置し、豪雨時には雨水のオフサイト貯留浸透*の場として機能し、下流部の千葉都心への浸水被害軽減に寄与する都川水の里公園の整備を県と連携しながら取組みます。

取組	✓ レインガーデンとして機能する公園の整備・リノベーション
イメージ	✓ 透水性舗装など、雨水の浸透機能のある施設整備 ✓ 豪雨時の雨水のオフサイト貯留浸透の場として機能する都川水の里公園の整備

【拡充】

3-11 すごしたくなる緑と水辺の11拠点の充実



すごしたくなる緑と水辺の11拠点において、とりわけ千葉市が管理運営者となるところでは、コロナ禍であっても、多世代がすごしたくなる環境となるよう、P-PFI*など、官民連携で公園機能の向上や多機能化を図ります。これと併せて、誰もが公園を楽しめるようにインクルーシブな環境形成についても検討します。

取組	✓ バイオフィリックデザイン*を取り入れたコワーキング施設、ナイトタイムエコノミー対応施設の整備
イメージ	✓ 図書館など、地域の公共施設との連携による公園機能の充実、インクルーシブ環境の見守り手とバリアフリーな施設整備の検討 ✓ 幕張海浜公園や蘇我スポーツ公園などにおける大規模集客施設の機能向上 ✓ 動物公園におけるリスタート構想に基づく展示施設のリニューアルの推進

平成の千葉市の公園活用事業のあゆみ

千葉市では、平成25年度(2013年度)より、民間事業者の自由な発想やアイデアなどを生かした公園活用事業を行ってきました。そのあゆみをお示しします。

1

事業名 豊砂公園「パークマネジメント事業」
 事業者 イオンモール株式会社
 事業開始 平成25年(2013年)12月
 内容 来街者が思わず立ち寄りたくなる魅力的なイベントなどを効果的に開催し、積極的に公園の活用を図る事業
 公園清掃、植栽管理、遊具点検、警備のほか、イベント6件 令和3年度(2021年度)



2

事業名 昭和の森「フォレストビレッジ」
 事業者 株式会社 R.project
 事業開始 平成26年(2014年)4月
 内容 旧ユースホステル施設を活用した宿泊、キャンプ事業
 利用者数 約37,000人 令和3年度(2021年度)



3

事業名 稲毛海浜公園「ザ・サーフ オーシャンテラス」
 事業者 株式会社ディアーズ・ブレイン
 事業開始 平成28年(2016年)3月
 内容 海辺の眺望を活かしたレストランなどの活性化施設の整備・運営
 利用者数 約81,000人 令和3年度(2021年度)



4

事業名 動物公園「ふれあい動物の里」
 事業者 株式会社ファーム
 (令和2年(2020年)7月から株式会社ワールドインテック)
 事業開始 平成28年(2016年)4月
 内容 乗馬体験やアニマルタッチなど、子ども～大人まで動植物にふれあう場を提供
 利用者数 約14,000人(乗馬、ポニー乗馬) 令和3年度(2021年度)



5

事業名 泉自然公園「駐車場収入を活用した魅力発信事業」
 事業者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
 事業開始 平成29年(2017年)4月
 内容 公園や周辺の魅力を発信する新たなホームページ作成、イベント、駐車場管理
 利用者数 約191,000人 令和3年度(2021年度)



6

事業名 泉自然公園「フォレストアドベンチャー・千葉」
 事業者 有限会社バシフィックネットワーク
 事業開始 平成30年(2018年)3月
 内容 公園内の樹林地を生かした自然共生型アウトドアパークの整備運営
 利用者数 約20,000人 令和3年度(2021年度)



7

事業名 稲毛海浜公園「稲毛海浜公園施設リニューアル事業」
 事業者 株式会社ワールドパーク連合体
 事業開始 平成30年(2018年)7月
 内容 事業者によるグランピング施設、バーベキュー場、温浴施設、宿泊施設(稲毛記念館のリノベーション)、プール改修
 千葉市の負担により事業者が整備・改修するものとして、砂浜やトイレの改修、ウッドデッキ、電気・上下水道整備など ※現在も進行中



【新規】

4-3 まちを彩る街路樹づくり

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

シンボルロードを彩る街路樹については、多くの人目に触れ、街のシンボルともなるため、街並みや景観を意識してボリュームのある樹形とするなど、まちを彩る街路樹づくりを進めます。また、景観計画における景観重要樹木の指定を検討します。

取組イメージ	✓ 街並みを意識したシンボルロードの街路樹の育成(ボリュームのある樹形づくり) ✓ シンボルロードを彩る街路樹の景観重要樹木の指定検討
--------	--

【全市レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

4-4 街路樹のある環境の雨水浸透機能の向上

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

街路樹のある環境においては、歩道の補修時などにおいて、透水性舗装化などを行い、歩行者の円滑な通行機能を確保しつつ、街路樹の健全育成も図ります。

取組イメージ	✓ 歩道補修時の透水性舗装化
--------	----------------



図 街路樹のある通りを楽しく歩いている様子

施策5 宅地

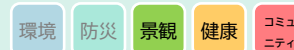
施策の方向性 緑豊かなまちをはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	5-1 地域ぐるみの緑花の愛護活動の推進	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	5-2 緑化や緑の効能を学ぶ機会の充実	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
近隣レベルで展開する施策	5-3 くらしの中心となる地域での緑化の推進	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	5-4 都市開発諸制度と連携した質の高い緑の創出		● ● ● ● ●

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】 関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

5-1 地域ぐるみの緑花の愛護活動の推進



緑と花への愛護の心をはぐくみ、個人や地域での活動を通じたコミュニティの形成、醸成が図れるよう、絵画コンクールをはじめ、地域住民主体の緑の育成、地域を花で彩る花苗の配布などに引き続き取組みます。このうち、花苗の配布に関しては、多くの人の目に触れやすいところを重点的に支援するなど、戦略的な事業展開を検討します。

こうした取組と併せて、緑花の推進に積極的に関わっている地域においては、身近な緑や花の魅力を再発見できるように、地域の住民と協力しながら、緑と花の見所を巡るツーリズムやお散歩マップづくりを検討します。

取組イメージ	✓ 緑と水辺の児童絵画コンクールの継続、緑地協定の締結促進
	✓ 花いっぱい市民活動助成における、花苗の配分方法の検討
	✓ 地域の緑花の見所を記載したお散歩マップ制作とガーデンツーリズムの実施の検討(お散歩を通じた地域間ネットワークづくり)

【拡充】

5-2 緑化や緑の効能を学ぶ機会の充実



建築や建替えを予定している方や、緑化の取組を更に充実させようと考えている方にとって参考となるような緑化の優良事例を紹介します。これと併せて、質の高い緑づくりのため、既存の緑の保全などの観点から、緑化の状況の評価・公表することを検討します。

また、千葉市が開催する園芸講座などにおいては、緑の有するヒーリング効果を学び、日常の生活に緑を取入れやすくなるよう園芸福祉活動の充実について検討します。

取組イメージ	✓ 緑化の優良事例の紹介、質の高い緑化の評価・公表の検討
	✓ フィトンチッド*に関する学習と森林浴体験、ヒーリング効果(安眠、花粉症、ダイエットなど)のあるハーブの効能学習と栽培

【近隣レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

5-3 暮らしの中心となる地域での緑化の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

来訪者や居住者が潤いのある街なかと感じられるよう、ちば・まち・ビジョン（立地適正化計画）で定める都市機能誘導区域や居住促進区域における緑化を進めます。これと併せて、自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上のため、緑化に伴うレインガーデンの整備（事例紹介含む）や雨水流出抑制施設の設置促進に努めます。

なお、緑化の推進に関する千葉市の指導の基準については、まちづくりと関連する諸制度を勘案した見直しを検討します。

取組イメージ	✓ 気軽にはじめられるレインガーデン事例集の作成検討、雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置促進 ✓ 既存の緑化指導基準の見直しの検討（敷地内緑化が困難な場合の周辺の緑の管理など）
--------	--

【新規】

5-4 都市開発諸制度と連携した質の高い緑の創出

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

街なかにおいて、都市開発諸制度により土地の高度利用と公共貢献をセットにした開発を誘導するにあたっては、来訪者や居住者が潤いのあるまちと感じられるとともに、生き物の生息・生育環境ともなりえるような緑の創出について、検討します。

なお、ハードとしての緑の創出が困難な場合においては、当該敷地周辺の緑の愛護を促進させる取組についても検討します。

取組イメージ	✓ 都市開発諸制度と連携した街なかにおける質の高い緑化のガイドラインの作成検討
--------	---

【近隣レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

6-3 オオガハスを楽しめる環境の拡大

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

オオガハスへの好意度や理解度をより一層向上させるため、開花 60 周年を記念して取組みをはじめたオオガハスの系統保存を引き続き進めていくとともに、各行政区に 1 つの小さな拠点づくりや、分根を通した観賞場所の拡充についても検討します。

取組	✓ オオガハスの系統保存の継続
イメージ	✓ 各行政区に 1 つの小さな拠点づくり、分根先の観賞場所の拡充

【拡充】

6-4 3都心における花のふれあい道づくりの充実

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心のプロムナードにおいては、団体、事業者、教育機関などと協働で、花のふれあい道づくりを進めてきており、今後は、来街者にとって千葉市の顔として更に印象に残るようにこれまで以上に取組みを充実していきます。

また、こうしたプロムナードの起点となる場所などにおいては、中長期的には、花壇の苗代や管理費を千葉市に協賛金として納める代わりに、現地に協賛者名を記載したサインを設けるスポンサー花壇の創設について検討します。

取組	✓ 3都心フラワープロムナードにおける地域と連携した花壇づくり活動の充実
イメージ	✓ スポンサー花壇の創設検討



図 オオガハスを観賞しながら、心が安いでいる様子



施策7 空閑地

施策の方向性 みんなが使える空閑地をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	7-1 空閑地の暫定利用に向けた仕組みづくり	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
近隣レベルで展開する施策	7-2 チバニワ（仮称）としての空閑地の活用		● ● ● ● ●

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【新規】

7-1 空閑地の暫定利用に向けた仕組みづくり

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

街なかの空閑地について、土地の維持管理が負担になっている土地所有者と、その土地を活用したい地域の住民などとの仲介をし、地域コミュニティの形成・醸成の場などとして、空閑地を暫定的に活用できるような仕組みづくりをします。併せて、この仕組みを積極的に活用してもらえるように情報発信をします。

※ 都市緑地法上、市民緑地認定制度の適用エリアを定める必要があるため、多くの住民が居住する市街化区域及び主要駅から1 km 圏内を緑化重点地区として設定します。

取組	✓ 都市緑地法にもとづく市民緑地認定制度の運用
イメージ	✓ 市民緑地認定制度の情報発信

【近隣レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【新規】

7-2 チバニワ(仮称)としての空閑地の活用

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

子どもの遊び場や、マルシェの開催、野菜づくりなど、地域の自由な発想で暫定的に活用できるチバニワとしての空閑地の活用を促進します。とりわけ、千葉市としては、公園の配置バランスを考慮し、公園代替地となるような地域において、空閑地のチバニワ化を進めます。

取組	✓ 地域のやってみたいが叶うチバニワ(仮称)づくり
イメージ	✓ 都市スポンジ化対策のメニューとしてのチバニワづくり

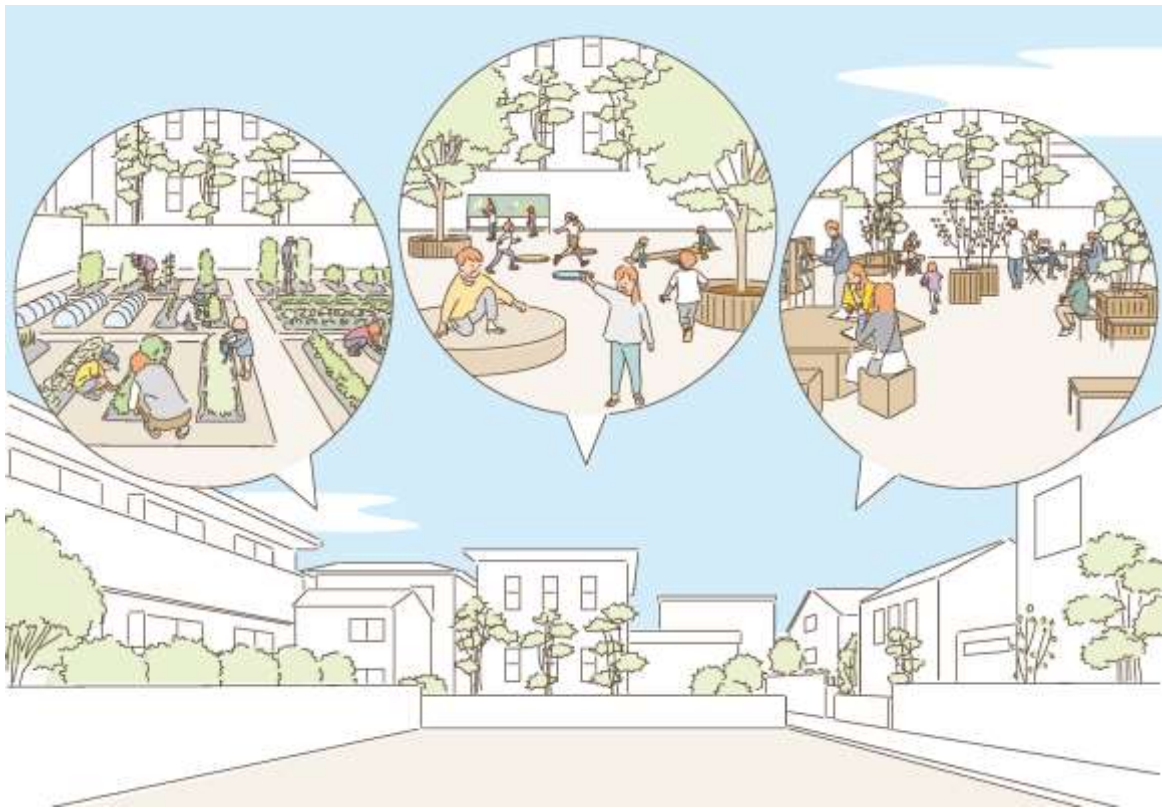


図 チバニワ(仮称)としての空閑地の活用イメージ

千葉県柏市の「カシニワ・おにわ」

千葉県柏市では、平成22年(2010年)から、身近にある空閑地を地域の人々が手を加え、みんなが使える「地域の庭」にしていくカシニワに取り組んでいます。カシニワは「かしわ(柏)の庭」と「かす(貸す)庭」をかけ合わせた造語です。近年では、もっと自由な発想で色々なことにオープンスペースを活用し、これと併せて空き家の活用も応援していこうと「カシニワ・おにわ」と「カシニワ・おうち」の取組が進められています。



図 「カシニワ・おにわ」

施策8 農地

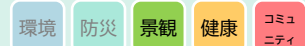
施策の方向性 やすらぎのある農地をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	8-1 拠点施設の活用などによる農の魅力発信	■	
	8-2 農福連携の推進	■	
	8-3 耕作放棄地対策の推進	■	
	8-4 太陽光発電下での農業技術支援の研究	■	
近隣レベルで展開する施策	8-5 街なかの農地の保全・活用の推進	■	
全市レベルで展開する施策	8-6 優良農地の保全の推進	■	

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】 関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

8-1 拠点施設の活用などによる農の魅力発信

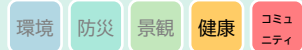


都市部と農村部の交流を促進し、地域の農業振興と活性化を図るため、いずみグリーンビレッジに立地する富田さとにわ耕園・下田農業ふれあい館・中田やつ耕園の3拠点施設を活用し、花畑や地元農畜産物の直売所、収穫体験などを通じて、千葉市内外からの集客を図るとともに、千葉ウシノヒロバや周辺の観光農園なども含めて一体的にPRすることで、内陸部におけるグリーンツーリズム*の取組を進めます。また、新鮮な農畜産物を購入できる直売所や収穫体験を楽しめる観光農園などの利用の促進を図ります。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 富田さとにわ耕園、下田農業ふれあい館、中田やつ耕園を活用した地域の活性化 ✓ 内陸部におけるグリーンツーリズムの推進 ✓ 直売所、観光農園の利用促進
--------	--

【継続】

8-2 農福連携の推進

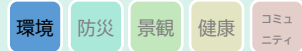


福祉分野では、農業活動から得られる心身のリハビリテーション効果や共同作業による社会参加促進効果などが期待されています。千葉県、船橋市、柏市と共同で運営に参画している「千葉県障害者就労事業振興センター」において、農福連携を進めるため、農業支援事業「農サポ」をはじめ、農家と障害福祉サービス事業所などのマッチング事業、ちば農福連携マルシェなどの支援に引き続き取り組めます。

取組	✓ 農業支援事業「農サポ」の支援
イメージ	✓ ちば農福連携マルシェの支援

【継続】

8-3 耕作放棄地対策の推進

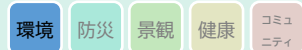


高齢化や健康上の理由などで、耕作の継続が困難な場合において、農地銀行への農地の登録を促進します。登録された農地は、農業委員会が意欲的な農業者との貸し借りの調整・斡旋を行い、農地の有効利用と耕作放棄地の発生防止を図ります。

取組	✓ 耕作が困難な農地の農地銀行への登録促進
イメージ	✓ 農地銀行に登録された農地の斡旋

【継続】

8-4 太陽光発電下での農業技術支援の研究



農地で農業生産を行いながら、支柱などの上部に設置した太陽光パネルで発電を行う営農型太陽光発電における農業技術支援について、事業者や大学などと協力して研究を進めます。

取組	✓ 遮光下においても効率的に農業生産が可能な品目や生産技術についての研究
----	--------------------------------------

【近隣レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

8-5 街なかの農地の保全・活用の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

生産緑地において、農地として存続の安定性を高め、農地の有する多面的な機能発揮を図るため、特定生産緑地への指定を促進しています。これと併せて、300㎡～500㎡の比較的小規模な農地について、土地所有者の意向に応じて、生産緑地化を図り、農地の保全を進めます。

また、都市住民が身近な農地を利用して自ら農作物を栽培し、農業に親しみ、農にふれあえる機会の増加につながるよう、市民農園の開設を促進します。

取組イメージ	✓ 特定生産緑地への指定促進 ✓ 比較的小規模な農地の生産緑地化 ✓ 市民農園の開設促進
--------	--

【全市レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

8-6 優良農地の保全の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

千葉市の東部に集積する農地は、農振農用地として農業生産上だけでなく、農地の有する多面的な機能発揮の面からも重要な役割を果たすため、緑と水辺の骨格に位置するこうした優良農地の保全を引き続き進めます。

取組イメージ	✓ 農振農用地の保全推進
--------	--------------

市民農園シェアリングサービス

千葉市では、個人などが保有する有形・無形の資産をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人なども利用可能とする経済活性化活動であるシェアリングエコノミーを推進しています。

遊休地の利活用の分野では、これまでに、大規模イベント時におけるイベントホームステイや、市営住宅での駐車場シェアリングサービスの本格導入に向けた取組を実施してきました。

この分野における新たな取組としては、生産緑地をはじめとする都市農地や空閑地を市民農園とし、インターネット上のプラットフォームを介して利用者とマッチングして利活用を図る実証実験です。これまでに、オンラインプラットフォーム「ハタムスビ」※を活用したモデル市民農園の「いなげ農園ぽたじえ」を開園しています。

また、この実証実験と併せて「スキルシェア」としてのモデル創出として、プラットフォームを活用したオンラインでの園芸指導サービス提供の実証実験にも取組んでいます。



図 いなげ農園ぽたじえのロゴマーク



ハタムスビ BOX

※ 株式会社マイファームが運営する、空閑地などを有効利用したい個人と家庭菜園を楽しみたい個人とを繋げるオンラインマッチングサービスです。「ハタムスビ」サービスの特徴的なアイテムである「ハタムスビ BOX」が農園の1区画ごとに設置され、利用者の道具入れとして利用できるほか、付属のソーラーパネルでUSB充電も可能となっています。

【拡充】

9-2 谷津田や里山の保全の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

千葉市の原風景であり、水源かん養*や多様な生態系を有する谷津田において、谷津田保全団体をはじめ、多様な主体と協力して、田んぼづくりや湿地、生態系の保全などを引き続き進めます。また、良好な里山環境が維持保全されている里山地区においても、森林所有者と森林ボランティアなどとの協力により、森林の保全を引き続き進めます。

取組イメージ	✓ 多様な主体と協力した谷津田の保全、里山地区の維持
--------	----------------------------

【拡充】

9-3 市民が立入れる林地環境の拡大

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

身近な自然にふれあい、心身がリラックスできるように、市民緑地など、市民が立入れる林地環境の拡大について検討します。これと併せて、地域での交流促進のため、イベントなどの開催についても検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 身近な森林の市民緑地化の検討 ✓ 竹林でのタケノコ掘りイベントと山菜鍋づくりの検討 ✓ 里山地区でのキノコ栽培体験などの検討
--------	--

【近隣レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

9-4 市内の施設における脱炭素に資する木材利用の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

千葉市内の公共施設の建築・建替え時においては、脱炭素化や市内の森林の適正な管理に資するよう「公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、地域産材の利用促進に努めます。

取組イメージ	✓ 千葉市所有施設における地域産材の利用促進
--------	------------------------

【継続】

9-5 樹木の生育基盤となる土壌環境(土中環境)の育成

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

森林は、健全な水循環、熱収支の調節、炭素の吸収など、多面的な機能を発揮しますが、土壌環境（土中環境）の育成は、樹木の健全な成長につながり、様々な機能の向上が期待できるため、昭和の森などにおける土壌環境（土中環境）育成の取組について、成果を踏まえ、その他の地域へ展開を検討します。

取組イメージ	✓ 土壌環境（土中環境）育成の取組対象地の検討
--------	-------------------------

【全市レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

9-6 緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの保全の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

無秩序な市街化を抑制するグリーンベルトとしての役割を持つ内陸部の緑地軸や、谷津田や優良農地が集積した鹿島川沿いの水辺地帯など、緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの保全を進めます。これと併せて、千葉市内外での環境保全施策や農林業振興施策を考慮しながら、より効果的なグリーンインフラ保全のあり方について検討します。

取組イメージ	✓ 緑の保全のあり方の検討(保全度の評価、優先度、効果的な保全施策)
--------	------------------------------------

【新規】

9-7 都市開発諸制度と連携した郊外のグリーンインフラ保全の研究

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

街なかにおいて、都市開発諸制度により土地の高度利用とそれに係る地域への貢献をセットにした開発を誘導するにあたっては、公共貢献の評価メニューのひとつとして、緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの保全などの可能性について検討します。

取組イメージ	✓ 都市開発諸制度による土地の高度利用とその評価メニューとしての郊外のグリーンインフラ保全の可能性の検討
--------	--



昭和の森 土壌環境(土中環境)の育成の様子

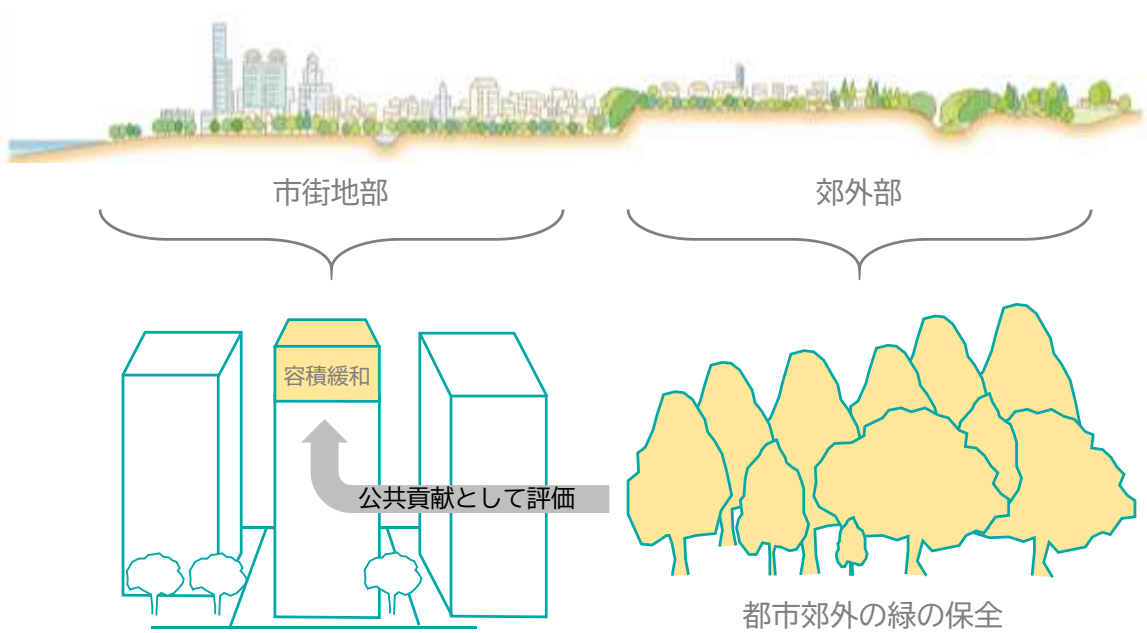


図 都市開発諸制度と連携した郊外のグリーンインフラ保全の研究

若松台緑地

若松台緑地は、地域による活動をきっかけに保全された斜面緑地です。昭和63年(1988年)に、この場所に開発計画が持ち上がり、それを聞いた地域住民が緑地を守ろうと陳情活動や募金活動を行いました。陳情については、千葉市議会において採択され、開発業者などとの幾重にもわたる交渉を経た後に、千葉市が用地を取得することとなりました。現在は、地域の団体によって大切な緑地として管理されています。

なお、緑地の保全に係る一連の募金活動で集められた資金は、緑と水辺の基金に寄付されています。

写真の挿入

若松台緑地

施策 10 共通事項

施策の方向性 緑と水辺に関わる人や場所をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	10-1 シェアサイクルを活かした街の回遊性向上	●●●●●●●●	
	10-2 情報発信の充実／デジタル化	●●●●●●●●	
	10-3 「ちばレポ」によるまちづくりの充実	●●●●●●●●	
	10-4 生物多様性の状況把握と生息地の管理	●●●●●●	●●●●●●●●
	10-5 環境教育の積極的な展開	●●●●●●	●●●●●●●●
	10-6 緑と水辺のまちづくりに関わる人づくり	●●●●●●	●●●●●●●●
近隣レベルで展開する施策	10-7 シームレス*な空間形成の推進	●●●●●●	●●●●●●●●
全市レベルで展開する施策	10-8 まちづくりに関する庁内連携／広域連携	●●●●●●●●	

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】 関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

10-1 シェアサイクルを活かした街の回遊性向上

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

公園や公共施設などにおいて、シェアサイクルステーションを設け、移動の円滑化や街の回遊性の向上に資する取組を引き続き進めます。

取組イメージ	✓ 都市再生整備計画に位置付けられた公園でのシェアサイクルステーションの設置
--------	--

【拡充】

10-2 情報発信の充実／デジタル化

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

緑と水辺のまちづくりを知り、関わりを持つ第一歩となるよう、情報発信を充実します。また、市民サービスの向上につながるよう、デジタル化に努めます。

取組イメージ	✓ 新たなデジタル技術の積極的な活用
	✓ 公園や街路樹などの基礎情報のデータベース化・一元化など

【継続】

10-3 「ちばレポ」によるまちづくりの充実

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

千葉市では、公園の看板が汚されているなどの様々な課題を市民がレポートし、市民と千葉市、市民と市民との間で、合理的、効率的なまちの課題解決を図る「ちばレポ」を運用しており、本ツールを活用した地域課題の解決を引き続き進めます。

また、自然環境に対する興味・関心を高めるため、本ツールを活用した生き物の生息状況の把握の取組を引き続き進めます。

取組	✓ ちばレポを活用した地域課題の解決
イメージ	✓ ちばレポを活用した「身近な生き物さがし」の実施

【拡充】

10-4 生物多様性の状況把握と生息地の管理

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

多様な生態系を有する谷津田において、ボランティアなどと連携した生き物調査を引き続き進めます。その他の地域においても地域の生き物の生息状況を把握し、生物多様性保全の第一歩とするため、多様な主体と連携して、生き物の生息状況の把握を検討します。また、特徴的な生き物の生息地においては、学識経験者などと協力しながら、生物多様性に配慮した管理の方法について検討します。

取組	✓ 生き物の生息状況のモニタリングの検討
イメージ	✓ 特徴的な生き物の生息地における管理の方法の検討

【拡充】

10-5 環境教育の積極的な展開

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

地域の環境を知り、見て、触れ、考え、自ら学ぶことが重要となるため、環境教育の場として、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に活用します。また、これまで環境教育を実施したことのあるエリアでは、既存の資料をまとめた環境教育プログラムの作成について検討します。

取組	✓ 様々な緑と水辺のフィールドでの環境教育の積極的な展開
イメージ	✓ 環境教育資料をまとめた環境教育プログラムの作成検討

【新規】

10-6 緑と水辺のまちづくりに関わる人づくり

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

緑と水辺のまちづくりに関わる人々の活動意欲が向上するよう活動者を積極的に表彰します。また、新たな担い手として、公共の業務領域をもカバーしうる中間支援組織の発掘・育成を検討します。これらと併せて、大学や研究機関などによる社会実験に関して、積極的な受入れを図ります。

そのほか、地域の課題解決の糸口を模索するため、地域の住民、行政、学識経験者らが、知恵を出し合い、現実的で無理のない対応を探る取組を検討します。

取組イメージ	✓ 都市文化賞などによる、地域に根ざした緑と水辺のまちづくりを行っている活動者の表彰
	✓ 中間支援組織となる、緑と水辺のまちづくり団体の発掘・育成
	✓ 公園などでやってみたい社会実験の募集
	✓ 学識経験者を交えた地域の住民などとの対話の検討

【近隣レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【新規】

10-7 シームレスな空間形成の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

地域の状況に応じて、周辺環境とシームレスに溶け込むような緑と水辺の環境形成を図ります。例えば、市内の大多数の公園では、公園周囲を外柵で取り囲み、飛び出し防止や隣接地への侵入防止を図ってききましたが、隣接地が公共施設となる場合などでは、歩行者や施設利用者の利便性が向上するよう、外柵を撤去し、物理的にシームレスな空間形成を模索します。

また、公園樹木の大径木化によって周辺空間との心理的・物理的な隔りが生じている場合には、公園利用を促進させるよう、大多数の方に納得していただけるような空間形成について、地域の住民との対話を踏まえながら検討します。

取組イメージ	✓ 公共施設改修に伴う、周辺敷地の一体性・連続性の確保
	✓ 大径木化し、心理的な障壁を感じる樹木の改善

【全市レベルの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

10-8 まちづくりに関する庁内連携／広域連携

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

ちば・まち・ビジョンをはじめ、景観計画、公共施設等総合管理計画など庁内の計画と連携しながら、更に千葉県などとの広域的な連携が可能な場合には、広域的視点から緑と水辺のまちづくりに取り組んでいきます。また、今後の社会情勢や施設ニーズなどを踏まえて、必要に応じて緑と水辺のまちづくりに関連する計画などの見直しを行います。

取組	✓ 千葉県や近隣市の施策への協力
イメージ	✓ 景観計画における景観ゾーン配慮指針を踏まえた景観の保全の推進


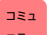

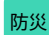

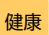
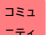




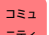

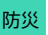

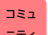
4 計画の目標

緑と水辺の各フィールドにおける各種取組を総合的に実施した成果として、本計画のつくりに基づき、成果指標(中間目標含む)を5つ設定します。

「緑と水辺に関わる人々」が目指す姿においては、グリーンインフラの利用効果に関わる施策が多く、地域に根ざして、魅力ある緑と水辺のまちづくりを意欲的に展開していく主体が重要となるため、成果指標を計画期間内の緑と水辺のまちづくり活動の表彰数とし、期間内累計で10の表彰を目標とします。

「近隣レベル」で目指す緑と水辺の姿においては、グリーンインフラの存在効果と利用効果それぞれに関わる施策が多いため、そのどちらにも関わる市民意識を指標とします。緑が豊かだと感じる市民の割合は、約7%アップの85%を目標とし、水辺が魅力的だと感じている市民の割合は、特に川辺に関する施策を充実していくため、約10%アップの60%を目標とします。

「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿においては、緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの存在効果に関わる施策が多いため、成果指標を緑の量と関連する緑被率とし、開発などによって緑が消失しやすく、緑被率の向上は困難であるため、現在の水準を保つこと(±1%)を目標とします。また、緑と水辺の骨格とも関係する、すごしたくなる緑と水辺の11拠点におけるグリーンインフラの利用効果に関わる施策も位置付けているため、成果指標として、大規模公園の利用者数とし、現状から10%アップを目標とします。

指標	令和5年度 (2023年度) 現在	令和9年度 (2027)年度 中間目標	令和14年度 (2032)年度 目標	備考
「緑と水辺に関わる人々」が目指す姿				
緑と水辺の まちづくり活動の表彰数  	—	受賞数5 期間内累計	受賞数10 期間内累計	計画期間の始期となる令和5(2023)年度からカウント
「近隣レベル」で目指す緑と水辺の姿				
緑が豊かだと感じる 市民の割合     	77.8%	81.0% +約3%	85.0% +約7%	当初調査時点は 令和3(2021)年度
水辺が魅力的だと感じる 市民の割合     	48.3%	55.0% +約5%	60.0% +約10%	当初調査時点は 令和3(2021)年度
「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿				
緑被率  	48.6%	現水準を保つ (±1%)	現水準を保つ (±1%)	当初調査時点は 令和2(2020)年度
大規模公園の利用者数  	292万人	307万人 +5%	321万人 +10%	当初調査時点は 令和3(2021)年度

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

本計画は、今後 10 年間の緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の基本的な方向性を示すものであり、緑と水辺の各フィールドで展開する具体的な施策については、基本的には千葉市の実施計画(計画期間を3年とする、基本計画で示したまちづくりの基本方針の実現に向けた具体的な取組みを示すもの。)に位置付けて進めていきます。取組にあたっては、社会実験のように試行的に施策を展開し、成果を確認しながら、次の展開を考えていくことも取入れていきます。

また、本計画に基づく基本的な方向性に即して、より詳細な施策展開や考え方を整理・提示することが必要なものについては、別途、「千葉市街路樹のあり方」のように、個別施策の推進に係る方針や考え方を策定していきます。

併せて、各施策を検討するにあたって、学識経験者などをアドバイザーとして、意見聴収をしながら、施策を推進できるような体制づくりをしていきます。

2 進行管理

本計画で設定する目標や施策の基本的な方向性に基づく個別施策の進捗状況については、計画期間の概ね中間的な年次に達成状況や進捗状況を把握し、必要に応じて、目標値や基本的な施策の方向性について、見直しを行っていきます。

千葉市の記念物

千葉県教育委員会のホームページで紹介されている千葉市の記念物の一覧です。記念物のなかには、公園として保存されているものもあるなど、緑と水辺にゆかりのあるものが多いと思いませんか。

表 千葉市の記念物の一覧

番号	指定・登録	種別	文化財名
1	国指定	記念物(史跡)	加曾利貝塚
2	国指定	記念物(史跡)	月ノ木貝塚
3	国指定	記念物(史跡)	荒屋敷貝塚
4	国指定	記念物(史跡)	犢橋貝塚
5	国指定	記念物(史跡)	花輪貝塚
6	県指定	記念物(史跡)	戸塚派楊心流流祖戸塚彦介英俊・二代戸塚英美墓
7	県指定	記念物(史跡)	青木昆陽甘藷試作地
8	県指定	記念物(史跡)	長谷部貝塚
9	県指定	記念物(史跡)	大覚寺山古墳
10	県指定	記念物(史跡)	荻生道遺跡
11	県指定	記念物(史跡)	東寺山貝塚
12	県指定	記念物(天然記念物)	千葉寺ノ公孫樹
13	県指定	記念物(天然記念物)	検見川の大賀蓮
14	県指定	記念物(天然記念物)	袖ヶ浦市吉野田の清川層産出の脊椎動物化石

出典：千葉県教育委員会 千葉市の記念物



東寺山貝塚
みつわ台団地の中のみつわ台第1公園内に保存
(写真所蔵：千葉県教育委員会)



犢橋貝塚
さつきが丘団地内の犢橋貝塚公園として保存

資料編

1 前計画の振り返り

前計画では、「みんなの手で育みつなごう！緑と水辺」をテーマに、取組の基本方向として、「緑の質を高め いのちが育つ空間を守っていこう！」、「緑と水辺の魅力を伸ばし 潤いと賑わいを創りだそう！」、「緑の大切さを認識し 地域で行動する人の輪を広げよう！」の3つを設定し、緑と水辺の保全と活用を推進する施策の方向性を掲げました。

施策展開の成果指標については、計画全体で4つの指標を設定しました。市民実感に関するものとしては、「市内の花や緑は豊かだと感じている市民の割合」と、「身近な水辺に親しみを感じている市民の割合」の2つであり、いずれも目標を達成しました。一方で、緑の確保に関するものとしては、「緑被地の確保目標」と、「市街化区域の緑地の確保目標」の2つであり、いずれも目標は達成できませんでした。緑被地の確保に関する成果は、平成21年度(2009年度)の数値にほぼ近い値でしたが、約80ha減少しました。市街化区域内の緑地の確保については、確保目標を大幅に下回りました。生産緑地、保存樹林や、緑化協定の指定地区など、民有の緑を中心に面積が減少しました。こうした緑について、法令などの制度で担保していくことが困難でした。

■ 前計画(千葉市緑と水辺のまちづくりプラン(平成24年(2012年)4月～(令和5年(2023年)3月)

(テーマ)

みんなの手で育みつなごう！緑と水辺

(サブテーマ)

縄文より続く 住みやすさ日本一のまちを次代に



■ 前計画の成果指標

指標	平成 21 年度 (2009 年度) 時点	令和 4 年度 (2022 年度) 目標	令和 4 年度 (2022 年度) 成果 ^{※1}
市民実感に関する指標			
市内の花や緑は豊かだと 感じている市民の割合	62.3%	7割以上	77.8%
身近な水辺に親しみを 感じている市民の割合	36.4%	4割以上	48.3%
緑の確保に関する指標			
緑被地の 確保目標	13,302ha ^{※2} 48.9%	現状維持	13,218ha 48.6%
市街化区域内の 緑地の確保目標	1,330ha 10.3%	1,410ha 11.0%	1,340ha 10.4%

※1 市民実感に関する指標の調査時点は、令和3年度(2021年度)、緑被地の確保に関する指標の調査時点は、令和2年度(2020年度)、市街化区域内の緑地の確保目標に関する指標の調査時点は、令和3年度(2021年度)です。

※2 平成21年度(2009年度)の緑被調査では、緑被地の最小集計単位として、300㎡と100㎡の2つがあり、前計画上は、300㎡での集計値(13,168ha / 48.4%)を記載しています。令和2年度(2020年度)の緑被調査では、最小集計単位を100㎡としており、前計画の成果の検証にあたっては、2時点で共通する100㎡単位の集計値で比較しています。

2 市民意識調査の結果

(1) 千葉市まちづくりアンケート(令和3年度(2021年度))

《調査概要》

千葉市の取組に対する市民の総合的な満足度や、それに寄与する要因を抽出するためのアンケート調査。

《調査対象》

千葉市在住の15歳以上の市民10,000人

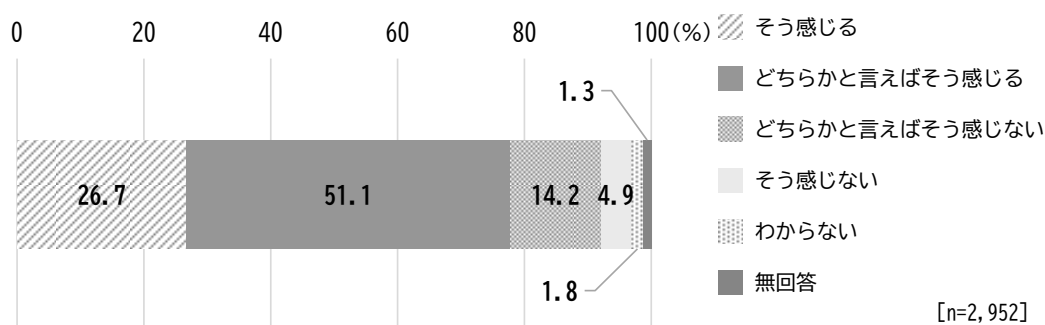
《調査実施時期/回答数》

令和3年(2021年)12月8日～令和4年(2022年)1月4日/2,952件

【千葉市の緑の豊かさについて】

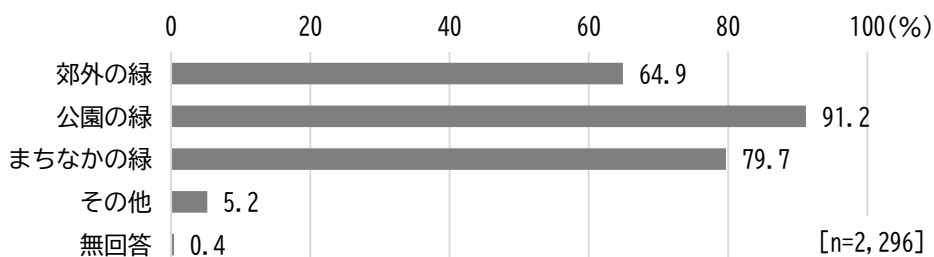
■ 千葉市の緑の豊かさについて

緑の豊かさについては、「そう感じる」「どちらかと言えばそう感じる」と回答した人は、77.8%となりました。一方で、「そう感じない」「どちらかと言えばそう感じない」と回答した人は19.1%となりました。

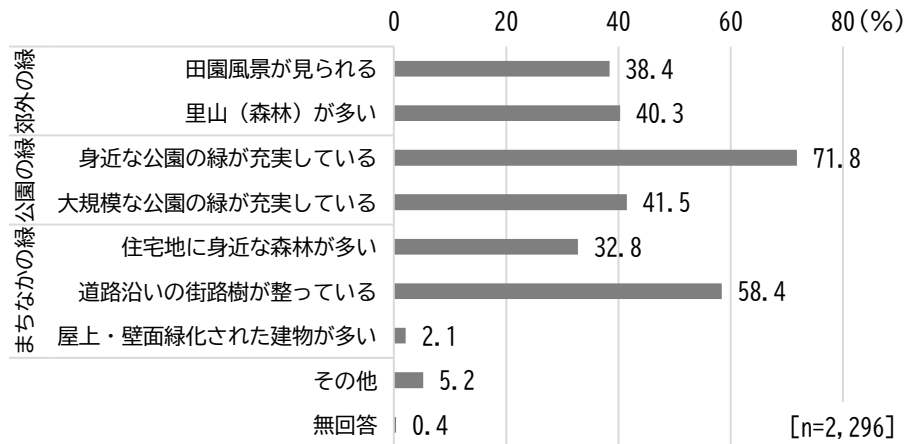


■ 千葉市の緑が豊かだと感じる理由

「公園の緑」の割合が91.2%と最も高く、次いで「街なかの緑」の割合が79.7%、「郊外の緑」の割合が64.9%となりました。

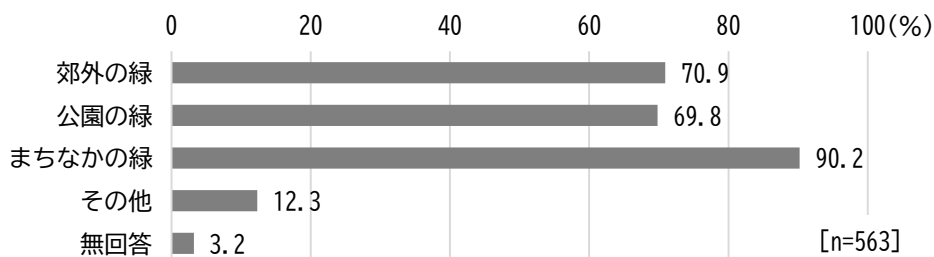


千葉市の緑が豊かだと感じる理由については、「身近な公園の緑が充実している」の割合が 71.8%と最も高く、次いで「道路沿いの街路樹が整っている」の割合が 58.4%、「大規模な公園の緑が充実している」の割合が 41.5%となりました。

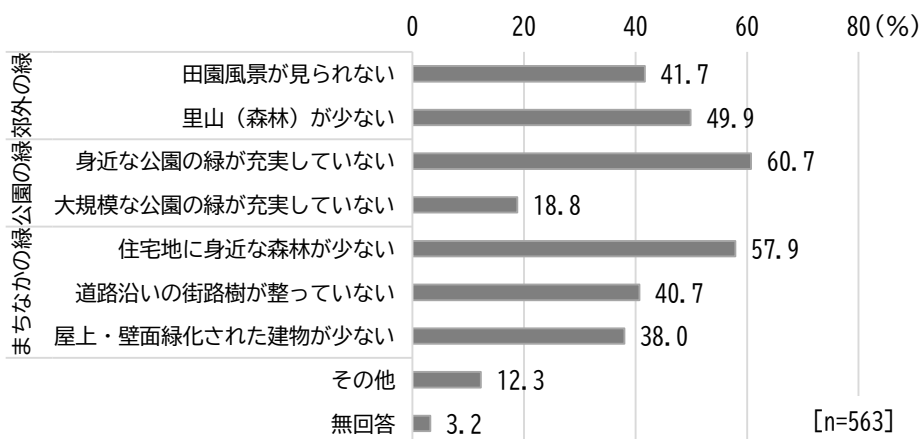


■ 千葉市の緑が豊かだと感じない理由

「街なかの緑」の割合が 90.2%と最も高く、次いで「郊外の緑」の割合が 70.9%、「公園の緑」の割合が 69.8%となりました。



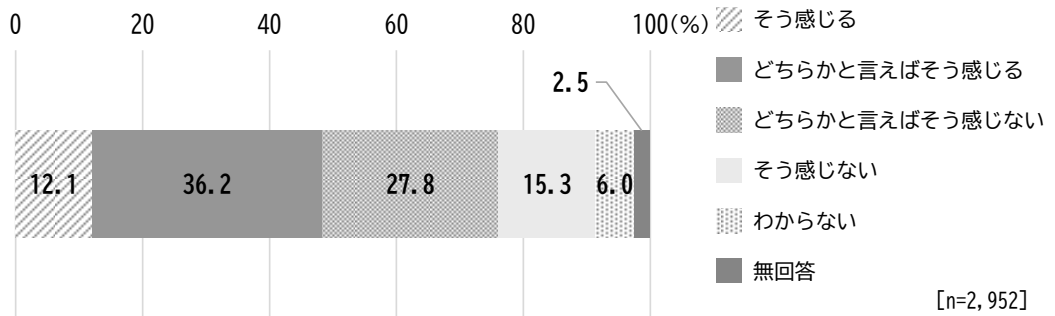
千葉市の緑が豊かだと感じない理由については、「身近な公園の緑が充実していない」の割合が 60.7%と最も高く、次いで「住宅地に身近な森林が少ない」の割合が 57.9%、「里山(森林)が少ない」の割合が 49.9%となりました。



【千葉市の水辺の魅力について】

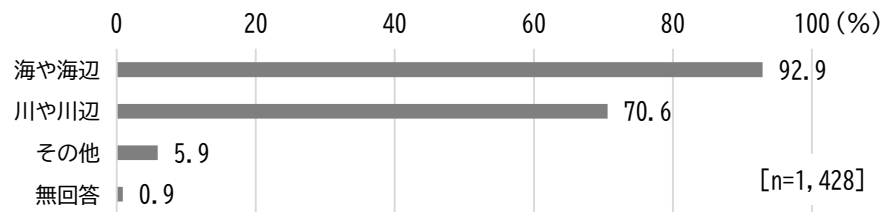
■ 千葉市の水辺の魅力について

水辺が魅力的だと感じるかについては、「そう感じる」「どちらかと言えばそう感じる」と回答した人は、48.3%となりました。一方、「そう感じない」「どちらかと言えばそう感じない」と回答した人は43.1%となりました。

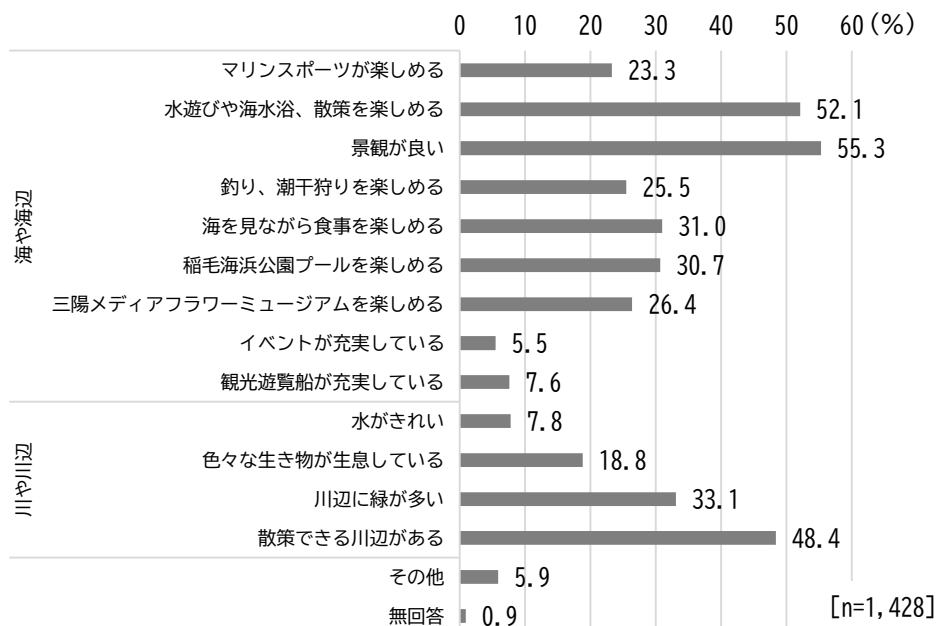


■ 千葉市の水辺が魅力的だと感じる理由

水辺が魅力的だと感じる理由については、「海や海辺」の割合が 92.9%、「川や川辺」の割合が 70.6%となりました。

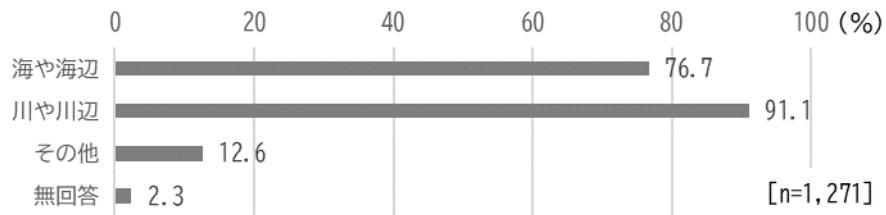


「海や海辺」における「景観がよい」の割合が 55.3%と最も高く、次いで「水遊びや海水浴、散策を楽しめる」の割合が 52.1%、「川や川辺」における「散策できる川辺がある」の割合が 48.4%となりました。

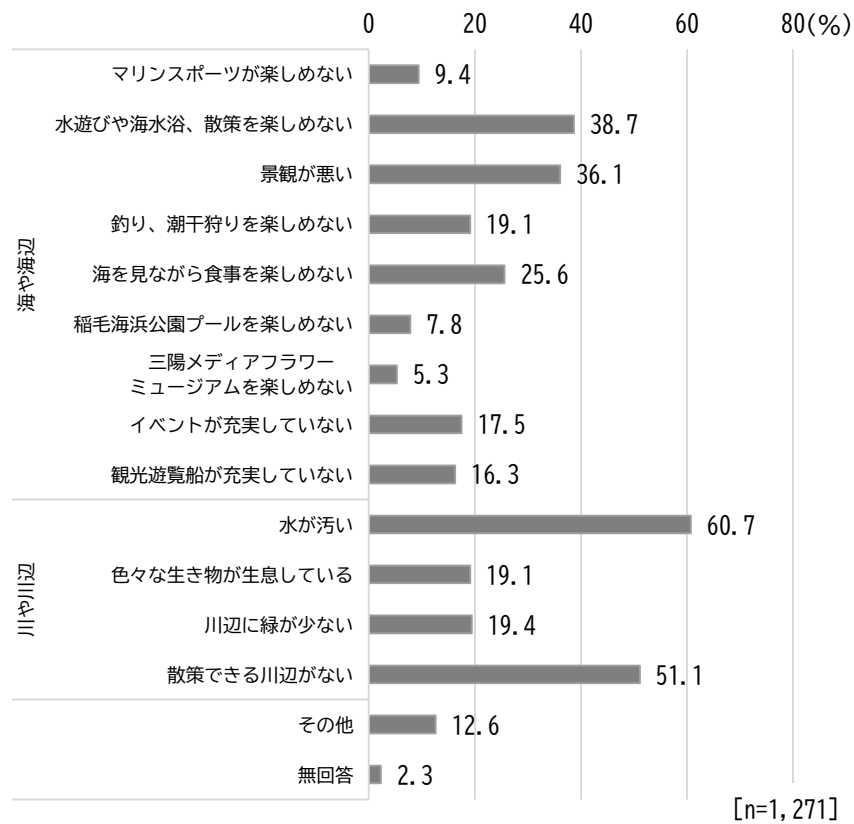


■ 千葉市の水辺が魅力的だと感じない理由

「川や川辺」の割合が 91.1%、「海や海辺」の割合が 76.7%となりました。



「川や川辺」における「水が汚い」の割合が 60.7%と最も高く、次いで「散策できる川辺がない」の割合が 51.1%、「海や海辺」における「水遊びや海水浴、散策を楽しめない」の割合が 38.7%となりました。



(2) 2021 年度第2回 WEB アンケート調査

《調査概要》

緑と水辺のまちづくりプランの改定に向けて、市民の「緑とのかかわり」を把握することを目的としたアンケート調査。

《調査対象》

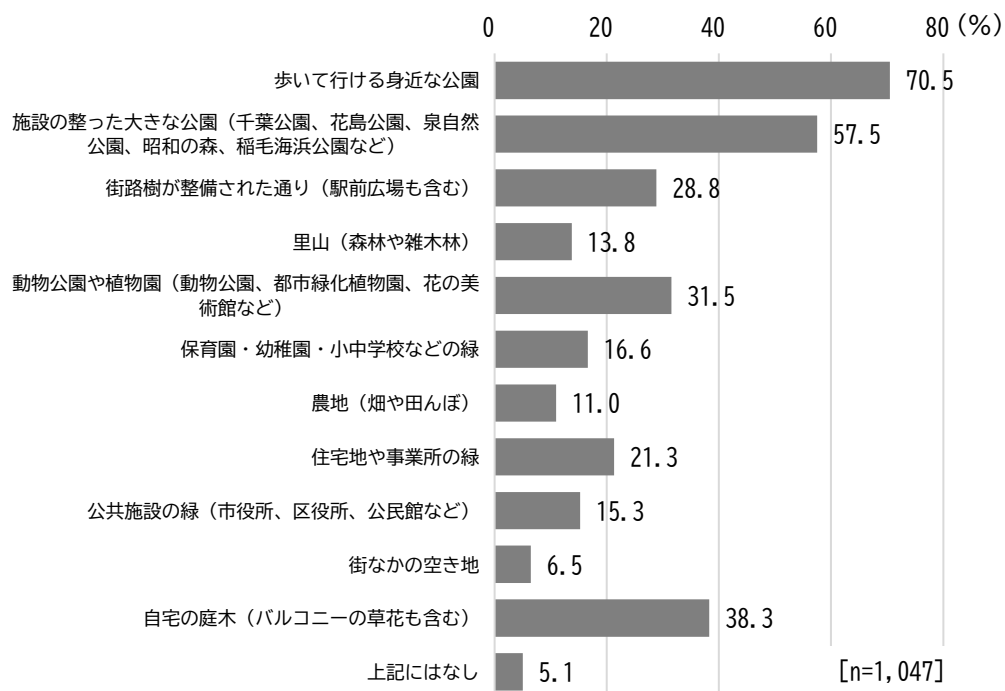
市内在住・在勤・在学者

《調査実施時期／回収数》

令和3年(2021年)4月30日～5月10日／1,047件

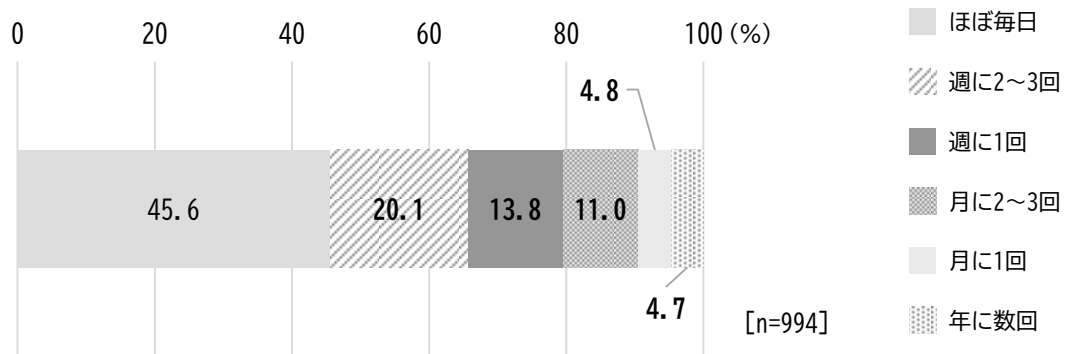
■ 市内での日々の生活の中で触れ合っている緑について

市内での日々の生活の中で触れ合っている緑については、「歩いて行ける身近な公園」の割合が70.5%と最も高く、次いで「施設の整った大きな公園」の割合が57.5%、「自宅の庭木(バルコニーの草花も含む)」の割合が38.3%となりました。



■ 緑と触れ合う機会について

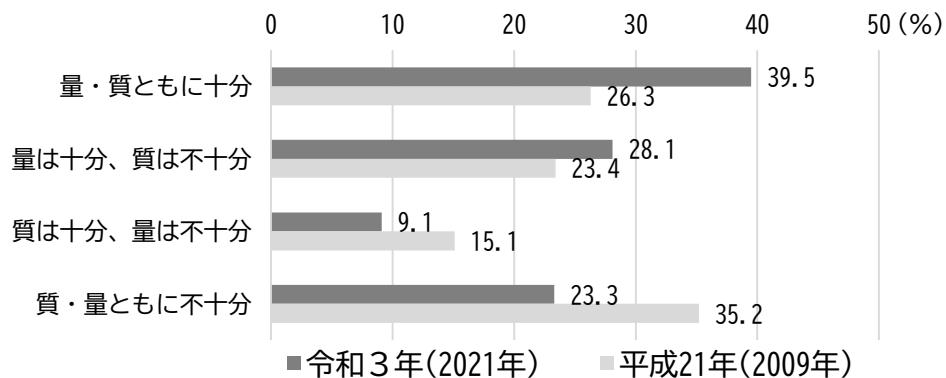
緑と触れ合う機会については、「ほぼ毎日」の割合が 45.6%と最も高く、次いで「週に2～3回」の割合が 20.1%、「週に1回」の割合が 13.8%となりました。



■ 千葉市の緑の量・質について

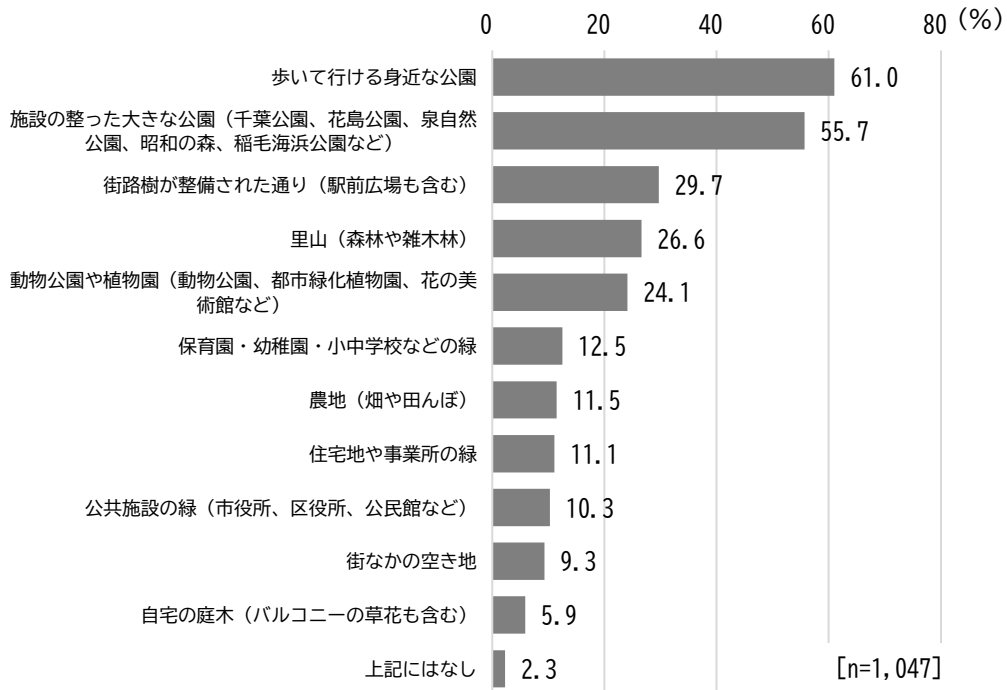
千葉市内の緑の量・質については、「量・質ともに十分」と回答した人は、39.5%となりました。一方、「量は十分、質は不十分」と回答した人は 28.1%、「質は十分、量は不十分」と回答した人は 9.1%、「質・量ともに不十分」と回答した人は 23.3%となりました。

平成 21 年(2009 年)の調査と比較して、令和 3 年(2021 年)には、いずれの回答も状況が改善しました。量が十分との回答は 67.6%となり、質が十分との回答は約 48.6%となりました。



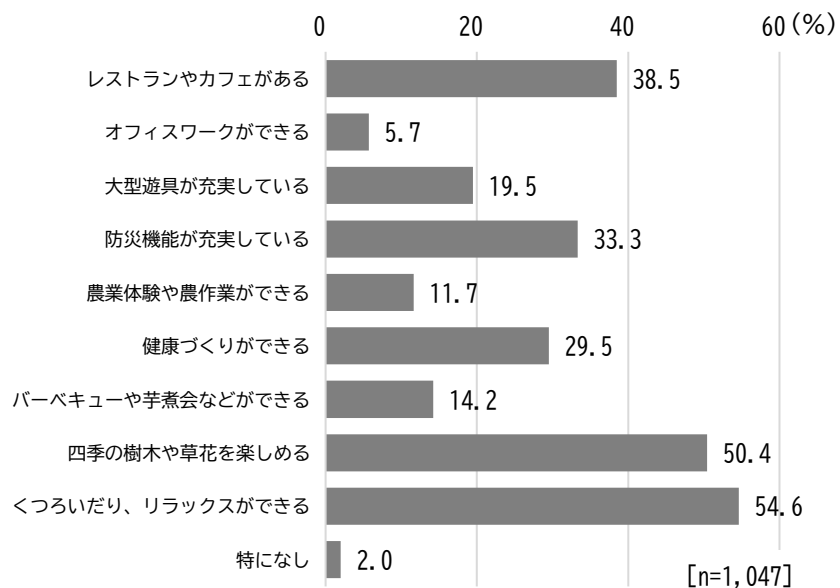
■ 市内で次世代に引き継いでいくために充実させたいと思う緑

次世代に引き継いでいくために充実させたいと思う緑については、「歩いて行ける身近な公園」の割合が 61.0%と最も高く、次いで、「施設の整った大きな公園」の割合が 55.7%、「街路樹が整備された通り」の割合が 29.7%となりました。



■ どのような公園があったら良いと思いますか。

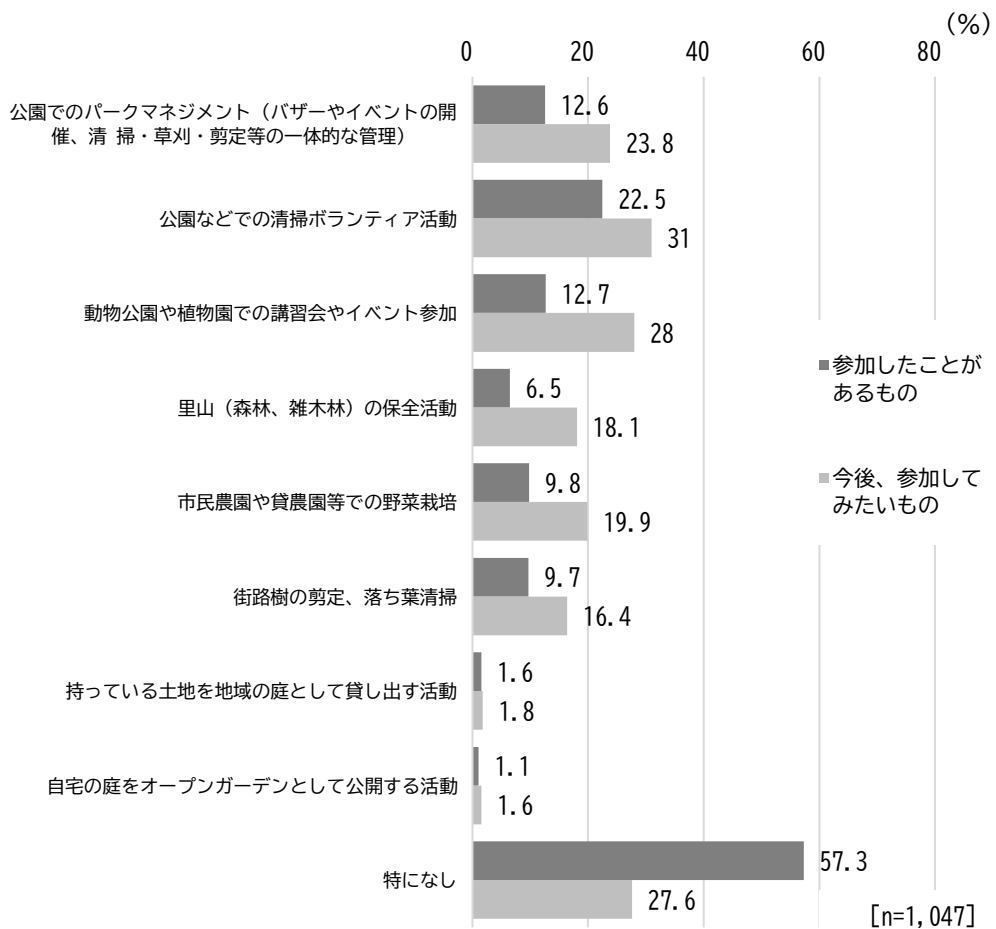
あったら良いと思う公園については、「くつろいだり、リラックスができる」の割合が 54.6%と最も高く、次いで「四季の樹木や草花を楽しめる」の割合が 50.4%、「レストランやカフェがある」の割合が 38.5%となりました。



■ 緑を守ったり、育てたり、学んだりする活動について

緑を守ったり、育てたり、学んだりする活動について、参加したことがあると回答したもののなかでは、「特になし」の割合が 57.3%と最も高く、次いで「公園などでの清掃ボランティア活動」の割合が 22.5%、「動物公園や植物園での講習会やイベント参加」の割合が 12.7%となりました。

一方、今後、参加してみたいと回答したもののなかでは、「公園などでの清掃ボランティア活動」の割合が 31.0%と最も高く、次いで「動物公園や植物園での講習会やイベント参加」の割合が 28.0%、「特になし」の割合が 27.6%となりました。



(3) 2021 年度第3回 WEB アンケート調査

《調査概要》

緑と水辺のまちづくりプランの改定に向けて、市民の「水辺や花とのかかわり」を把握することを目的としたアンケート調査。

《調査対象》

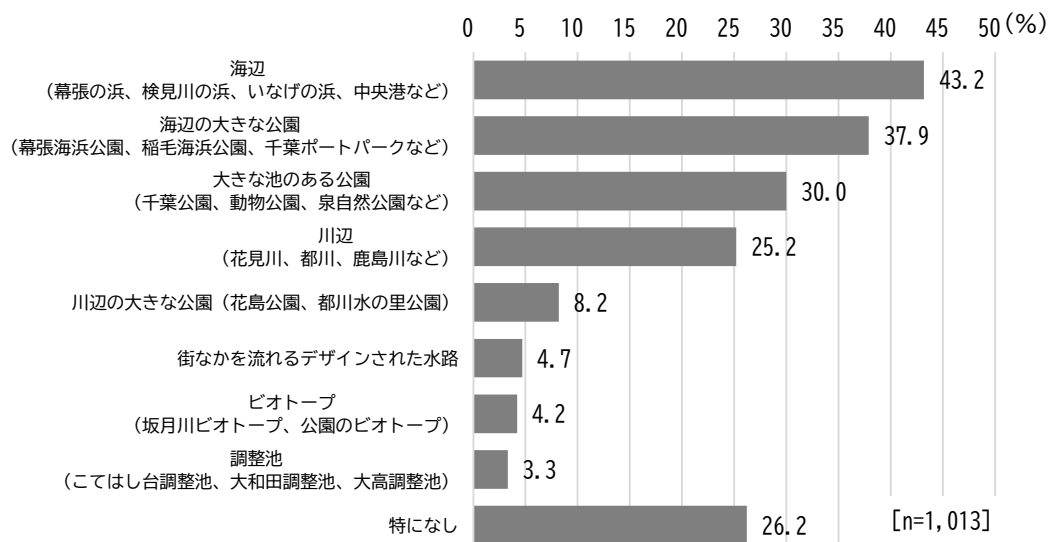
市内在住・在勤・在学者

《調査実施時期／回収数》

令和3年(2021年)6月1日～6月10日／1,013件

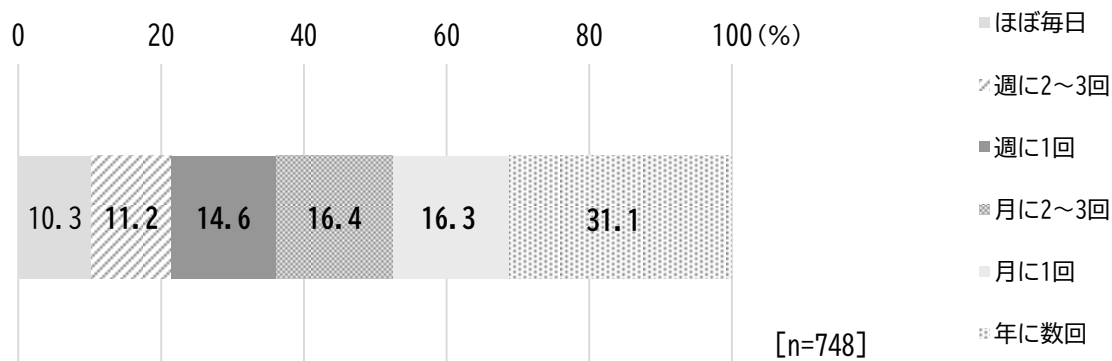
■ 市内での日々の生活で触れ合っている水辺について

市内での日々の生活で触れ合っている水辺については、「海辺」の割合が43.2%と最も高く、次いで「海辺の大きな公園」の割合が37.9%、「大きな池のある公園」の割合が30.0%となりました。



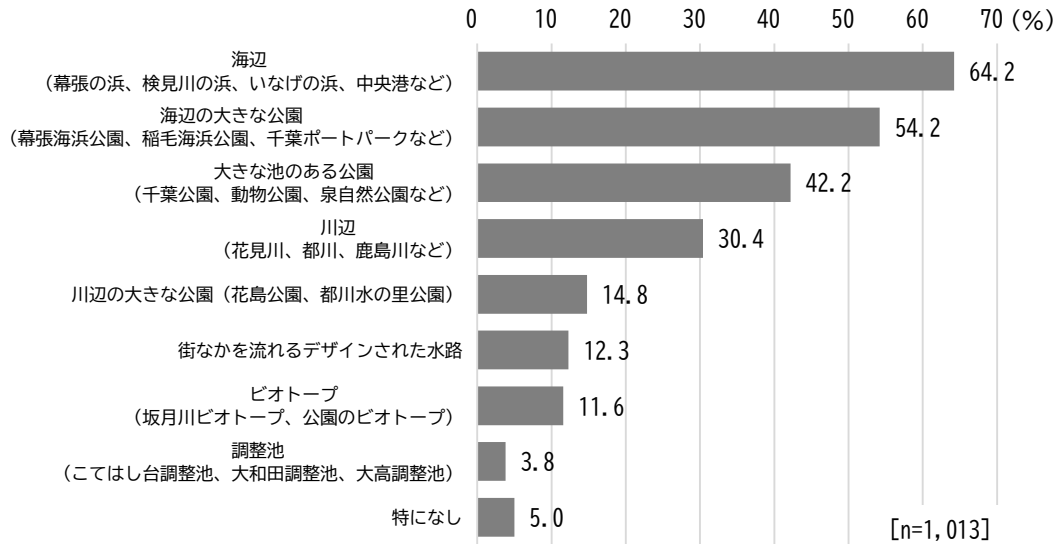
■ 水辺に触れ合う頻度について

水辺に触れ合う頻度については、「年に数回」の割合が31.1%と最も高く、次いで「月に2～3回」の割合が16.4%、「月に1回」の割合が16.3%となりました。



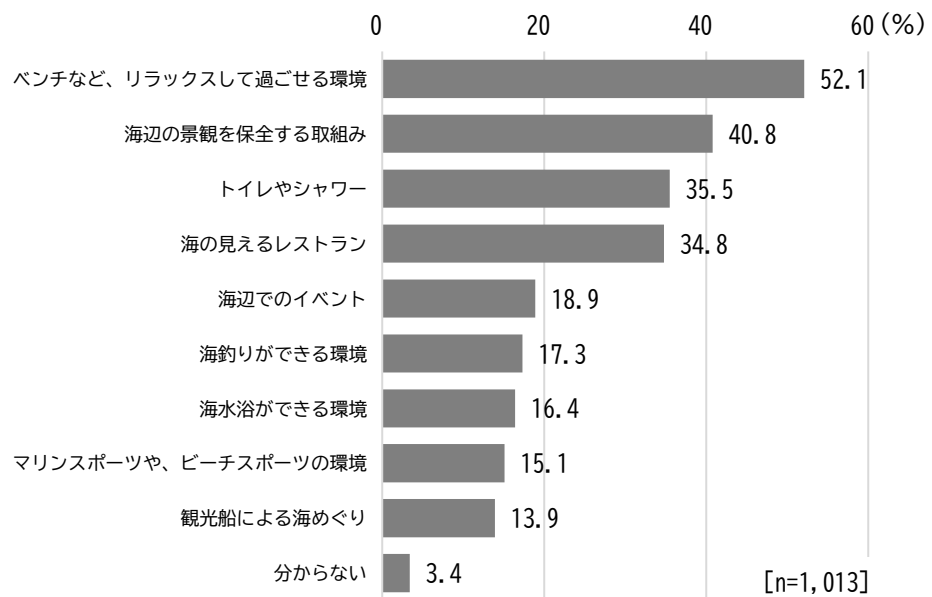
■ 次世代にも引き継いでいくために充実させたいと思う水辺

次世代にも引き継いでいくために充実させたいと思う水辺については、「海辺」の割合が 64.2%と最も高く、次いで「海辺の大きな公園」の割合が 54.2%、「大きな池のある公園」の割合が 42.2%となりました。



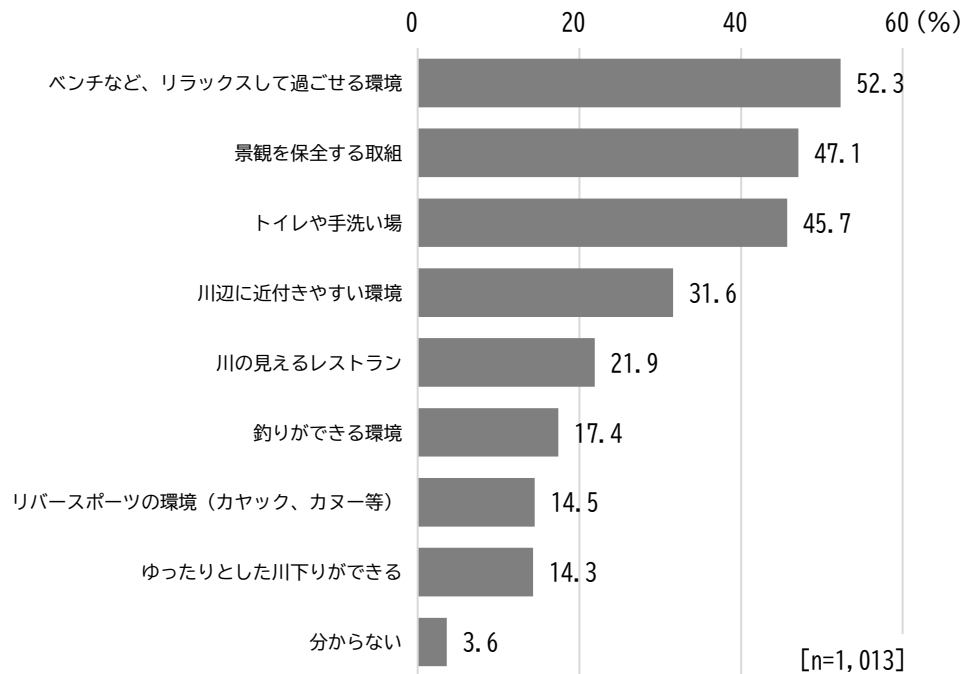
■ 千葉市の「海辺」や「海辺の公園」において、充実したらよいと思うこと

千葉市の「海辺」や「海辺の公園」において、充実したらよいと思うことについては、「ベンチなど、リラックスして過ごせる環境」の割合が 52.1%と最も高く、次いで「海辺の景観を保全する取組み」の割合が 40.8%、「トイレやシャワー」の割合が 35.5%となりました。



■ 「川辺」や「川辺の公園」において、充実したらよいと思うこと

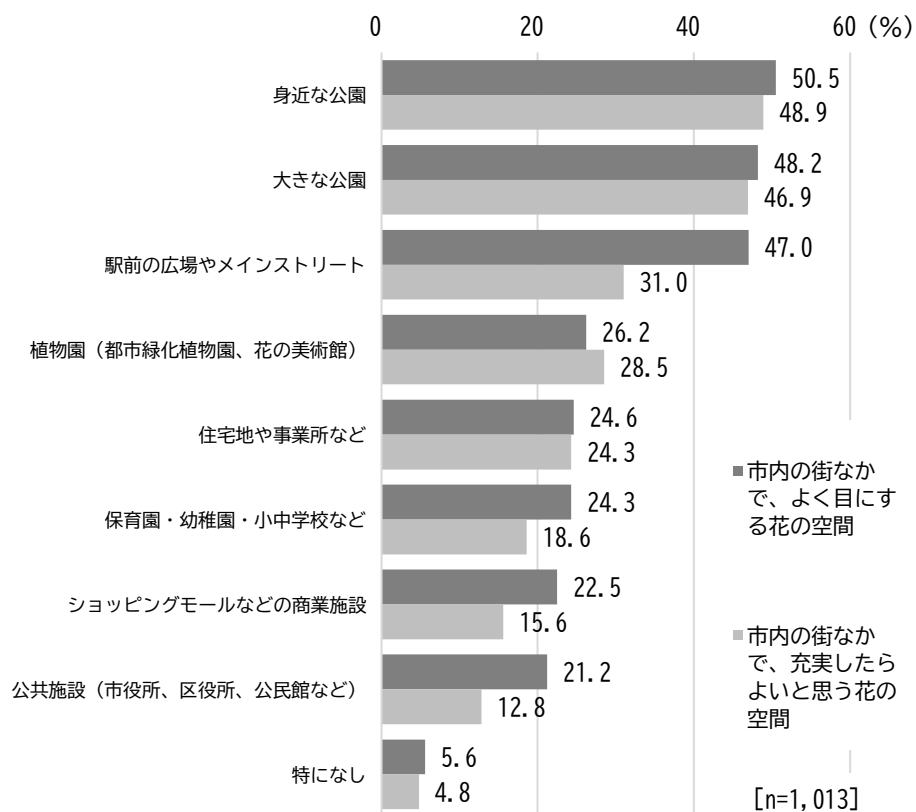
「川辺」や「川辺の公園」において、充実したらよいと思うことについては、「ベンチなど、リラックスして過ごせる環境」の割合が52.3%と最も高く、次いで「景観を保全する取組み」の割合が47.1%、「トイレや手洗い場」の割合が45.7%となりました。



■ 千葉市の街なかで、よく目にする花の空間

千葉市の街なかで、よく目にする花の空間と回答したもののなかでは、「身近な公園」の割合が 50.5%と最も高く、次いで「大きな公園」の割合が 48.2%、「駅前の広場やメインストリート」の割合が 47.0%となりました。

一方、街なかで、充実したらよいと思う花の空間と回答したもののなかでは、「身近な公園」の割合が 48.9%と最も高く、次いで「大きな公園」の割合が 46.9%、「駅前の広場やメインストリート」の割合が 31.0%となりました。



(5) 緑と水辺のまちづくりに関する WEB フォーラム

コロナ禍での新しい形の市民参加の取組として、WEB フォーラムを開催しました。

《WEB フォーラム概要》

新たな計画の要点となる部分をまとめた計画骨子案の概要をお知らせするとともに、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の木下剛 会長及び押田佳子 副会長から本計画で重要視していくグリーンインフラ及び都市デザインに関する話題をご講演いただき、参加者と意見交換をしました。

《実施時期》

令和4年4月23日／当日視聴者 39名

令和4年
4月23日
13:00-16:00
オンライン開催

緑と水辺のまちづくりに関するWEBフォーラム

～これからの緑と水辺のまちづくりについて～

本フォーラムは、千葉市が推進している「緑と水辺のまちづくり」の計画骨子案の概要をお知らせするとともに、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の木下剛 会長及び押田佳子 副会長から本計画で重要視していくグリーンインフラ及び都市デザインに関する話題をご講演いただき、参加者と意見交換をしました。

■プログラム

時間	内容
13:00～13:15	開会式
13:15～14:00	講演1 緑と水辺のまちづくりプラン2023(案)について 千葉市 都市計画 公園緑地部
14:00～14:25	講演2 グリーンインフラと持続可能なまちづくり 木下 剛 千葉大学大学院都市研究科 教授
14:25～14:50	講演3 緑と水辺の都市デザインを考える 押田 佳子 日本大学理工学部建築工学科 教授
14:50～15:00	閉会式

15:00～15:15 第2部 懇話・質疑応答
15:15～16:00 懇話会
16:00 第2部 閉会・あいさつ

■開催日時 令和4年4月23日(土) 13:00～16:00(予定)

■申込方法 「氏名(フリガナ)」「電話番号(住所)」「メールアドレス」を「参加申込書」に記入の上、以下のURLからご入力ください(千葉市緑政課までにお電話もお願いします)。

【申込先】 千葉市 都市計画 公園緑地部 総務課
Eメール: ryokasaku@city.chiba.lg.jp TEL: 043-245-5774



上段左：木下会長
上段右：押田副会長
中段左：千葉市公園緑地部長
中段右：千葉市緑政課長
下 段：会場の様子

WEB フォーラム開催案内

WEB フォーラムの様子

《WEB フォーラムでの主な意見の概要》

- ・ 利用のネットワーク、例えば、散歩とかポタリングなど、利用の促進を計画に盛り込んでどうか。近隣公園など、身近な公園の利用を増やす取組を充実してはどうか。郊外の住宅地の近隣公園は美しい公園だが利用者が少なく寂しい感じ。二つを盛り込むことで「健康」や「コミュニティ」への効果が高まると思う。
- ・ 海辺、川辺、山辺は、隣接する自治体につながっている。浦安から千葉にかけてのアーバン的な海辺、花見川から新川、印旛沼、利根川に続く川辺などが一つの例。広域的な視点や連携は観光にも繋がる。自治体をまたがる計画的連携も必要かと思う。
- ・ 予め、雨水を貯めて利用し、緑を育てる家づくりを、民間(住宅メーカー、建設業界など)と連携していくことで、小さな取組が多く集まり、グリーンインフラを進める大きな力となると思う。
- ・ 土中環境の改善が盛り込まれているのは、画期的に思った。空闲地の暫定利用が盛り込まれていたが、現在の取組や今後の展望が知りたい。谷津田もグリーンインフラの1つに捉えることができると思う。
- ・ コロナ禍で保全作業を中断した結果、従来なら除草されていた植物の生息が確認でき、今は大事にする様に保護している。
- ・ 都市によっては、「緑と水辺を観光に活かす」という視点も重要になると思う。
- ・ 今後は「デジタル技術」をうまく活かすことが重要になると思う。
- ・ 人が減って、財政が厳しくなる状況では新しく公園をつくるよりも、地域の土地を使いたいときに使うとか、暫定性・暫定利用の視点が重要になると思う。

(6) 市民意見募集(千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023 骨子(案))








市民意見を十分に反映した計画とするため、計画策定の間段階において、意見募集を実施しました。

《市民意見募集の概要》

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023 の策定に向けて、これからの緑と水辺のまちづくりで重視する視点や、目指す緑と水辺の姿、各種施策の基本的な方向性など、新たな計画の要点となる部分をまとめた計画骨子案について、市民意見募集を実施しました。

《実施時期》

令和4年(2022年)5月16日～6月15日／意見提出者11人

区分	主な意見
計 画 全 般	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の視点が小さくしか取り上げられていない。生物多様性を考慮した記載の検討を。子ども達から生物多様性保全が提案されたことを大人は重く受け止めるべき。
川 辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティも大事だが、家族や子ども達と川遊びができる親水エリアの創出も大切。 ・多自然型河川づくりをできるところだけで行うのではなく、河川全体の計画に反映できるように、部署を跨いだ連携の検討を。
公 園 	<ul style="list-style-type: none"> ・外周に設けられていた素掘り側溝や植栽の起伏など、「雨庭」の機能を再構築する必要がある。 ・トイレに関して、清潔感を重視してほしい。市民もきれいに利用する気持ちを。 ・阪神・淡路大震災の際、街区公園の防火機能が評価されていた。 ・公園維持管理方法は、樹木、居住データ、利用率を見て心地よい場所にすべき。
街 路 樹 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち葉やムクドリなどへの苦情対応もあり、強剪定、高木の伐採だけでなく、改善の方法、手入れの方法について再検討するべき。 ・樹木剪定の工夫を行う。コスト削減というよりは樹木の質を高め花木を楽しむ。
宅 地 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近建てられる一戸建ての家には土がなく、人工芝が置かれている。 ・敷地に緑を植える家庭や、庭木を植える建築業者へのインセンティブが必要。 ・台風の時に大木が道に倒れたり、折れた枝がベランダの屋根を壊したという事例を聞く。 ・一定の規定をして、所有者の日頃の努力もできるように考えていく必要がある。
農 地 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業の普及のための積極的な支援や働きかけを農政課とも連携しながら進めてほしい。 ・農地や土手における除草剤使用が排水溝の詰まり、泥の堆積を増やし、冠水の原因になる。 ・除草剤の多用について、規制も必要に思う。涵養機能などを保つあり方にも視点を。
谷 津 田 ・ 森 林 	<ul style="list-style-type: none"> ・谷津田や森林の荒廃、アライグマやイノシシ被害の状況にも触れる必要がある。 ・再生エネルギー拡大の旗印に緑地の削減が懸念される。ソーラーパネル化はなんらかの制約を。 ・谷津は貴重な場所。耕作放棄が進み今の状態になった。谷津田が保全される方策を。
共 通 事 項 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑は質が問題で、質について焦点をあて、その回復と保全のために対応する必要がある。 ・地域の人ができることは地域に任せ、出来ないことを公園事務所がやるような割り切りが必要。 ・環境保全に特化した人材育成と支援を。人材育成を市が担うことで問題を補完できないか。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・緑被率が現状維持となっているが、本当にそれでよいか。増やしていく方向でなくて良いか。 ・緑と水辺のまちづくり活動の表彰数は結果であり、目指すものではないのではないか。 ・大高正人氏(建築家・都市計画課)の県文化会館周辺の緑、県立美術館とポータタワー周辺の緑のようなまちと一体となった品格を上げるやり方がある。

(7) パブリックコメント(千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023(案))

第4回委員会を実施した後、市民意見を十分に反映した計画とするため、計画案についてパブリックコメントを実施します。

提出された主な意見の内容について、本頁に記載していく予定です。

3 広域計画との関係

(1) 首都圏レベルの計画

国が策定した「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(平成16年(2004年)3月)において、千葉市域では、東京湾岸の海辺、花見川沿い、都川沿い、市東部のまとまった緑(東千葉の台地ゾーン)が、保全すべき自然環境として位置付けられています。

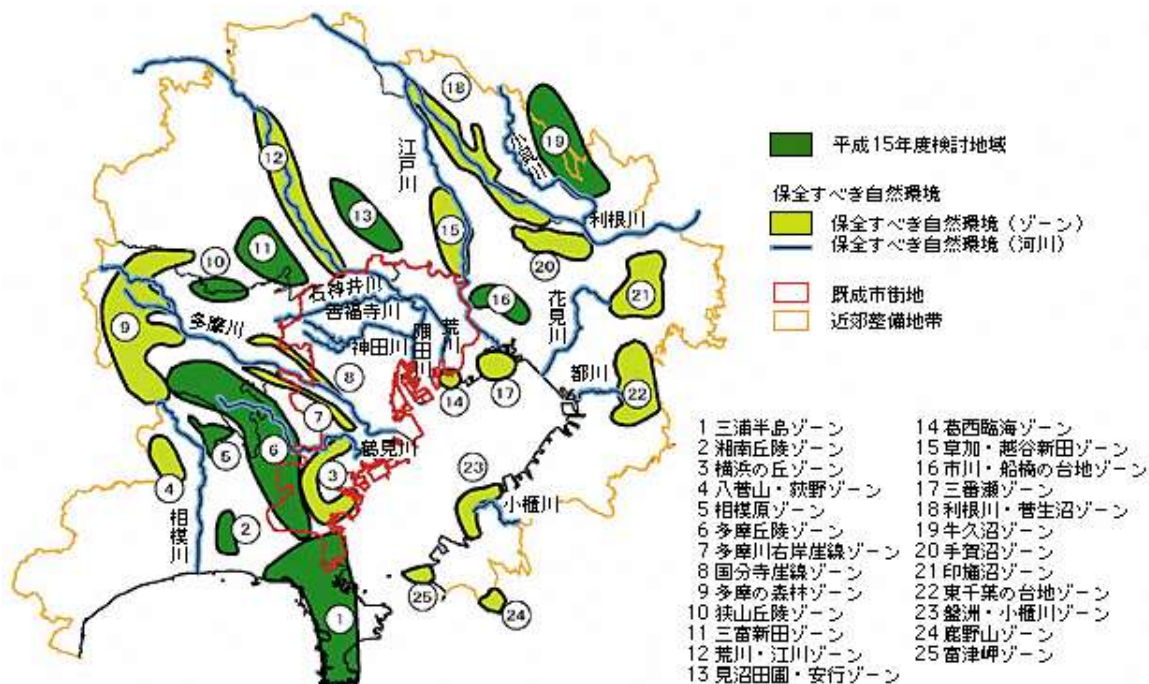


図 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン(保全すべき自然環境)

(2) 千葉県レベルの計画

千葉県が策定した「千葉県公園緑地の将来像」(平成9年(1997年)12月)において、千葉市域では、東京湾の海辺、花見川沿い、内陸部の樹林地、市東部のまとまった緑などが、水と緑の構造概念図として位置付けられています。

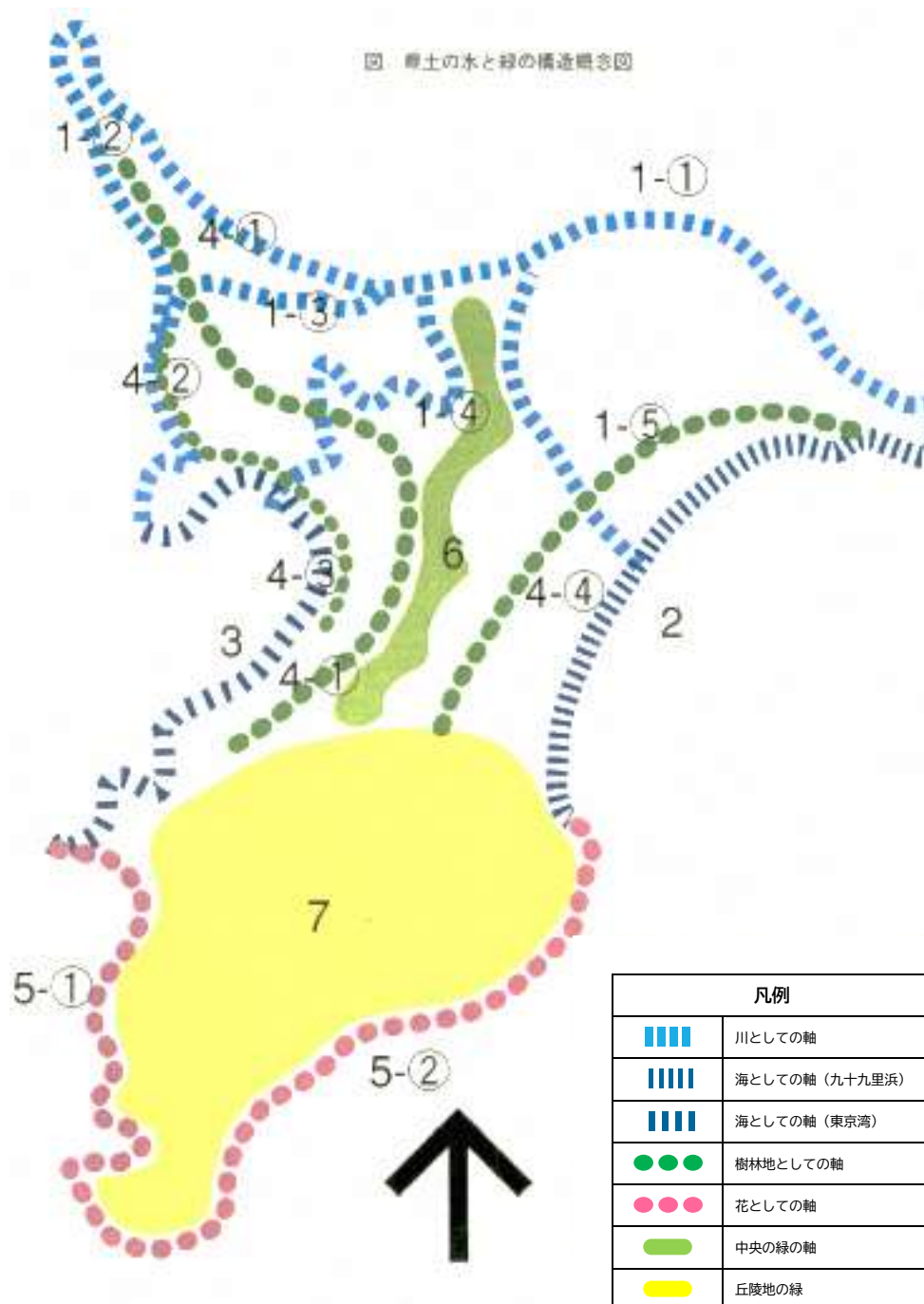


図 千葉県公園緑地の将来像(県土の水と緑の構造概念図)

4 ちば・まち・ビジョン(抜粋)

ちば・まち・ビジョンにおいては、都市デザインの観点からみて、地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどから見たまちづくりの方向性を定め、多様な主体間で共有し、都市づくり・まちづくりを進めることとしています。

この考え方のもと、市内の要所（ツボ）となる9つのエリアを対象に、エリアの魅力をより引き出し、磨き、伸ばすための「将来ビジョン」や「都市づくり・まちづくりの方向性」を設定しています。これらのエリアは、エリア内の市民や事業者のまちづくりに対する共通認識として活用すること、まちづくり計画（地区計画・まちづくりビジョンなど）作成時に活用すること、エリアに関わる施策の実施にあたり、エリアの特徴に沿った事業とするために活用することを想定しています。

本項では、9エリアのうち、エリアの特徴や方向性について、要点を抜粋して掲載しています。

都市を構成する要所（ツボ）となるエリア

豊かな緑と水辺

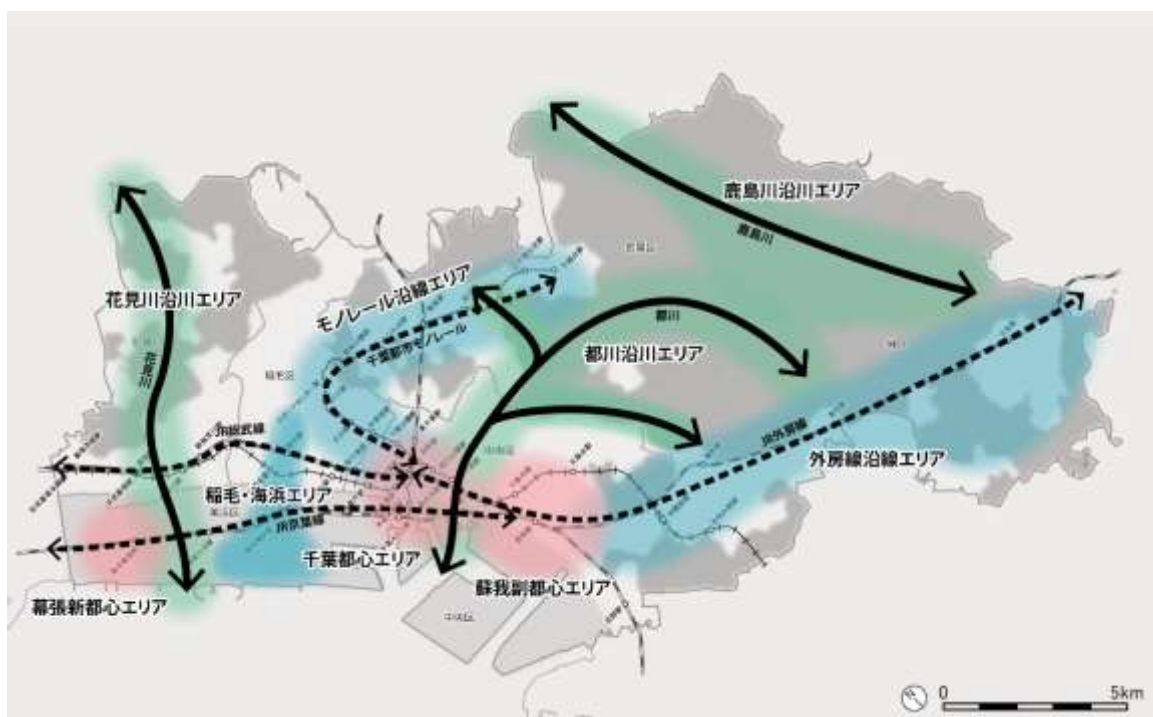
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1 都川沿川エリア | 2 花見川沿川エリア | 3 鹿島川沿川エリア |
|-----------|------------|------------|

都心（商業・業務・文化の拠点）

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 4 千葉都心エリア | 5 幕張新都心エリア | 6 蘇我副都心エリア |
|-----------|------------|------------|

駅を中心とした市街地

- | | | |
|------------|--------------|------------|
| 7 稲毛・海浜エリア | 8 モノレール沿線エリア | 9 外房線沿線エリア |
|------------|--------------|------------|



都川沿川エリア

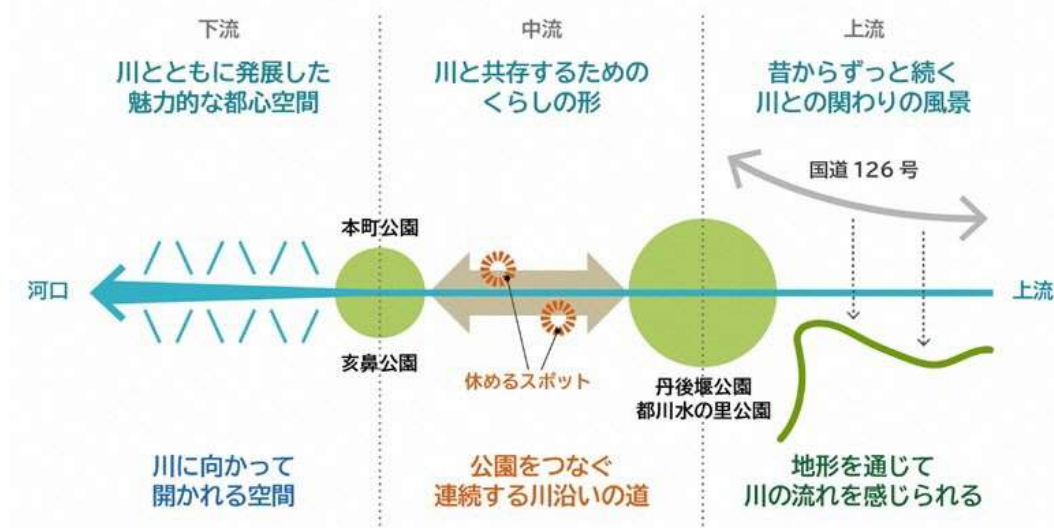
将来像：自然、暮らし、都市の3つすべてを感じられる川

都川エリアの特徴

- a 都心を感じさせる都市河川（下流部）
- b 住宅地の中を流れるくらしに密接した川（中流部）
- c 田園風景広がる農村の中を流れる小川（上流部）

都市づくり・まちづくりの方向性

- a **千葉市をイメージづける川沿い空間の創出（下流部）**
 - 親水空間や橋梁などを連携させながら魅力を高め、千葉市をイメージづける川沿いの空間を形成
 - 川に向かって開かれた空間や川沿いに滞在できる空間を整備し、水辺を都市空間に導く
- b **川沿いを気持ちよく、楽しく通れる空間づくり（中流部）**
 - 都川沿川の公園を繋ぎ、上流から下流まで連続して通行できる川沿いの軸線を強化
- c **自然に川を感じる空間の形成（上流部）**
 - 直接川が見えずとも、川と並走する道路などからの眺めなど、地形を通じて川の流れを感じられる沿川景観の形成



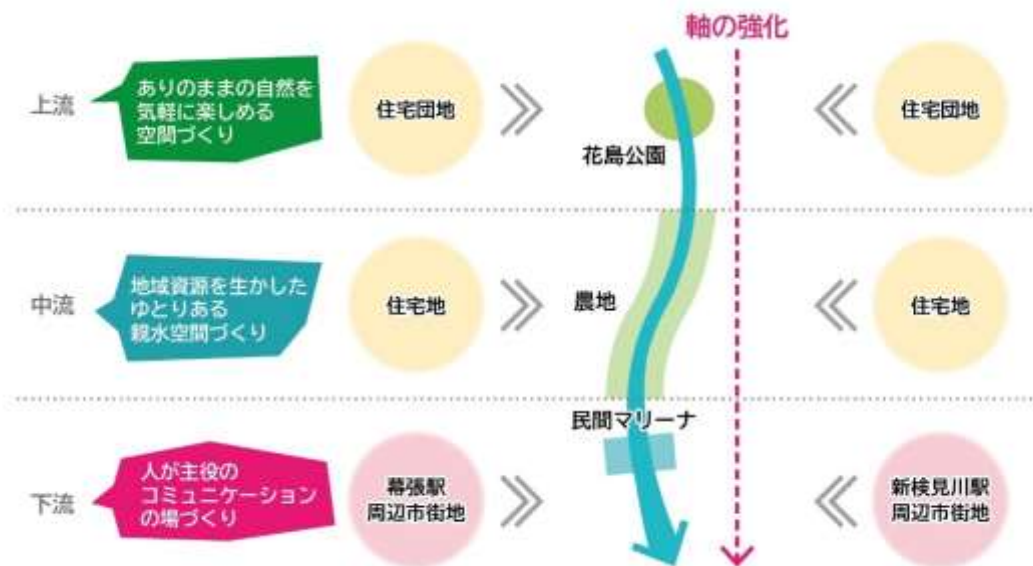
花見川沿川エリア
将来像：流れるまちの個性を生かした空間づくり

花見川沿川エリアの特徴

- a 豊かな自然と点在する団地
- b ものづくり産業などの集積
- c 歴史と自然を体感できるまち

都市づくり・まちづくりの方向性

- a ありのままの自然を気軽に楽しめる空間づくり（上流部）
 - 釣りがカヤック、カヌーなど、自然を楽しむことができる空間の形成
 - 自然環境の保全や回復に努め、自然を気軽に感じる空間の形成
- b 地域資源を活かしたゆとりある親水空間づくり（中流部）
 - 既存のサイクリングコースを生かした、自転車と歩行者が共存するゆとりある親水空間の整備
 - 水辺を快適に散歩できる歩道や休憩施設の整備
 - 桜並木や田園風景など、地域を特色づける景観資源の活用
- c 人が主役のコミュニケーションの場づくり（下流部）
 - 水辺のロケーションを生かして地域住民が日常的に利用できるような滞在空間を整備
 - サイクリングや散歩、アクティビティなど花見川を体感する際の始点となる拠点の形成



鹿島川沿川エリア

将来像：見た目は変わらないが、捉え方が変わった日常の風景

鹿島川沿川エリアの特徴

- a まちに近いまとまった自然や農地
- b 長い間保たれたライフスタイル

都市づくり・まちづくりの方向性

a 地域の魅力を再認識・再発見していく

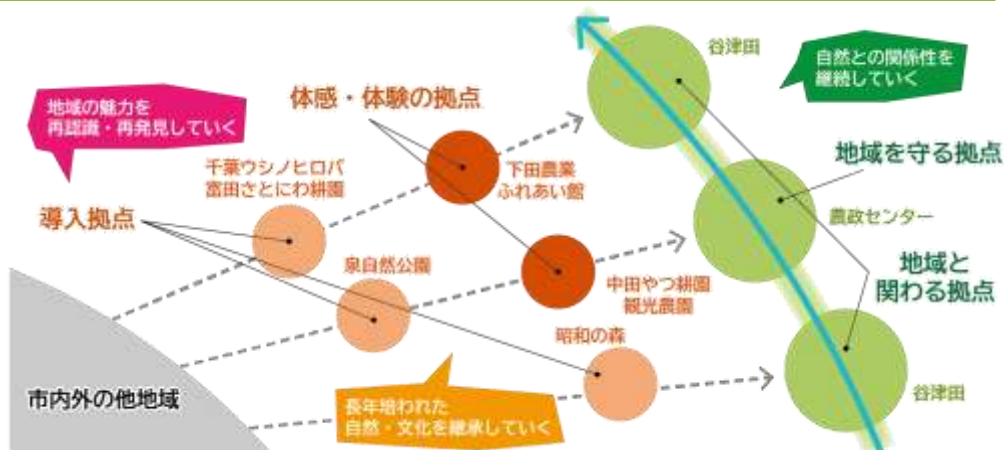
- 長年受け継がれてきた谷津田の風景や自然を生かしたレジャー施設など、鹿島川沿川地域の魅力を再認識、再発見する機会を創出
- 市内外に地域の魅力を PR し、地域の認知度を高め、来訪機会の向上につなげる

b 長年培われた自然・文化を継承していく

- 地元の人々の手によって受け継がれてきた自然や、生活の中で生まれた文化などを後世に継承
- 地元の人々と市内外の人々が協力して地域の自然や文化を維持・保全できる仕組みづくり

c 自然との関係性を継続していく

- 鹿島川沿川で長年保たれてきた自然との関係性を継続
- 地域の自然を時代の潮流に合う形で活用し、市内外の様々な人々が気軽に自然と関わることができる空間を創出



千葉都心エリア
将来像：人と人をつなぐ、「千葉市の顔」となる都心

千葉都心エリアの特徴

- a 特徴的なまちの共存
- b 身近に自然を感じるができるまち
- c 千葉発祥の地にまつわる歴史的資源

都市づくり・まちづくりの方向性

a 特徴的なエリアをつなぐネットワークの形成

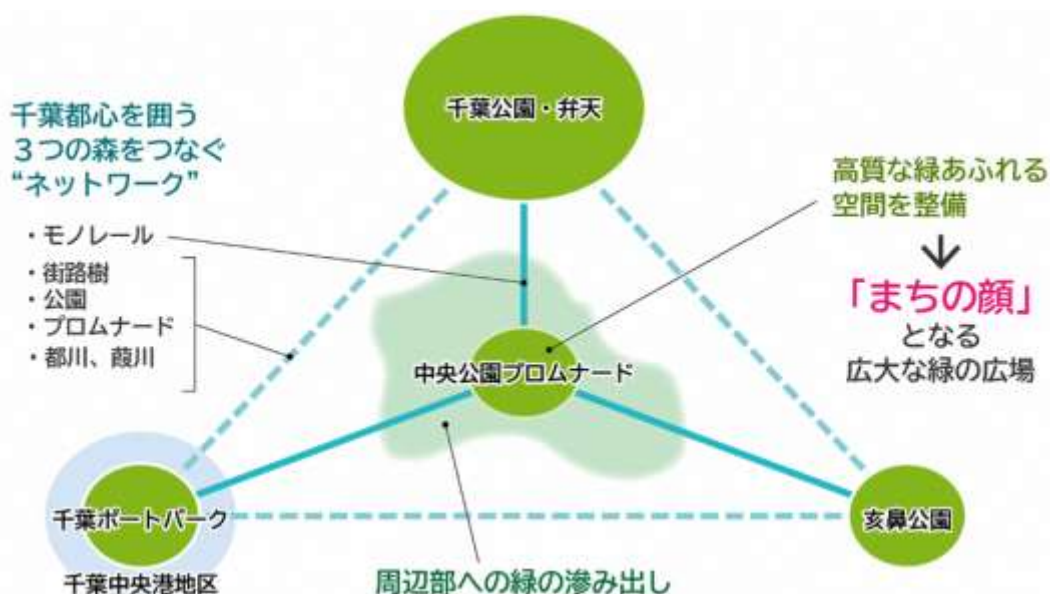
- 点在する個性的なエリアをネットワークで繋ぎ連続性や一体性を生み出し、市民や来訪者の新たな出会いや発見を誘発する環境形成を推進
- 中央公園プロムナードや葭川・都川沿川の歩道、臨港プロムナードなど、個性的なエリア間をつなぐ軸について、「ひとつの大きな広場・公園」のような空間形成を推進

b 質の高い緑の整備

- 緑の創出・保全を進め、都心でありながら豊かな自然と多様な生物に触れられる場所づくりの推進
- 多様なプレーヤー（住民・企業・商業施設・ホテルなど）が主体となった緑の整備を通じて、一体的なまちづくりを推進

c ウォーカブルなまちなかづくり

- 「自動車中心」の整備から、「ひと中心」の空間づくりを推進
- 地域の事業者・市民・行政の連携による「歩きたくなる」空間づくりの推進



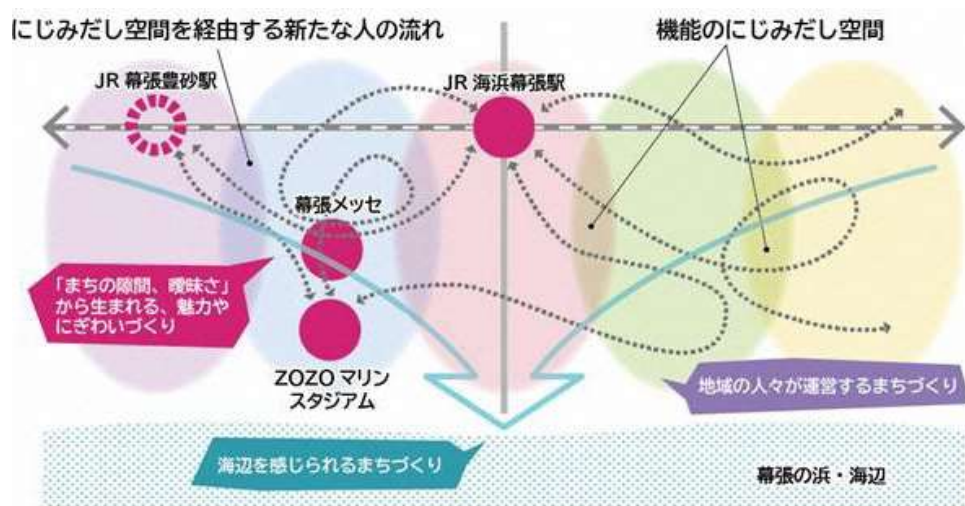
幕張新都心エリア 将来像：行くたびに違う顔を見せる「幕張新都心」

幕張新都心エリアの特徴

- a 複数の都市機能の集積を目指したまち
- b 県内最大級の集客力があるまち
- c 実験的な取組みが行いやすいまち

都市づくり・まちづくりの方向性

- a 「まちの隙間、曖昧さ」から生まれる、魅力や賑わいづくり
 - 広い公共空間やオープンスペースなどを活用し、各地区において特化した機能を生かした新たな交流や出会いが生まれる空間づくりを推進
 - 自動運転モビリティ導入に向けた取組みや幕張豊砂駅の開業を契機とし、エリア内の回遊を促進する空間づくりを推進
- b 海辺を感じられるまちづくり
 - 海を感じることができる要素をまちの中に取り込むなど、来訪者が海を身近に感じるような、魅力ある空間づくりを推進
 - 都市生活のあらゆる場面で海辺が活用されていく新しいライフスタイルを発信・提案し、市民をはじめ多くの人々が充実した時間を過ごすことができる場所の形成
- c 地域の人々が運営するまちづくり
 - 多様なプレイヤー（住民・企業・商業施設・ホテルなど）が主体となり、エリアマネジメント活動などによる一体的なまちづくりや多世代のコミュニティ形成、国内外の交流などを推進



※ 自動運転モビリティ：運転者が行っている、認知、判断、運転操作といった行為の一部又は全部を、運転者の代わりにシステムが行う乗り物のこと。

蘇我副都心エリア

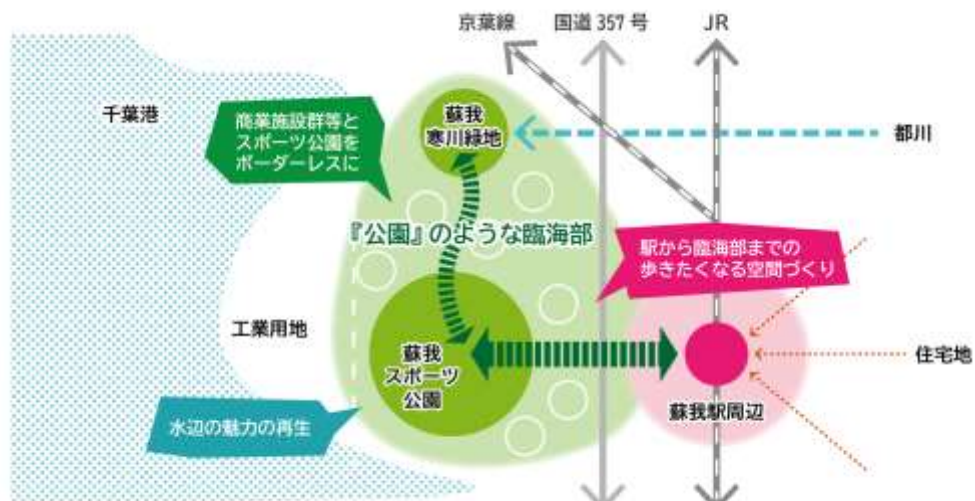
将来像：公園のような臨海部を育成し、副都心としての個性を強める

蘇我副都心エリアの特徴

- a スポーツの街
- b JFE 跡地の臨海部に集積された商業施設
- c 歴史ある港と水辺の空間

都市づくり・まちづくりの方向性

- a **商業施設群などとスポーツ公園をボーダーレスに**
 - 臨海部の商業施設群などの修景を進め、まち・海に開かれた空間を創出
 - エリア全体が公園のように緑豊かで一体感があり、歩いて回れる回遊性の高い市街地を形成
- b **駅から臨海部までの歩きたくなる空間づくり**
 - シンボルロードなどを利用してイベントのない日でもにぎわいが維持できる取組みづくり
 - 駅と臨海部の商業施設や公園などの歩行者動線やモビリティを強化してエリア内の回遊を促進
- c **水辺の魅力の再生**
 - エリア内の大規模公園と緑地を、快適な歩行空間や緑で有機的につなげる回遊軸を形成
 - 既存商業施設などと連携して水辺のにぎわいづくりを推進



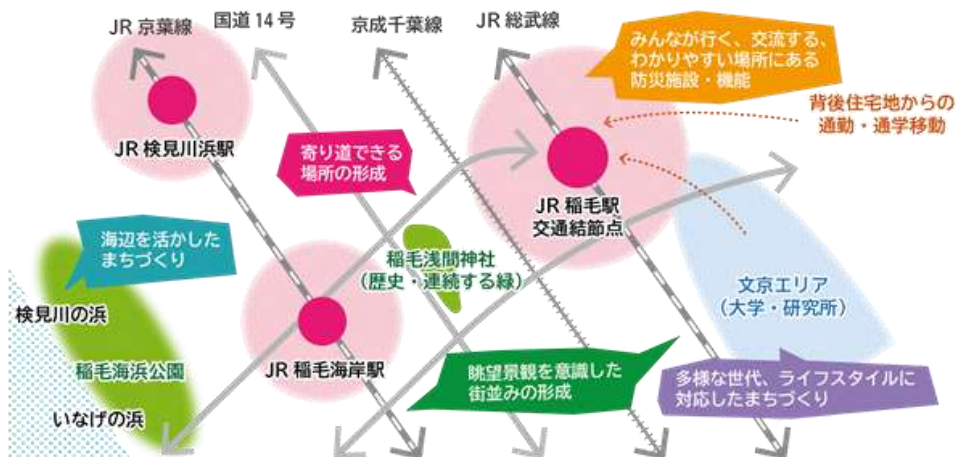
稲毛・海浜エリアの特徴 将来像：寄り道できる、したくなる、稲毛・海浜エリアの形成形成

稲毛・海浜エリアの特徴

- a 交通結節点である JR 稲毛駅が立地
- b 計画的に整備された住宅団地
- c 新旧の海岸線が作り出す緑

都市づくり・まちづくりの方向性

- a 寄り道できる場所の形成
 - 駅周辺では、多くの人々が来訪し、人が交わる地域特性を踏まえ、来訪者が「寄り道できる場」を形成
 - 地域のコミュニティの中に新たな交流が生まれる「たまり場」を形成
- b 眺望景観を意識した街並み形成
 - エリア内を通過する鉄道や車（車窓）からの景色を意識した、開放感のある街並みを形成
- c みんなが行く、交流する、わかりやすい場所にある防災施設・機能
 - 駅周辺の居住者を対象にした防災施設・機能の拡充
 - 通勤・通学による来訪者などが多く利用する場所に防災施設・機能を重点的に整備
- d 海辺を活かしたまちづくり
 - 日常的に生活場面で海辺が活用され、市街地でも海を感じることができるよう、海辺エリアと市街地の一体感のある街並みの形成
 - 海浜公園では、砂浜や東京湾の広大な景観を楽しめるよう、夕日や海を見せるビューポイントの形成
- e 多様な世代、ライフスタイルに対応したまちづくり
 - 住み続けられるまちを目指し、老朽化した施設の再生や地域のニーズに応じた新たな機能の導入
 - ライフスタイルや働き方の変化に柔軟に対応できる土地利用やテクノロジーの進展に伴う新たな移動手段について検討



モノレール沿線エリアの特徴
将来像：モノレールを最大限に使いこなすまち

モノレール沿線エリアの特徴

- a 緑に近接した良好な住宅地
- b 交通インフラ・景観資源としてのモノレール
- c 駅ごとに特色のあるモノレール沿線エリア

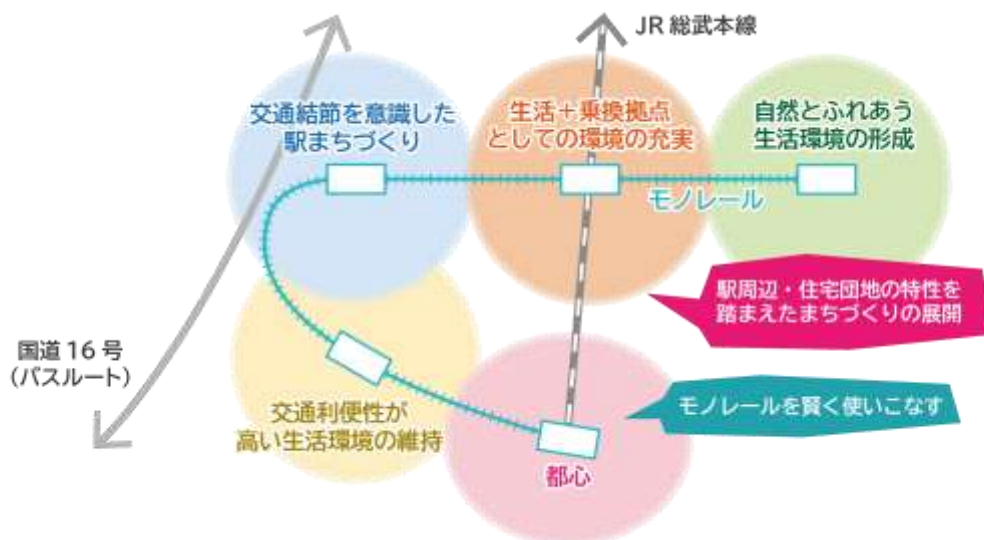
都市づくり・まちづくりの方向性

a 各駅周辺・住宅団地の特性を踏まえた公共交通指向型まちづくりの展開

- 千城台駅～桜木駅、みつわ台駅：自然とふれあう生活環境の形成
 - ・駅に近い住居地としての価値を生かしつつ、緑・農など自然と近接した住宅地としての魅力を向上
 - ・多様な世代、ライフスタイルに対応したまちづくりを展開
 - ・二次交通の充実による駅勢圏の拡大
- 都賀駅周辺：生活＋乗換拠点としての環境の充実
 - ・JR との乗り換え拠点であることを意識したまちづくりを展開
 - ・乗り換え時や立寄り利用等の暮らしの中で必要となる施設を意識した機能・施設誘導
- スポーツセンター駅、穴川駅周辺：交通結節を意識した駅まちづくり
 - ・バスとの乗換拠点であることを意識し、接続性の向上を図るまちづくりを展開
- 天台駅～千葉駅周辺：交通利便性が高い生活環境の維持
 - ・今ある生活環境を維持しつつ、モノレール駅利用者の目線で駅周辺の利便性向上を図る

b モノレールを賢く使いこなす

- モノレールをより生活に身近な交通移動手段として充実させるとともに、「質の高いインフラ」として移動だけではなく新たな付加価値を付与していく。



外房線沿線エリアの特徴
将来像：千葉市内随一の「住宅地」であり続ける

外房線沿線エリアの特徴

- a 高台に広がるまちと河川の分水嶺
- b 鉄道・道路沿いに計画的に整備された住宅地
- c 産業用地と医療施設の集積

都市づくり・まちづくりの方向性

a エリア内で完結する「まち」の形成

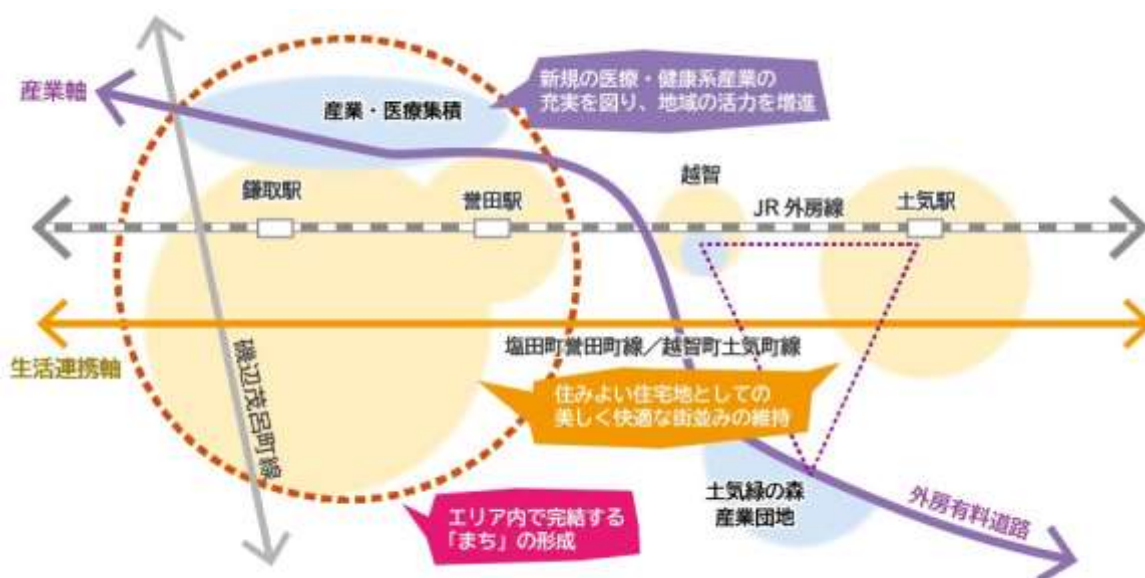
- エリア内の生活利便機能や産業との連携強化を行い、地域内での質の高い暮らしを充足
- 住宅・産業の連携や機能補完による住み続けられるまちとして再生や価値の向上

b 住みよい住宅地としての美しく快適な街並みの維持

- 快適な歩行空間と美しい街並みが連続する、歩いて暮らしたくなるまちづくりを推進
- 市街化区域縁部での秩序ある開発の誘導と周辺の緑の保全
- 住宅団地内の計画的に整備された道路、公園等の適切な維持管理による良好な街並みの維持

c 新規の医療・健康系産業の充実を図り、地域の活力を増進

- 健康で暮らせるまちを維持するための産業機能の拡充により、職住近接の住宅地の魅力を向上
- 産業団地や住宅街の環境向上に寄与する道路ネットワークの強化を促進



参考資料編

参考資料

1 計画改定の流れ

(1) 計画改定のスケジュール

年度	月	千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の取組	市民参加の取組	
令和2年度 (2020年度)	4			
	5			
	6			
	7		2020年度こども・若者の力(ちから)ワークショップ全10回 7月~12月にかけて、全10回実施	
	8		↓	
	9			
	10			
	11			
	12			
	1			
	令和3年度 (2021年度)	2		
		3		
4			2021年度第2回WEBアンケート	
5			↓	
6				
7			2021年度第3回WEBアンケート	
8				
9				
10		第1回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (次期千葉市緑と水辺のまちづくりプランについて)		
11				
12		千葉市まちづくりアンケート		
1		↓		
2				
3	第2回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023(素案)について)			
令和4年度 (2022年度)	4		緑と水辺のまちづくりに関するWEBフォーラム	
	5		市民意見募集 (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023(素案)について)	
	6		↓	
	7	第3回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023に位置付ける施策の方向性などについて)		
	8			
	9			
	10	第4回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023(素案)について)		
	11	~以下、今後の進捗に応じて追記~		
	12			
	1			
2				
3				

(2) 千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の取組

【千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会について】

千葉市長の諮問に応じて、次期緑と水辺のまちづくりプランに関する事項について審議し、市長に答申することを所掌事務とする附属機関が「千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会」です(以下、「委員会」といいます)。委員会は、以下の10名の委員から構成されます。会長は千葉大学大学院園芸学研究院の木下剛 教授であり、副会長は日本大学理工学部の押田佳子 准教授です。

区分	氏名	役職など	備考
学識経験者 5名	安立美奈子	東邦大学理学部 准教授	副会長 会長
	押田佳子	日本大学理工学部 准教授	
	菊池佐智子	公益財団法人都市緑化機構 副主任研究員	
	木下剛	千葉大学大学院園芸学研究院 教授	
	松浦健治郎	千葉大学大学院工学研究院 准教授	
関係団体を 代表する者 3名	相澤孝紀	特定非営利活動法人 プレイフルエンタープライズわかば 代表理事	
	長岡正明	千葉市町内自治会連絡協議会 前会長	
	西田直海	特定非営利活動法人 Drops 理事長	
公募による 市民 2名	田所康穂	公募市民	
	永野達也	公募市民	

任期 令和3年8月1日～計画の答申まで

役職 令和4年10月1日時点

【計画改定にあたっての委員会設置に関する条例】

○千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の設置条例

平成 22 年 6 月 28 日

条例第 70 号

(設置)

第 1 条 本市は、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、新みどりと水辺の基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 公募による市民

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。


附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 諮問書及び答申書

【諮問書】

千葉市長から、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定会の会長への「次期緑と水辺のまちづくりプラン」の審議に関する諮問書。

<p>3千都緑第303号 令和3年10月25日</p>
<p>千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会</p> <p>会長 木下 剛 様</p>
<p>千葉市長 神谷 俊 </p>
<p>次期千葉市緑と水辺のまちづくりプラン（案）について（諮問）</p>
<p>本市では、これから本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えるなか、土地需要の低下に伴う都市スポンジ化問題の顕在化や、令和元年台風をはじめとする多発する自然災害への対応、更には新型コロナウイルス感染症による都市空間への考え方の変化等を見据えて、今後の都市づくりを進めて行く必要があり、緑と水辺に関しても、こうした問題意識を踏まえて、令和5年4月を計画の始期とする「次期千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」（以下、次期計画とします。）の検討を進めています。この度、次期計画（案）となる内容について、貴委員会に審議いただきたく、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会設置条例（平成22年千葉市条例第70号）第2条に基づき、諮問します。</p>

【答申書】

※千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の会長から、千葉市長への「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023(案)」についての答申書の掲載を予定。

(4) 市民参加の取組

【パブリックコメント手続きなどに関する条例】

○千葉市市民自治によるまちづくり条例(抜粋)

令和元年6月27日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの基本は、市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むことと、できるところから自立的に活動して取り組むこととし、次のことを考慮して行うこととします。

- (1) 市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
- (2) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多くの市民が、地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題（以下「地域の課題等」といいます。）に気付き、参加し、活動すること。
- (3) 市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
- (4) 市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるようにすること。

(市民参加の手続)

第12条 市長等は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ（市民と市長等又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいいます。）の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行と評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めます。

(パブリックコメント手続の対象)

第13条 市長等は、次に掲げる施策（市長等の内部にのみ適用されるものを除きます。以下「対象施策」といいます。）についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。

- (1) 市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更
- (2) 市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、市長等が必要と認めるもの

2 次のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しません。

- (1) 緊急性又は迅速性を要するもの

- (2) 市長等に裁量の余地がないもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの
- (5) 附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に
沿って市長等が意思決定を行うもの
- (6) 軽微なもの

(パブリックコメント手続の実施)

第14条 市長等は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案（対象施策で定めようとする内容を示すものをいいます。以下同じです。）とこれに関連する資料を公表します。

2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければなりません。

3 市長等は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行います。

4 市長等は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要と提出された意見に対する市長等の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表します。

5 前条と前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。

(附属機関の委員)

第15条 市長等は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めます。

(市民の意向の把握)

第16条 市長等は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市市民参加及び協働に関する条例第16条第2項の規定により千葉市市民参加協働推進会議の委員として選任されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の千葉市市民自治によるまちづくり条例（次項において「新条例」といいます。）第21条第2項の規定により市民自治推進会議の委員に選任されたものとみなします。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和3年2月28日までとします。

3 令和元年度にこの条例による改正前の千葉市市民参加及び協働に関する条例第12条の規定により定められた実施計画は、新条例第17条の規定により定められた実施計画とみなします。

2 用語集

あ	アーカイブ化	文書や記録をまとめて保存することです。
	アメニティ	快適さや居心地の良さを表す言葉です。
い	インクルーシブ	包含性、すべてを含むという意味の言葉であり、年齢、性別、国籍、障がいの有無などによらず、人々を分け隔てなく包み込み支え合う社会、まちづくりなどを表す概念です。
え	エディブルガーデン	英語の Edible(エディブル)には、食べられるという意味があります。野菜、ハーブ、果樹など食べられる植物を主体に植えられたガーデンのことです。五感を刺激し、花や緑、香りなどが楽しめます。
お	オフサイト貯留浸透	河川、下水道、水路などによって雨水を集水した後、これを貯留、浸透させ、流出を抑制することです。
か	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることです。
き	業務核都市	東京圏における住宅問題、職住遠隔化などの大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となるべき都市のことです。首都圏基本計画（第4次）（昭和61年(1986年)6月決定）に考え方が示され、昭和63年(1988年)に制定された多極分散型国土形成促進法において制度化されたものです。
	近郊緑地保全区域	近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源などの保全などを目的として、一団の緑地を区域指定し、保全する制度です。
	近郊緑地特別保全地区	近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内で、その効果が、特に著しい地域などを現状凍結的に保全するため、都市計画で定める緑地です。
く	グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすとともに、農山漁村地域の活性化を進めていく上で大きな役割が期待されています。
	グレーインフラ	鋼やコンクリートを主材料とした従来からの構造物を「グレーインフラ」と称しています。我が国にグリーンインフラの概念が導入された平成25年(2013年)頃は、グレーインフラをグリーンインフラと比較する議論がなされていました。近年では、双方の特性を踏まえて適切に組み合わせることで、価値をもたらすことが期待されています。
こ	公園清掃協力団体	清掃及び除草、清掃後のごみの袋詰め、簡単な整地、公園施設の損壊の連絡など、公園の維持管理を担う地域の方々のことです。

こ	公開空地	建築基準法に基づく、総合設計制度の対象敷地内に設けられた歩行者が自由に通行又は利用できる空地のことです。
	公共岸壁	地方自治体の港湾管理者が管理している岸壁であり、海運会社、荷主を問わず、誰でも利用することができます。
	港湾緑地	港湾法に基づく、港湾における就労環境や生活環境の向上及び、良好な自然環境の保全などに資するための港湾環境整備施設（緑地、海浜、植栽、広場、休憩所など）のことです。
	谷底低地	山や台地を流れるゆるやかな谷川に、やわらかい土などが堆積してできた地形のことです。
	骨格剪定	樹木の形を整え、骨格をつくることを目的として行う比較的大きな剪定のことです。
し	指定管理者	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理運営を行う法人その他団体のこと。公の施設の包括的な管理権限を有し、施設の使用許可なども地方公共団体に代わって行うことができます。
	シームレス	継ぎ目のないという意味の言葉です。
	市民緑地	都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成を図るため、土地所有者と市町村長らが契約を結び、市民に公開し、市民利用に供することができる緑地などを設置・管理する制度です。
	市民緑地認定制度	平成 29 年（2017 年）に創設された都市緑地法の制度です。空闲地などを地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市町村長の認定を受け、一定期間を設置・管理・活用する制度です。
	下総台地	千葉県の中中部から北部にかけて広がる、なだらかな台地です。
す	水源かん養	地表の水（雨水や河川水）が地面にしみ込んで、ゆっくりと地下浸透し、地下水になることです。
	ステークホルダー	事業活動などに対し、一定の状況において関心または利害関係のある当事者のこと。す。
せ	生態系	ある地域に生息する、すべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系を指します。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成されるものです。
	生物多様性	私たち人間を含む生物・生命の変異・変化の総体を指す言葉です。遺伝子のレベルから種、更には生物の群落・群集、そして生態系に至る多様性を包含します。食料をはじめ、資源・エネルギーから水や空気の浄化などの環境の安定性、更には人々の心や精神をはぐくみ、私たちの生活・文化を支える大切なものとして認識されるようになっていきます。

せ	専用岸壁	港に立地している事業者が運営・管理している岸壁のことです。
そ	総合設計制度	建築基準法に基づき、500 m ² 以上の敷地で、敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限、斜線制限や、絶対高さ制限を緩和する制度です。
た	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う川づくりです。
	脱炭素	温室効果ガスの人為的な排出量と森林などの吸収源による除去量のバランスを取るために、温室効果ガス排出量を低減していくことです。
ち	ちばし道路サポート制度	千葉市民の方に千葉市が管理する道路の清掃や除草、草花の管理などを行っていただき、千葉市は物品の支給を行うなど、道路を市民と千葉市の協働でよりよくする制度です。安全・安心な道路環境をつくるとともに、道路を身近に感じてもらうなど、市民の方の意識を高めていただくことなどを目的としています。
	中間支援組織	行政と地域の間にとって、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことです。主な役割は、資源（人、モノ、カネ、情報）の橋渡しや、団体間のネットワーク推進、価値の創出（政策提言・調査研究）などです。
て	点源負荷	河川や湖沼などの水質の負荷になる有機物や栄養物質を流入負荷といいます。このうち、生活排水、工場・事業場排水など、排水地点や量を把握できるものが点源負荷です。
と	特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、市街地及びその周辺の樹林地、草地、水辺などの優れた自然環境を有する緑地を現状凍結的に保全するため、都市計画で定めた緑地です。
	都市計画区域マスタープラン	都市計画法に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のことです。都市計画区域全体を対象に、一市町村を超える広域的観点から、都市計画の基本的な方針として都道府県などが定めるものです。
	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針のことです。市町村の区域を対象に、地域に密着した見地から、その創意工夫の下に市町村が定めるものです。
	都市のスポンジ化	人口減少などの急速な進行に伴い、多くの都市で、空き家や空地が時間的・空間的にランダムに発生することです。
な	ナイトタイムエコノミー	夜間（主に日没から日の出まで）の経済活動を指し、夜ならではの消費活動や魅力創出をすることで、経済効果を高めることです。

に	ニューノーマル	新型コロナ危機を契機として、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、大きく変化した生活様式のことです。
は	パークマネジメント団体	地域の公園をもっと身近に感じられるように、清掃、除草、草刈りなどの管理だけでなく、イベントの開催、子どもの遊び方の指導、ルールづくりなどの自主的な活動を通じて運営を担う団体のことです。
	バイオフィリックデザイン	人間には、自然とつながりたいという本能的欲求（バイオフィリア）があると考える考え方を反映し、植物、自然光、水、香り、音などの自然環境の要素を取り入れた空間デザインの事です。
ひ	ビオトープ	ビオトープとは、特定の生物群集が生存できるような、環境条件を備えた均質な限られた生物生息空間のことです。校庭などに造成された生物生息空間を指す場合もあります。
ふ	フィトンチッド	心をリラックスさせる、森林の香りの基となっている、樹木が放出する揮発性有機化合物の総称です。植物を意味するフィトンと、殺菌するという意味のチッドという言葉から成り立っています。
	プレーパーク	子ども達の健全な育成を目的として、子ども達が自分の責任で自由に遊ぶという理念を前提に、地域住民などが主体となって開催する活動のことです。また、子ども達の目線に立ち、プレーパークの安全管理を行い、子ども達の興味や関心を引き出す者をプレーリーダーといいます。
み	みなとオアシス	地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する、みなとを核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したものです。
め	面源負荷	河川や湖沼などの水質の負荷になる有機物や栄養物質を流入負荷といいます。このうち、市街地の舗装道路や田畑からの排水など、汚濁の排出点を特定できないものが面源負荷です。
や	谷津田	台地が氷河や河川に浸食されてできた低湿地（谷津）で営まれる水田です。高低差が少なく湧水が得やすいことなどから稲作に適しているほか、開発の進んだ場所では見られない様々な生物が生息・生育しています。千葉市の特筆すべき環境の一つです。
り	立地適正化計画	平成 26 年（2014 年）の都市再生特別措置法の改正により、行政と住民や事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、創設された制度です。医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、生活利便施設にアクセスできるなど、福祉や交通を含めて都市全体の構造を見直す、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方が重要視されています。
	リノベーション	既存の建物や公園などに対して、機能・価値の再生のために大掛かりに改修を行うことです。今あるものを活かしながら、必要に応じ時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与することです。

り 流域治水	<p>気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川などの氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。</p>
緑被	<p>植物で覆われている土地のことです。千葉市では、樹林地（住宅地や公園などの樹木で覆われた土地、山林など）、草地（住宅地や公園などの灌木地や草地）及び耕作地（水田、畑、果樹園など）を緑被地とし、面積を算出しています。</p>
れ レインガーデン	<p>雨水を一時的に貯めてゆっくり地中へと浸透させ、水質浄化や修景機能も併せ持つ植栽帯や花壇のことです。</p>
レッドリスト	<p>絶滅の恐れがある野生生物種を保護の重要性の観点などからランク付けしたものです。</p>
P <small>ビー ビーエフアイ</small> P-PFI	<p>平成 29 年（2017 年）に創設された都市公園法の制度です。飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、周辺の園路、広場など、一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を公募により選定する制度です。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。</p>

3 あとがき(表紙のイラスト)

表紙をご覧になって、可愛らしいと感じた方、また、この場所はどこだろうと思った方も多いのではないのでしょうか。このイラストは、千葉市を拠点にイラストレーターとして活動されている「Eriy(エリー)」さんに、本計画のために描いていただいたものです。

表紙のイラストには、千葉市内の緑と水辺を特徴づけるものが、「つまようじ」を用いて描かれています。千葉市の都市アイデンティティとなる4つの資源（「加曽利貝塚」、「オオガハス」、「千葉氏」、「海辺」）も含まれています。

また、裏表紙のイラストは、表紙と同じイラストですが、着色がされていません。本計画を手にとった方が、自由な発想で色を塗ってみてください。そして、イラストに描かれているものが気になり、この場所に行ってみたいと思ったら、緑と水辺に出かけてみてください。

お気に入りの場所が見つかり、日常のくらしがいきいきと輝き、まちへの愛着が深まっていくことを願っています。



千葉県緑と水辺のまちづくりプラン 2023

令和5年 月

【発行】

千葉県都市局公園緑地部緑政課

千葉県中央区千葉港1番1号
